

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

平成20年6月

東 京 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	4
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	21
	第4章 成績評価及び修了認定	33
	第5章 教育内容等の改善措置	58
	第6章 入学者選抜等	67
	第7章 学生の支援体制	77
	第8章 教員組織	103
	第9章 管理運営等	119
	第10章 施設、設備及び図書館等	144

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
- (2) 所在地 東京都文京区
- (3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）
学生数：713人
教員数：67人（うち実務家教員19人）

2 特徴

19世紀末以来の長い歴史の中で、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部は、数多くの優秀な法曹を輩出してきた。このような伝統を持つ東京大学大学院法学政治学研究科が、司法制度改革の重要な施策としての優れた法曹養成において、果たすべき責務はきわめて大なるものがあり、本研究科は、法曹養成機関としての法科大学院制度の設計について、リーダーシップを発揮するとともに、自らも法科大学院を、法学政治学研究科の一専攻である法曹養成専攻としての位置づけをした上で、平成16年4月に新設した。

本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての、新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することを特徴としている。

本法科大学院では、多数の専任教員のほか、他専攻・他研究科・他大学の学界をリードする研究者教員に加え、卓越した裁判官、検察官、弁護士、企業実務家からなる実務家教員による教育を行っており、また、毎年度の入学者300名という最大規模の法科大学院として法曹養成に対する社会的責任を果たしている。

Ⅱ 目的

1 本法科大学院における教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行われる。すなわち、①「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に現れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。②法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえで、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考を発展させることのできる法曹を養成する。③法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえで適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成する。また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

2 以上の理念・目的を達成するため、本法科大学院においては、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することに重点を置いて教育を行う。法曹としての基幹能力とは、現に存在する法制度を、単に所与のものとして受け止め、その知識を習得するにとどまるのではなく、法の制度・規律を自分なりに再構成しながら、その背後にまで立ち入って深く理解したうえで、現実の諸問題に対処することのできる理論的バックボーンを形成する能力である。これにより、さまざまに生起する社会事象の中に法的問題を鋭く探知し、それを分析したうえで、自分なりの発想で解決する途を見つけ出すという創造的な力を身につけることができる。こうした理解力、法的分析能力、創造的思考力が、優れた法曹であるために必要な能力の基幹的部分であり、これを徹底して育成錬磨する。

3 1年次・2年次に提供される法律基本科目を中心とする精選された授業科目を、学生が集中的にかつ掘り下げて学習するという「プロセス」を通じ、こうした基幹能力を確実に身につけることができるよう、厳しくかつ丁寧に教育する。さらに、変化の激しい社会において生起するさまざまな法的問題に適切有効に対処し、また、必要に応じ大胆な制度改革をも提言することのできるような理論的バックボーンを育成強化するために、「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」といった基礎法学・隣接科目を必修科目とするほか、比較法・基礎法学科目や隣接科目を3年次において豊富に提供している。実定法科目に限られない、こうした幅広い科目の履修が、「法曹としての基幹能力」を豊かで、しっかりと根の張ったものにすると考えられる。

豊かな国際感覚を備え、国際的な法的問題に対応できる能力を育成するために、外国の法制度それ自体や国と国との関係のあり方について深い理解を持つこと、また自国の法制度をも相対化して理解しうる能力を養うことが必要であり、2年次において国際法を、3年次において国際人権法、国際経済法、国際民事訴訟法、国際取引法などの国際関係法科目や現代アメリカ法、ヨーロッパ法、現代ドイツ法、現代中国法、現代韓国法などの多彩な外国法科目を提供する。すでに10年以上の実績のあるアメリカの提携ロースクール（コロンビア・ロースクール、ミシガン・ロースクール）との教員交換プログラムを基に、提携校をより広い範囲に拡大し発展させて、アメリカ法の多様な分野につき、アメリカのロースクール教授による英語による授業を行うアメリカ法プログラムをはじめとするトランスナショナル・ロー・プログラムも実施している。このような多彩な科目の履修を通じて、国際的な法についての理解を深めるとともに、国際的な法感覚を養い、国際的にも通用する法律家となるのに必要な能力を育成鍛錬する。

「法曹としての基幹能力」を基礎として、さらに、さまざまな人々の悩みを理解し、これを真摯に受けとめて、法的な問題の所在を明らかにしたうえで、親身になってその解決を図ることのできる多様な人材を育てるためには、広範な分野についての幅広い専門的知識とその応用能力の育成に加え、それらを支える理論的バック

クボーンの形成が必要である。そのため、基本科目にも「総合科目」を設けて高度化を図り、展開・先端科目との接合に十分配慮した形で授業を実施している。これに加え、倒産民事執行法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法などのビジネスロー関係科目を選択必修科目として提供し、これらの科目について、基礎的素養をしっかりと身につけることを期待している。また、市民生活に密着して活動する市民生活ローヤーとして、社会に貢献するために不可欠な知識を提供するべく、雇用関係法（労働法、社会保障法）、消費生活に関する法（消費者法）、生活環境に関する法（環境法）、少年非行に関する法（少年非行と法）などの多彩な授業も提供している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準1-1-1に係る状況）

東京大学法科大学院は、法科大学院が法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することをめざし、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等から成る体系的で、かつ充実したカリキュラムを構築し（第2章・第3章参照）、また、卓越した実績をあげてきた実務家教員を含め、充実した教員陣による双方向的・多方向的な授業を実践している（第3章、第8章参照）。成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に行われ、こうした厳格な成績評価の蓄積などを通して、修了認定が行われている（第4章参照）。

本法科大学院の教育の方針についてさらに敷衍すると、本法科大学院においては、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することに重点を置いた教育を行っている。

法曹としての基幹能力とは、現に存在する法制度を、単に所与のものとして受け止め、それについての知識を習得するにとどまるのではなく、法の制度・規律を自分なりに再構成しながら、その背後にまで立ち入って深く理解したうえで、現実の諸問題に対処することのできる理論的バックボーンを形成していく能力を意味する。これによって、様々に生起する社会事象の中に、法的問題を鋭く探知し、それを分析したうえで、自分なりの発想で解決する途を見つけ出すという創造的な力を身につけることになる。こうした理解力、法的分析力、創造的思考力が、優れた法曹であるために必要な能力の基幹的部分であり、これを徹底して育成錬磨することがまずもって重要であると本法科大学院では考えている。本法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するいずれの科目の授業においても、この法曹としての基幹能力の育成という目標を一貫して追及している。したがって、本法科大学院では、単に新司法試験に合格することだけを目的とした教育は行わないことを一貫して明らかにしており、また上記の意味での基幹能力の育成を本法科大学院において十分に行うという観点から、エクスターンシップをはじめとする臨床的教育に大きな力を入れるという教育方針を採用していない。そ

れに対して、たとえば、基礎法学・隣接科目に属する「法のパースペクティブ」及び「現代法の基本問題」を必修科目とし、未知の問題の解決に立ち向かえる社会的、歴史的、哲学的基盤を形成させるという試み、サマースクールや外国人教員による様々な授業により国際的に活躍することのできる法曹を養成するという試みなど、特色ある教育の提供に努めている。

《別添資料1「法科大学院パンフレット」、別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P1～3:東京大学法科大学院の概要)、別添資料3「シラバス集」及び別紙様式1「開講科目一覧」参照》

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

基準 1-1-1 に述べたように、本法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核をなす教育機関であるという制度の基本趣旨を十分に踏まえつつ、法の実務を通じて国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、最高水準の法律実務家を養成することをめざしており、その教育は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、以下の基本理念のもとに行うことを明らかにしている。

第 1 に、本法科大学院では、「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に表れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。

第 2 に、本法科大学院は、法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考行動を発展させることのできる法曹を養成する。

第 3 に、本法科大学院は、法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成し、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

このような理念と目的に基づく教育を具体化したものが、本法科大学院のカリキュラムであり、上記第 1 から第 3 までの基本理念が十分に反映されたものとなっている。本法科大学院の学生には、このカリキュラムに従った履修を重ねさせることにより、上記の理念と目的に適った法曹を養成するものとしている。以上の教育の理念と目的及びそれに基づく教育の具体的な内容については、法科大学院パンフレットの配付や法科大学院のウェブサイトにおける広報など様々な方法で、学生のみならず社会全体に対して広く情報提供することに努めている（第 9 章参照）。本法科大学院では、平成 20 年 3 月までに、736 名（法学既修者 560 名、法学未修者 176 名）が修了した。修了者のうち 298 名が新司法試験に合格し（受験者はのべ 474 名）、うち法学未修者は 38 名（受験者は 79 名）であった。また、16 名は、法学政治学研究科の助教（14 名）になり、あるいは博士課程（2 名）に進学した。厳格な成績評価及び修了認定により、責任を持って世に送り出すことができる優れた法曹を生み出し、また研究者を育成しているものと考えている《別添資料 2「2008 年度東京大学法科大学院便覧」（P50～55：履修の手引き）参照》。【解釈指針 1-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院においては、高い理念と目的のもとに、多数の卓越した能力を有する教員による質の高い法曹養成教育を行っており、これからのわが国の司法制度の各分野を背負って立ち、かつ国際的にも活躍することができる優れた法曹となる人材を多数養成している。「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」といった基礎法学・隣接科目をも必修として、未知の問題の解決にも立ち向かえる社会的、歴史的、哲学的基盤をも形成させるための教育を行うとともに、トランスナショナル・ロー・プログラムズに基づき、外国の第一線の研究者・実務家を講師として招聘して行う、サマースクールやその他様々な授業を展開することによって、国際的に活躍できる法曹を養成するべく、特色ある教育の提供に努めている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院では、「法曹としての基幹能力」を育成錬磨することに重点をおいて教育課程を編成している。すなわち、知識の習得にとどまらず、法の制度・規律の深い理解と現実の諸問題に対処する理論的バックボーンを形成していく能力を育成するため、まず、1年次・2年次に提供される法律基本科目を中心に、学生が集中的かつ掘り下げて学習するプロセスを通じて、基幹能力を身につけることができるように科目を編成・配置している。法律実務基礎科目では、研究者教員と実務家教員の連携・共同のもとに、実務の基本的な流れを理解させうえて、法律基本科目で習得した法理論が、実務においてどのように運用されているのかを体得させ、実務と理論の架橋を図ることとしている。

また、様々な法的問題に対処し、制度改革を提言できる理論的バックボーンを育成強化するため、「法のパースペクティブ」や「現代法の基本問題」という基礎法学・隣接科目を必修科目とし、実定法科目に限らない、このような幅広い科目の履修により「法曹としての基幹能力」をしっかりと身に付けることとしている。

さらに、国際的な法律問題に的確に対処できる能力を育成するため、2年次に国際法を、3年次において国際関係法科目や現代アメリカ法などの多彩な外国法科目を提供するとともに、広範な分野についての専門知識と応用能力の育成、その理論的バックボーンの形成のため、先端・展開科目において、知的財産法などのビジネスロー関係科目を選択必修として提供し、基本科目にも「総合科目」を設けて、先端・展開科目との接合に十分配慮した形で授業を実施している。《別紙様式1「開設科目一覧」、別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」（P50～55：履修の手引き）及び別添資料4「法学部便覧」参照》【解釈指針2-1-1-1】

法律基本科目のうち、「上級憲法」「上級民法」等の「上級」シリーズでは、学部での基本的知見の習得ないし未修1年次の「基本憲法」等「基本」シリーズの受講を前提として内容を編成し、応用力を養う教育を実施している。《資料201参照》並行して、2年次夏学期には、「民事系判例研究」、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」、同冬学期には「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」といった、3年次の実務的科目の基礎を確立する科目を提供し、段階的かつ実効的な履修を可能としている。以上のように、学部での法学教育との関係を明確に位置づけ、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるように教育課程を編成している。また、学部で国際法を履修済みの者については、国際法

の履修に代えて、国際人権法、国際経済法又は国際租税法のいずれかの履修を選択必修としていたが、平成20年度のカリキュラムから、法学部における国際法科目の履修を考慮せず、国際法、国際経済法、国際人権法、国際租税法のうち1科目を選択必修とすることとした。【解釈指針2-1-1-1】

資料201 上級シリーズのシラバス（例）

「上級民法」（抜粋）

○講義の目的・ねらい・進め方

学部での民法の講義または基本科目民法により、民法の基本的な概念と考え方を前提に、広範な領域にわたる民法の知識を相互に関連させ、実務において現れる複合的な問題やまったく新しい問題を解決するための応用力を養うことを目的とする。授業は、事例などを素材とした課題について各学生がペーパーを用意し、それをもとに質疑応答を行うという方法で進める。成績評価は平常点とレポートによるが、レポートに関しては、1月末頃に課題を発表し、2月20日前後に提出してもらう。

授業は、2回を1ユニットとして、以下のように進める。

第n回 事前に与えた課題Aにつき学生の議論を通じて論点を整理し、論すべき問題・方向等について議論する。

第n+1回 学生がペーパーを用意して出席することを前提に、数名の学生を指名してその一部を報告させ、自由な質疑応答を行う。最後に、ペーパーを提出させ（その講評は次回の冒頭に行う）、次回の課題Bを与える。

（以下、略）

「上級刑法」（抜粋）

○講義の目的・ねらい・進め方

刑法の基本的理解が備わっていることを前提に、その理解を定着させ、さらに深め、問題解決のために必要な応用力を養うことを目的とする。複合的な問題を含む事例に関する判例等を収録した教材を使用し、質疑応答を中心として授業を進める。

（出典：2008年度授業科目シラバス集）

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目)に該当する科目として以下の科目を開講している。まず, 1 年次の必修科目として, 基本科目憲法, 基本科目行政法, 基本科目民法 1~3, 基本科目商法, 基本科目民事訴訟法, 基本科目刑法, 基本科目刑事訴訟法を開講している。次いで, 2 年次の必修科目として, 上級憲法, 上級行政法, 上級民法, 民事系判例研究, 上級商法 1 (会社法総合, M&A, 閉鎖会社から 1 科目を選択), 上級民事訴訟法, 上級刑法, 上級刑事訴訟法を開講している。さらに, 3 年次の必修科目として, 上級商法 2 (企業取引法総合, 金融, 物流・情報から 1 科目を選択), 公法総合 (公法訴訟システム, 財政法, 地方自治法, 情報法, 立法学から 1 科目を選択), 民事法総合 (消費者法, 環境法, 現代契約法論, 信託法, 社会保障法, 裁判外紛争処理法, 債権回収法, 民事執行・保全法から 1 科目を選択)を開講している。これらにおいては, 当該法分野についての基礎的な理解とそれに基づく応用力を徹底して培い, 法曹として必須な基幹能力を養っている。なお, 公法総合, 民事法総合の一部においては, 扱う領域との関係で, やや進んだ内容の科目となっており, 具体的には, 国際民事訴訟法, 消費者法, 環境法, 信託法, 社会保障法, 裁判外紛争処理法については, 展開・先端科目に配置するよう区分整理をすべきことが, 平成 18 年 6 月に実施された法科大学院認証評価(予備評価)において指摘された。この指摘を受け, 国際民事訴訟法については, 平成 20 年度のカリキュラムから展開・先端科目に配置している。しかし, 本法科大学院は, 教育目的の中核にすえる「法曹としての基幹能力」を育成するために, 現代的な問題を通して法学の基礎の理解を深めさせる趣旨の科目として, 国際民事訴訟法以外の上記科目を法律基本科目に位置づけている。予備評価においても, これらの科目を本法科大学院の教育方針として法律基本科目群に位置づけることは妨げないとされている。そして, これらの科目が, 評価基準上は展開・先端科目に区分されることは了解しており, 展開・先端科目に区分されても, 認証評価基準はクリアーしている。《別添資料 2「2008 年度東京大学法科大学院便覧」(P44~45: 法曹養成専攻授業科目表) 及び別添資料 3「シラバス集」参照》。

【解釈指針 2-1-2-1】

なお、基本科目法学入門は、本法科大学院独自の法律基本科目としての必修科目である。

(2) 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目）に該当する科目として以下の科目を開講している。まず、2年次の必修科目として、リサーチ、ライティング&ドラフティング、民事実務基礎、刑事実務基礎、次いで、3年次の必修科目として、法曹倫理、3年次の選択必修科目として、模擬裁判、民事弁護研究、民事事実認定論、法律相談クリニック、国際契約交渉、法と交渉、倒産処理研究を開講している。これらにおいては、豊かな実務経験を有する実務家教員の指導により、法律基本科目において教育された基礎的な知見をさらに実務の場面において適用し、応用することによって、具体的な事件の取扱い方を踏まえた知見の定着・展開を図ることとしている。また、リサーチペーパーも、判例や文献を的確に渉猟し引用しながら、説得力のある主張を筋道立てて展開する法律文書の書き方を学ぶという面を有していることから、法律実務基礎科目に分類している。《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)及び別添資料3「シラバス集」参照》。【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野または法学と関連を有する分野の科目）に該当する科目として、以下の科目を開講している。必修科目として、法のパースペクティブ（2年次）、現代法の基本問題（3年次）を課し、法を多面的・多角的に把握する能力を涵養し、法の根底にある思想・哲学と現代法の課題との接合を図ることとしている。さらに、選択必修科目として、英米法総論（展開・先端科目としての倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法とあわせ、いずれかの科目から4単位以上）のほか、選択科目として、現代アメリカ法1、現代アメリカ法2、現代アメリカ法3、実習アメリカ法、現代ドイツ法、現代フランス法、ヨーロッパ法、現代中国法、比較法1、比較法2、現代法過程論、法と経済学、現代法哲学、法社会学、法制史1、法制史2、法医学、さらには平成20年度からは現代韓国法の諸科目を開講し、多様な問題領域に触れさせ、豊かで幅広い視野を獲得させるよう指導している《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)及び別添資料3「シラバス集」参照》。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目（応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの）に該当する科目として、選択必修科目として倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法、国際租税法、国際経済法、国際人権法のほか、選択科目として、金融商品取引法、会社労使関係法、租税と諸法、ビジネスプランニング、国際取引法、金融取引課税法、コンピュータ法、刑事政策、少年非行と法、経済刑法、企業年金法、国際法判例研究、国際民事訴訟法、上級金融商品取引法、グローバル資本市場法制、アメリカ法プログラム、研究論文の諸科目を開講している。なお、「研究論文」は、「リサーチペーパー」とは異なり、法律基本科目・法律実務基礎科目を基礎としながら、これまでの議論のレベルを超えることを目指す研究を求めるものであることから、展開・先端科目に分類しており、法科大学院の教育を基礎に、研究者を志望する者にとってもステップボードになるものと位置づけている。これら、特に、ビジネス諸科目において、現代の経済社会が抱える新たな応用的先端的問題へ取り組む基礎的な知見を獲得させるとともに、その他の重要な法的課題に立ち向かえるだけの基礎を養うべく教育を行っている《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)及び別添資料3「シラバス集」参照》。【解釈指針2-1-2-4】

(5) さらに、演習を多数開講している。これは、学生が自発的に問題を発見し、問題意識を深めて探究し、問題意識を共有する学生同士で討論する場であり、本法科大学院の目指す「法曹としての基幹能力」、すなわち法的問題に対する鋭敏な思考力を多方向的な議論により練磨するものである。例えば「演習（商法）」のように、法律基本科目の名称が付されているものであっても、法律基本科目のように、すべての学生に望まれる科目の基礎的な理解を目指すものではなく、学説や実務の最先端の問題を、そうした問題に関心のある学生が自発的な調査と討議により探究するもの、あるいは、歴史的・比較法的な観点から法の基層に遡るものとなっている。

以上のように、基礎法学・隣接科目、先端・展開科目及び演習の授業内容はシラバス記載のとおりであり、実質的に法律基本科目にあたる内容のものは一切存在しない。【解釈指針2-1-2-5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

法律基本科目における必修単位数は次の通りである。まず、公法系科目の必修総単位数は 10 単位であり、その内訳は、基本科目憲法 (2)、基本科目行政法 (2)、上級憲法 (2)、上級行政法 (2)、公法総合 (2) である。次に、民事系科目の必修総単位数は 32 単位であり、その内訳は、基本科目民法 1～3 (12)、基本科目商法 (4)、基本科目民事訴訟法 (4)、上級民法 (2)、民事系判例研究 (2)、上級商法 1 (2)、上級商法 2 (2)、上級民事訴訟法 (2)、民事法総合 (2) である。さらに、刑事系科目の必修総単位数は 12 単位であり、その内訳は、基本科目刑法 (4)、基本科目刑事訴訟法 (2)、上級刑法 (2)、上級刑事訴訟法 (4) である。なお、基本科目法学入門 (2) は、本法科大学院独自の法律基本科目であり必修科目である。【解釈指針 2-1-3-1】

法律実務基礎科目としては、法曹倫理 (2)、民事実務基礎 (2)、刑事実務基礎 (2) の計 6 単位が必修とされており、法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育は、「法曹倫理」(2) という独立の科目において行われている。本法科大学院では、「法曹倫理」を、会社取締役の責任など、他の職業における倫理のあり方についての理解を踏まえ、それまで学び、考えてきたことを総合するという趣旨の科目として位置づけている。そのため、「法曹倫理」を単に守秘義務などについて学ぶ科目としては位置づけておらず、それまでの種々の科目の集大成として、法曹として職務を行うに際して身につけるべき倫理観・能力の総合を図るものと考えている。したがって、「法曹倫理」を 3 年次冬学期に配置し、適切な段階的履修を実施している。なお、3 年次冬学期に配置されている「法律相談クリニック」の実施にあたっての守秘義務の徹底等は、同科目の中で行われている。

この他、法曹としての責任感・倫理観を涵養するために、未修者の「法学入門」においても、法曹のあり方について考えさせることにしている。法律基礎科目でも、例えば、「民事法総合(裁判外紛争処理法)」でも法曹の役割について検討している。「民事実務基礎」「刑事実務基礎」「模擬裁判」「民事弁護研究」などの法律実務基礎科目では、折に触れ、法曹としての責任感・倫理観を喚起する問いかけがなされ、法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育を行っている。

法情報調査、法文書作成を内容とする必修科目としては、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」(2) という独立した科目を開設している。さらに、法曹としての技能及び責任等を修得させるために、選択必修科目 (2 単位以上を選択) として、模擬裁判 (民事)、模擬裁判 (刑事)、民事弁護研究、民事事実認定論、法律相談クリニック、国際契約交渉、法と交渉、倒産処理研究、リサーチペーパー (以上、いずれも 2 単位) を開設している。【解釈指針 2-1-3-2】

基礎法学・隣接科目においては、「法のパースペクティブ」以下、現代法の基本問題、英米法総論、現代アメリカ法 1、現代アメリカ法 2、現代アメリカ法 3、実習アメリカ法、現代ドイツ法、現代フランス法、ヨーロッパ法、現代中国法、現代韓国法、比較法 1、比較法 2、現代法過程論、法と経済学、現代法哲学、法社会学、法制史 1、法制史 2、法医学の、総計 21 科目を開設している。そのうち、必修科目は、「法のパースペクティブ」(2)、「現代法の基本問題」(2)で計 4 単位、加えて「英米法総論」(4)を選択必修科目（英米法総論（以下いずれも 4 単位）、倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、及び経済法のうち 4 単位以上）として開設している。【解釈指針 2-1-3-3】

展開・先端科目においては、倒産法以下、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法、金融商品取引法、会社労使関係法、租税と諸法、ビジネスプランニング、国際取引法、国際租税法、国際経済法、国際人権法、金融取引課税法、コンピュータ法、刑事政策、少年非行と法、経済刑法、企業年金法、国際法判例研究、国際民事訴訟法、上級金融商品取引法、グローバル資本市場法制、アメリカ法プログラム、研究論文の、総計 26 科目を開設している。このうち 12 単位を選択必修科目としている。あわせて、ビジネスローに重点をおく観点から、展開・先端科目のうち、倒産法（以下いずれも 4 単位）、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法及び基礎法学・隣接科目である英米法総論のうち 4 単位以上を選択必修科目としている。【解釈指針 2-1-3-4】

なお、各科目の学年配置は、「法曹養成専攻授業科目表」のとおりであり、基礎的な授業科目から応用的な授業科目へと無理なく履修できるよう配列されている。すなわち、法律基本科目のうちの「基本科目」シリーズを未修 1 年次、法律基本科目のうちの「上級」シリーズ科目と、法律実務基礎科目のうち必修の基本的な科目を主に 2 年次、選択必修の公法および民事法の総合科目と、選択必修の法律実務基礎科目及び展開・先端科目を主に 3 年次に配置している。ビジネスロー関係の選択必修科目は 2 年次と 3 年次に分け、また、必修の基礎法学・隣接科目である「法のパースペクティブ」と「現代法の基本問題」はそれぞれ、既修者の履修が開始される 2 年次夏学期と、最終の 3 年次冬学期に、配置している。

《別添資料 2「2008 年度東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)及び別添資料 3「シラバス集」参照》

基準 2－1－4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2－1－4に係る状況）

本法科大学院における講義及び演習の授業時間数は、東京大学大学院法学政治学研究科規則第34条において「1 授業科目の単位数は、毎週 1 時間 15 週をもって 1 単位とする。」と定められており、大学設置基準第 21 条に適合している。具体的な実施の状況は、2 単位科目の場合は、2 時間授業×14 回＋定期試験 1 回（2 時間ないし 3 時間）であり、4 単位科目の場合は、2 時間授業×28 回＋定期試験 1 回（2 時間ないし 3 時間）であって、研究科規則第 34 条及び大学設置基準第 21 条に適合している。具体的には、2008 年度を例にとれば、夏学期は、4 月 7 日から 7 月 17 日まで（15 週）及び 9 月 1 日から 12 日まで（定期試験期間 2 週間）の計 17 週、冬学期は 10 月 1 日から 12 月 22 日まで、1 月 9 日から 1 月 28 日まで（16 週）及び 2 月 5 日から 2 月 20 日まで（定期試験期間 2 週間）の計 18 週で、総計 35 週であり大学設置基準第 22 条及び第 23 条に適合している《別添資料 2「2008 年度東京大学法科大学院便覧」（P46～47：2008 年度法科大学院（夏学期）授業時間表）及び資料 202 参照》。なお、定期試験を実施せず平常点及びレポートにより成績評価を行う科目もしくは最終授業時間に試験を実施する科目が若干ある《別添資料 3「シラバス集」参照》。また、授業の他、多くの科目においては、定期試験前に質問タイム 1 回（2 時間）及び定期試験後に試験講評会 1 回（2 時間）を実施している《資料 203 参照》。さらに、学期ごとに補講期間を設けており、やむを得ない事情で休講となった場合のほか、祝日等の関係で所定の授業時間が確保できなかった場合に、補講を行うこととしている。補講は、学期ごとに設けられた補講期間（2008 年度の場合、夏学期は 7 月 18 日から 25 日まで、冬学期は 1 月 29 日から 2 月 3 日まで）及び学期中に適宜調整が可能な時間帯に補講を実施している《資料 204 参照》。

資料 202 2008 年度法科大学院カレンダー

日 程		行 事 等
4 月	3 日 (木) ～4 日 (金) 3 日 (木) ～7 日 (月) 17 時 7 日 (月) ～ 7 日 (月) ～14 日 (月) 17 時 7 日 (月) ～14 日 (月) 17 時 11 日 (金) 14 日 (金) 15 日 (火) ～21 日 (月) 17 時	法科大学院入学歓迎式, 新入生全体ガイダンス 夏学期演習参加申込書提出期間 夏学期授業開始 [～ 7 月 17 日(木)] 夏学期履修登録期間 研究論文履修登録期間 東京大学大学院入学式 夏学期演習参加許可者発表 夏学期履修登録科目撤回期間
5 月		
6 月		
7 月	18 日 (金) ～25 日 (金) 26 日 (土) ～	夏学期補講期間 夏季休業 [～8 月 31 日(日)]
8 月	6 日 (水) ～11 日 (月)	サマースクール (於: 木更津市)
9 月	1 日 (月) ～12 日 (金) 16 日 (火) ～19 日 (金) 17 時 30 日 (火)	夏学期定期試験 冬学期演習参加申込書提出期間 冬学期演習参加許可者発表
10 月	1 日 (水) 1 日 (水) ～ 7 日 (火) 17 時 1 日 (月) ～ 7 日 (火) 17 時 8 日 (水) ～14 日 (火) 17 時	冬学期授業開始 [～12 月 22 日(月)] 冬学期履修登録期間 リサーチペーパー履修登録期間 冬学期履修登録科目撤回期間
11 月		
12 月	22 日 (月) 16 時 23 日 (火・祝) ～	研究論文, リサーチペーパー 提出締切 <16 時> 冬季休業 [～ 1 月 8 日(木)]
1 月	9 日 (金) 29 日 (木) ～2 月 3 日 (火)	冬学期授業再開 [～ 1 月 28 日(水)] 冬学期補講期間
2 月	5 日 (木) ～ 20 日 (金) 23 日 (月) [24 日(火)予備日]	冬学期定期試験 研究論文, リサーチペーパー口述試験
3 月	13 日 (金) 23 日 (月)	進級・修了者 発表 東京大学大学院学位記授与式, 法科大学院学位授与式

(出典: 2008 年度法科大学院便覧)

資料 203 2007 年度冬学期試験講評会

	1限(8:30～10:10)	2限(10:20～12:00)	3限(13:10～14:50)	4限(15:00～16:40)	5限(16:50～18:30)
3月10日 1年 (月)			A基本科目 森田 305 民法3 (修) B基本科目 井上 204 刑事訴訟法 (正)		
2年		①②上級行政法 太田 101 (匡) ⑤上級行政法 斎藤 201 【※⑤11:10～ 11:40】	(公) 公法総合 斎藤 203 (地方自治法) 【※14:20～ 14:50】	③④上級 山本 101 行政法 (隆)	
3月11日 1年 (火)		A基本科目 高田 203 民事訴訟法	A基本科目 川出 204 刑事訴訟法	A基本科目 岩原 203 商法 B基本科目 松下 204 民事訴訟法	
2年		倒産法 松下 31番	(公) 公法総合 長谷部 102 (情報法)		
3年				経済法 白石 101 【※16:00～】	
3月12日 1年 (水)		AB基本科目 交告 101 行政法			
3月13日 1年 (木)		B基本科目商法 藤田 204 (友)			
2年	上級商法1 神作 201 (会社法総合)		上級商法1 山下 101 (会社法総合)		
3月14日 3年 (金)			民事法総合 畑 102 (民事執行・ 保全法)		
3月17日 2年 (月)		B基本科目民法3 道垣内 204			
3月18日 2年 (火)			①～⑤国際法 中谷 31番 【※13:10～ 14:10】		上級商法1 神田 201 (会社法総合)
3月19日 2年 (水)		①～⑤上級刑法 山口・ 31番 佐伯			①～⑤民事 森・ 31番 実務基礎 岡崎

(公)は公共政策と合併
(総)は総合法政と合併
(共)は公共政策・総合法政と合併

※ 時間割の変更等がある場合は、原則として掲示により周知する。

(出典：法曹養成専攻学務関係資料)

資料 204 2007 年度冬学期補講時間割

		1限(8:30～10:10)	2限(10:20～12:00)	3限(13:10～14:50)	4限(15:00～16:40)	5限(16:50～18:30)
1月25日 (金)	1年		A基本科目民法3 森田(修) 203 B基本科目 井上(正) 204 刑事訴訟法			(公)本 松尾・203 主権の法政 小野・ 柳川
	3年		コンピュータ法 城山(康) 101	経済法 白石 101 民事訴訟法(民事執行・保全 畑 102)	①法曹倫理 山室 101	
1月28日 (月)	1年	A基本科目行政法 交告 203 B基本科目商法 藤田(友) 204		A基本科目 刑事訴訟法 川出 203 B基本科目行政法 交告 204		
	2年		①上級行政法 太田(匡) 301 ③上級行政法 山本(隆) 101 ④上級民法 森田(宏) 102 ⑤上級行政法 斎藤 201		②上級行政法 太田(匡) 301 ④上級行政法 山本(隆) 101 ⑤上級民法 大村 305	上級商法1 (M&A) 草野 101 上級商法1 (会社法総合) 神田 201
	3年		(公)現代ドイツ法 海老原 203 現代アメリカ法 浅香 204	(公)現代法の基本問題(範) 樋口・ 児玉 101 現代法の基本問題 木庭 301 現代法の基本問題 寺尾 201 現代法の基本問題 浅香 102 現代法の基本問題 両角 19番 現代法の基本問題 佐藤(岩) 305	模擬裁判(民事)行方・ 高橋(玲) 203 模擬裁判(民事)森脇・ 金子 204	
	演習		(総)信託法 道垣内 303			実務家族法 野崎 304
	1月29日 (火)	1年	A基本科目行政法 交告 203	B基本科目行政法 交告 204	A基本科目商法 岩原 203 B基本科目 民事訴訟法 松下 204	
	2年		倒産法 松下 31番			
1月30日 (水)	2・3年		国際契約交渉 フット・ 朝倉 304			
	3年			(公)公法総合(地方自治法) 斎藤 203	証券取引法 大崎 102	
1月31日 (木)	1年	A基本科目民法3 森田(修) 203 B基本科目 民事訴訟法 松下 204	A基本科目民法3 森田(修) 203 B基本科目 民事訴訟法 松下 204		B基本科目民法3 道垣内 204	
	2年	上級商法1 (会社法総合) 神作 201 上級商法1 (会社法総合) 山下 101 上級民法(山下先生クラス) 101			倒産法 松下 31番	
	3年			現代法の基本問題 木庭 301		
2月1日 (金)	1年	B基本科目商法 藤田(友) 204		A基本科目 刑事訴訟法 川出 203		
	2年		①②上級行政法 太田(匡) 102 ③④上級行政法 山本(隆) 101 ⑤上級行政法 斎藤 201 【※⑤11:10～12:00】		⑤上級民法 大村 305	
	3年			現代法の基本問題 寺尾 201 現代法の基本問題 佐藤(岩) 305		

(公)は公共政策と合併
(総)は総合法政と合併
(共)は公共政策・総合法政と合併

時間割の変更がある場合は、原則的に掲示により周知する。
通常の教室と異なる場合があるので、注意すること。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の優れた点としては、以下の諸点をあげることができる。

第1に、学生が、狭い視野に偏ることのないよう、「法曹としての基幹能力」をしっかりと身に付けさせるため、基礎法学・隣接科目において、比較法、法制史、法哲学分野など幅広い科目を提供していることである。なかんずく、実定法についての基礎的知見が身に付いた、2年次夏学期に「法のパースペクティブ」を、法科大学院における履修の総括の3年次冬学期に、「現代法の基本問題」を必修としている。

第2に、様々な場面での「法の国際化」に適切に対応できる法律家を養成するため、国際法、国際経済法、国際人権法、国際租税法のうち1科目を選択必修とし、あわせて、国際契約交渉、国際取引法、国際法判例研究といった、幅広い科目を開設していることである。

第3に、ビジネスローに精通した法曹の養成が今日の重要な課題であることから、ビジネスローに重点をおいた履修も可能なように、倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法及び基礎法学・隣接科目としての英米法総論を4単位科目として開設し、そのうち4単位以上を選択必修科目としていることである。

第4に、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目全体にわたって、学生の段階的・発展的履修に資するよう学期配置等につき十分配慮していることである。法学未修者（1年次生）は、1年間で法に関する基礎的知見を身につける必要があるため、その基礎となる、基本科目法学入門は、夏学期の前半に集約して授業を行うことにしている。基本科目にも「総合科目」を設けて、展開・先端科目との接合に十分配慮した形で授業を実施している。また、幅広い視点から、履修を総括できるよう3年次冬学期に、基礎法学・隣接科目である「現代法の基本問題」を必修として課している。

第5に、理論と実務を実効的に架橋するための科目として、2年次夏学期に、リサーチ、ライティング&ドラフティングを独立の科目として開設し、また中核科目としての民事実務基礎、刑事実務基礎に加えて、模擬裁判、民事弁護研究、民事事実認定論、法律相談クリニック、国際契約交渉、法と交渉、倒産処理研究、リサーチペーパーという多彩な科目を開設している。

第6に、法曹として必要な高度な専門的知見や素養を育成するため、先端的なトピックを扱い、理論的な深化を目指す多くの演習を開講している。

第7に、理論的かつ実務的な論文作成能力を高め、法曹としての高度な専門能力を育成するため、リサーチペーパー及び研究論文という科目を提供しており、リサーチペーパーの優秀なものについては、優秀リサーチペーパー賞を授与している。あわせて、リサーチペーパー等、学生による優秀な論考を掲載するための電子ジャーナル（ローレビュー）を学生が主体となって編集している。

さらに、第8に、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に基づく「教育高度化推進プロジェクト」として、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」による授業科目「現代アメリカ法2」、「現代アメリカ法3」及び「国際契約交渉」が開設されている。法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」は、平成18年度をもって終了したが、平成19年度以降も、より拡充して行うため、文部科学省の「専門職大学院等教育推進プログラム」に応募し、平成19年度・平成20年度に

ついて、補助金の交付を受けることとなった。平成 20 年度は、左記の科目に加え、「現代韓国法」も新たに開講している。こうしたプログラムにおいては、外国から多くの研究者・実務家を招聘して、サマースクールやセミナーを実施したり、国際契約交渉の授業ではワシントン大学ロースクールの学生とビデオ会議による実習を行うなど、今後もますます法曹に求められると考えられる国際的なコミュニケーション能力を育成するのに大いに役立っている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

本法科大学院においては、展開する多様な科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じ、それぞれの教育効果を考慮しつつ、クラスの規模を決定している。とりわけ1年次の法律基本科目については、受講者が基本的な知識・法的思考能力において十分とはいえないことを踏まえて、再履修をする若干名が加わる場合が存在するものの、50人標準で授業を展開している。2年次以降の法律基本科目及び法律実務基礎科目については、50人を超えているが、いずれにおいても、その中で、「少人数教育」の「徹底」展開を確実に図っているところであり、双方向的、多方向的に密度の高い教育という観点からは、その実効性を確保できる受講者数を維持している。さらに、これらの科目についても、授業クラス数を4クラスから5クラスへと増加させ、同時に授業を行う学生数を75人から、50人強を標準とすることへの転換を漸次図っているところである。平成18年度においては、上級商法1、上級商法2、上級刑法、上級刑事訴訟法、刑事実務基礎において5クラス制を実施していたが、平成20年度においては、それに加え、上級憲法、上級民法、上級行政法、上級民事訴訟法、民事実務基礎、法曹倫理、リサーチ、ライティング&ドラフティング、民事系判例研究においても5クラス制を実施するとともに、上級刑事訴訟法は、6クラス制とすることとした。基礎法学・隣接科目においても、少人数により、双方向的、多方向的な受講生参加型の授業が展開されており、展開・先端科目を含め、科目の性質に応じた教育方法が確実に実践されている。また、演習では、徹底した少人数教育が展開されているところである《別紙様式1「開講科目一覧」参照》。【解釈基準3-1-1-1】

なお、クラス指定していない法律基本科目、基礎法学・隣接科目、法律実務基礎科目の一部については、各授業において同時に履修する学生の分布が均等になるように、定員管理をしている。

各科目の履修登録者数は、開講科目一覧（別紙様式1）に掲げるとおりであるが、この数には、再履修者を含む。【解釈基準3-1-1-2】

同じく、他専攻の学生・科目等履修生の受講者数も、開講科目一覧（別紙様式1）に掲げるとおりであるが、本法科大学院の授業科目としての適切な履修者数を維持するため、他専攻の学生・科目等履修生の受講については、事前に授業担当教員の許可を受けることにしており、実際には、その許可がなされるのは、当該学生が実質的にはチューターの役割を果たしうる場合など、その履修を認めることが、法科大学院の学生の教育に資すると考

えられる場合に限定されている。また、手続としても、授業担当教員の承認だけでなく、法曹養成専攻学務委員会（研究科長・専攻長など7名で構成）の承認を必要としている。開講科目一覧（別紙様式1）に記載されている法科大学院以外の学生の受講者は、大多数が、法科大学院が総合法政専攻または公共政策学教育部と合同で開講している授業における、同専攻または同教育部の学生である。こうした授業の合同の措置がとられるのは、例えば当該科目の法解釈論が立法論・制度設計論と切り離して論じられないなど、科目の内容上の理由から、法科大学院の学生が異なる専門のバックグラウンドを持つ学生とともに授業に参加することが、法科大学院生の学生の教育にとっても有益だからである。

また、科目等履修生については、「法曹養成専攻科目等履修生規則」（別添資料5）に基づいて、法曹養成専攻教育会議の承認を経て、認められることとなっている。実際には、東京証券取引所に勤務する者、信託協会の推薦による信託銀行勤務の者など、その者の履修を認めると、実務的な観点からの意見等が表明されることによって、法科大学院の学生の当該科目の理解に資することとなると判断して履修を認めた例がある。このように、法科大学院学生に対する教育効果の維持を十分に考慮して、他専攻の学生及び科目等履修生の履修を限定的に認めているところで、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。【解釈基準3-1-1-3】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

法律基本科目のうち、1年次配当科目については、50人を受講者数の標準としている。これは、受講者が基本的な知識・法的思考能力において十分とはいえないことを踏まえたものである。2年次・3年次配当法律基本科目については、同一科目のクラス数を4から概ね5に増加させて、同時に授業を行う学生数を75人から50人強を標準とすることへの転換を漸次図っており（【基準3-1-1】参照）、開講科目一覧（別紙様式1）に掲げるとおり、受講者数を概ね50人から65人としているところである。

ただし、法律基本科目の中でも、履修を複数の科目の中から学生が選択する形式の授業（選択必修科目）については、同時に受講する学生数が80名を超えることがあった。これは、学生の多様な関心に応えるために、選択必修科目としての履修必要単位数を超えても選択科目として履修することができるようにカリキュラム・時間割を編成しており、学生が選択必修科目に当たる科目を多数履修しようとする傾向があるため、当該科目が当初の想定を大幅に超える受講者数を集めたことによる。授業開始後においては、担当できる専門的な教員の確保が困難であること、多数の授業科目を展開する本法学大学院の授業科目の編成替えが困難であることといった事情から、事後的な対応も困難なため、受講者数が80名を超えることとなったものである。こうした授業においても、たとえば写真入りの座席表を作成するなど、活発な議論が可能となるように発問方法や授業運営に工夫をこらすことによって、双方向的、多方向的に密度の高い授業となるように措置を講じてきた。

そして、受講者数が80名を超えた授業科目については、その原因を分析し、次年度には受講者数を80人以下とするための対応を確実にを行っている。専門家の確保が難しい公法総合（立法学）については、平成18年度より、公共政策学教育部との合併講義から本法学大学院単独開講に変更している。公法総合（公法訴訟システム）についても、平成20年度から、クラス数を3から4に増やした上、履修授業を指定することにより、1クラス当たりの受講者数を70人以下にしている。平成20年度夏学期には、民事法総合（債権回収法）の受講者数が100名を超えたため、急遽クラスを2つ設けて、1クラスの受講者数を80名までに抑えた。その結果、平成19年度冬学期及び平成20年度夏学期には、認証評価要綱上、法律基本科目とされる科目で、同時に授業を受ける学生数が80名を超えるものはなくなった。今後も、カリキュラム・時間割の編成や科目分類の見直し、クラス数の増加、履修制限などの措置の検討を継続し、法律基本科目1クラスの受講者数が80人以下になるよう努めることにしている。【解釈基準3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程は、法曹として必要となる法的知識の基幹をなす科目で構成される法律基本科目、さらに実務法曹としての活動に不可欠な実践的・技術的知識を修得する法律実務基礎科目、法的知識の基礎及びこれと密接に関わりその背景となる知識の修得を目標とする基礎法学・隣接科目、これらの知識を基盤として、現代の法曹が課題とする最先端の法領域について学ぶ展開・先端科目で構成されており、かつ、いずれについても、豊富な教育・研究実績を有する教員が担当する、水準の高い、多種多様な授業科目を提供、展開しているところである。そして、そこでは、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事件記録に基づく事案を使用し、授業科目の性質に応じた授業方法をとっている《別紙様式1「開講科目一覧」及び別添資料3「シラバス集」参照》。【解釈指針3-2-1-1】、【解釈指針3-2-1-2】

法律基本科目においては、すべての授業において、教育目的・レベルに適合した適切な教材を使用しつつ、双方向的・多方向的な授業を展開している。なお、1年次配当の法律基本科目においては、体系的な理解を得させるために、とりわけ詳細な解説が不可欠な事項・項目については、講義形式も必要に応じて一部併用している。また、2年次以降配当の法律基本科目では、判例あるいは設定された問題を題材として、それぞれの科目、単元の性格に見合った形式で、教員が適切な問いかけをして、徹底した双方向的・多方向的な授業が展開されている。法律実務基礎科目においては、さらに、実務的課題を内容とする教材を用い、丁寧な起案指導やレポート等の丁寧な評価を行っている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、演習科目においても、それぞれの教育目的に合致した教材を考案・使用しながら、極めて密度の高い授業が展開されている。なお、これらが適切に実施されることを確保するため、教育方法についての情報交換会を開催する等により授業担当教員間における認識の共有を図っているのみならず、教員相互の授業参観を実施するなどして、教育方法の向上に努めている《別添資料3「シラバス集」及び資料301参照》。【解釈指針3-2

－ 1 － 3】

資料 301 シラバス（抜粋）

○基本科目民法1

講義の目的・ねらい・進め方

法学未修者を対象に、民法総則・物権法（用益物権・担保物権は除く）および親族法の各部分について、法制度や法理論の基礎にある考え方から理解させることを目的とする。受講者は、予め、教科書の指定された部分および判例等について与えられた課題を予習してくることを前提として、レクチャー方式と質疑方式を適宜おりまぜながら進める。

○リサーチ、ライティング&ドラフティング

講義の目的・ねらい・進め方

法律実務家として必須の技術である法令・判例調査の方法及び法文書作成の基礎、並びに各種法文書の体裁・内容・その背景にある法的意味を学ぶ。

予め設問（契約書等の資料を含む）を配付し導入的な講義を行ったうえ、自習後の授業において設問の講評を行う。配付した設問のうち学生自身による法文書作成を要提出課題として3件課す。

○上級民事訴訟法

講義の目的・ねらい・進め方

民事訴訟法を一度学んだことのある者が、さらに理解を深めることを目的とする。判例を主たる教材とし、質疑応答によって授業を進める。教材のQについて予習してくることを前提とするが、すべてのQを教室で取り上げるとは限らない。

（出典：2008年度授業科目シラバス集）

法律実務科目として、エクスターンシップは実施していないが、クリニックに該当する授業科目として、「法律相談クリニック」を実施している。そこでは、関係法令の遵守や、知り得た情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠であるため、初回の授業で、オリエンテーションとして、善管注意義務、依頼者の意思の尊重、守秘義務、法令・事実関係の調査義務といった「回答者の義務」を説明している。その上で、クリニックにおいては担当教員が、その責任において学生を監督し、法令違反・法曹倫理違反の行為が発生しないように必要な指導を行っている。なお、平成19年度からは、各教員が外部の方に、シナリオに基づいた模擬相談者となることをお願いする方法をとっているため、守秘義務の遵守に関する誓約書を学生に提出させることはしていない。《別添資料6 平成19年度法律相談クリニック学生用レジュメ・教員用レジュメ参照》。【解釈指針3－2－1－4】

学生には、学期の始めに、法科大学院便覧（授業時間表、成績評価基準等を掲載）及びシラバスを配付し、1年間の授業計画、各授業科目の目的、内容、達成度、成績評価基準等を事前に提示するとともに《別添資料2「2008年東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)及び資料302参照》、初回の授業で丁寧に学生に授業の趣旨・内容、成績評価基準等を告知している（各回の内容を詳細な進行予定表等により提示する科目もある）。試験時間割についても、学期当初に学生に告知している。また、適切な予習用設問を付した教材を開発し、授業において利用しているところであり、授業科目によっては、ウェブサイトからのレジュメ・資料等のダウンロード、事前のレジュメ配布等を通じて、適切な予習・復習を可能にする工夫をしているところである。さらに、授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるため、授業時間を学生の自習時間に配慮して設定しており、一日の科目数を抑えるとともに、1年次の法学未修者向けの授業は続けて行うことのないようにしている。また、週2回の授業科目については、間に可能な限り少なくとも1日あける等の工夫をし、十分な予習・復習時間を確保している《別添資料2「2008年東京大学法科大学院便覧」(P44～45：法曹養成専攻授業科目表)参照》。なお、オフィス・アワーは、公式には設けていないが、授業時間終了後には受講生の質問を受け付ける時間を可能な限り設けており、特に法学未修者向けの1年次の授業科目は、できる限り2科目続けられないこと等により、学生の予習時間を確保することに加えて、学生の疑問にも答えることができるようにしている。また、授業担当教員の多くは、電子メールによる質問を常時受け付けており、さらに、定期試験前には、質問タイムを設け、学生の疑問の解消を図るよう努めている。【解釈指針3－2－1－5】

資料 302 シラバス（抜粋）

○基本科目民法2

授業の構成

第1回 債権各論の序（債権法全体の概観）と不法行為1（不法行為制度の目的と機能—「救済」だけ？「抑止」「制裁」「報復」は？：身近な事例を取り上げ不法行為責任とな何かを考える。民法典の不法行為法と現代の不法行為法、「法と経済学」にも触れる予定。）

第2回 不法行為2（要件①「故意・過失」とは？）：著名な判例や学説，特別法にも言及しつつ「過失」責任論の歴史的展開と現代における意義を検討する。さらに「故意」責任論の新たな展望も議論する。

（略）

第13回 契約4（贈与／賃貸借①）：日本の贈与法の特徴を理解した後，賃貸借を説明。用益物権法や民法典における賃貸借規定と比べながら，借地借家法制の特徴を具体的判例を参照しつつ比較的くわしく説明する。

（略）

第25回 総括1（請求権競合と契約法・不法行為法の位置付け） 安全配慮義務・製造物責任を素材に，契約責任と不法行為責任の関係を議論し，契約法・不法行為法の現代における役割について考察する。

成績評価の方法	筆記試験を <u>行う</u> ・行わない
	1. A方式（2時間）2. B方式（3時間）3. C方式（授業最終回）4. D方式（その他の方法） 次の方法による（ ）
	平常点を <u>考慮する</u> ・考慮しない
	レポートを <u>課す</u> ・ <u>課さない</u>
	成績を <u>A+・A・B・C・F</u> 合格・不合格 で評価する

（出典：2008年度授業科目シラバス集）

また，自習環境については，授業の予習・復習を快適に行えるよう，法科大学院専用の図書室及び学生自習室（第1学生自習室，第2学生自習室及び第3学生自習室）を設け，土日の利用も可能となっている。図書室では，図書，判例集・和雑誌・洋雑誌の閲覧・複写を容易に行うことができるほか，オンラインで検索できる法律データベースを完備している。この他，授業で使用しない教室・演習室を学生に開放し，自主的な勉強会・ゼミの開催が可能な環境を整備している（【基準10-1-1】参照）。さらに，弁護士である専任講師が常駐する教育支援室を設置して，学生の学習上の疑問に答える体制を整えている。

【解釈指針3-2-1-5】

なお，法科大学院の基幹となる授業科目すべてについて，必要な授業担当教員を配置し，毎週定期的に授業を行うこととし，集中講義で実施することはしていない。ただし，夏季休暇中に，正規の教育課程外の特別の課外授業として，希望者を対象に，トランスナショナル・ロー・プログラムズに基づくサマースクールを実施している《資料303参照》。これ

は、著名な海外の研究者・実務家を講師として招聘して行う合宿形式の授業である。平成19年度は本法科大学院学生48名（法学未修者25名，法学既修者23名）が参加した（その他，北京大学やソウル大学の学生などにも呼びかけて，社会人6名，外国人学生6名，他大学院生1名も参加している）。平成20年度は6日間連続して実施する予定であるが，学生の事前の十分な学習が可能となるよう教材の指定・配付等には配慮し，また，サマースクール実施期間中における事前・事後の学習が十分にできるよう，必要な学習スペースを確保するなど，当該授業科目の内容を十分に理解できるよう，必要な措置を執っている【解釈指針3-2-1-6】

資料303 2008年度サマースクールのプログラム

Timetable (Class A)

	11:00～11:30	13:00～14:40	15:00～16:40
6 Wed	Orientation	Federalism and the Constitution (1) (Ginsburg)	Jury System and Civil Procedure (Zaloom)
7 Thu	10:00～11:40 Intellectual Property (1) (Takenaka)	13:20～15:00 Contract (1) (Zaloom)	15:30～17:10 Criminal Law (1) (White Collar Crime) (Hoffmann)
8 Fri	10:00～11:40 Intellectual Property (2) (Takenaka)	13:20～15:00 Federalism and the Constitution (2) (Ginsburg)	15:30～17:00 Contract (2) (Zaloom)
9 Sat	10:00～11:40 Tax (1) (Hanna)	13:20～15:00 International Trade (1) (Taylor)	15:30～17:10 Criminal Law (2) (Hoffmann)
10 Sun	10:00～11:40 Tax (2) (Hanna)	13:20～15:00 International Trade (2) (Taylor)	15:30～17:10
11 Mon	10:00～13:00 Exam	14:00～15:30 Farewell Party	

Timetable (Class B)

	11:00～11:30	13:00～14:40	15:00～16:40
6 Wed	Orientation	Jury System and Civil Procedure (Zaloom)	Federalism and the Constitution (1) (Ginsburg)
7 Thu	10:00～11:40 Contract (1) (Zaloom)	13:20～15:00 Intellectual Property (1) (Takenaka)	15:30～17:10 Federalism and the Constitution (2) (Ginsburg)
8 Fri	10:00～11:40 Tax (1) (Hanna)	13:20～15:00 Intellectual Property (2) (Takenaka)	15:30～17:00 Criminal Law (1) (White Collar Crime) (Hoffmann)
9 Sat	10:00～11:40 Criminal Law (2) (Hoffmann)	13:20～15:00 Contract (2) (Zaloom)	15:30～17:10 International Trade (1) (Taylor)
10 Sun	10:00～11:40 International Trade (2) (Taylor)	13:20～15:00 Tax (2) (Hanna)	15:30～17:10
11 Mon	10:00～13:00 Exam	14:00～15:30 Farewell Party	

(出典：法曹養成専攻学務関係資料)

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

履修する個々の授業科目について十分な学習が行われることを確保するため、1年次及び2年次については36単位、3年次については44単位の履修（登録）上限を設けている《資料304及び305参照》。【解釈基準3-3-1-1】【解釈基準3-3-1-2】

資料304 東京大学大学院法学政治学研究科規則（抜粋）

（履修の上限）

第37条 学生は、1年次及び2年次には36単位を超えて、3年次には44単位を超えて履修することはできない。

（出典：法曹養成専攻規則集）

資料305 2007年度履修科目登録状況

	履修単位数	人数
1 年 次	16	1
	32	64
	34	19
	36	17
	38	5
2 年 次	30以下	2
	32	6
	34	27
	36	219
	38以上	41
3 年 次	30以下	116
	32	54
	34	33
	36	22
	38	23
	40	19
	42	9
	44	22

（出典：法曹養成専攻学務関係資料）

この履修登録上限は、再履修科目の単位数を含む。ただし、次の年次への進級は認められたものの、元の年次において必修とされている単位数の一部を修得していないため、進級後にこれを再履修する場合については、4単位を限度として、上記の履修登録可能単位数には算入しないこととしている《資料306参照》。当初、このような再履修単位の扱いは3年次生についても妥当するものと理解していたため、平成17年度において、3年次5名について44単位を超えて履修することを認めていたが、平成19年度からは、基準の趣旨を厳格に適用し、3年次生について44単位を超えた履修を認めないこととした。

なお、サマースクール（トランスナショナル・ロー・プログラムズによる授業科目）は、夏休み中に、合宿形式で開講する授業科目であり、一般の集中講義と異なって正規の授業とは異なり、正規の教育課程外に位置付けられる課外教育として実施されるものであること、英語を使用することにより充実した教育がなされること、単位を与えることによって学習意欲をより一層喚起することが肝要であること、法科大学院の正規の教育に何らの影響も及ぼさないことから、履修登録数に上限を課す理由である、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保する要請に何ら抵触せず、履修登録上限を制限する趣旨を潜脱するものではないため、この上限に拘束されないものと理解して、履修上限には含めないこととして扱っている。ただし3年次生については、上記の再履修の場合と同様に基準を厳格に適用して、履修上限に含めることとした【解釈基準3-3-1-3】

資料306 東京大学大学院法科大学院便覧（抜粋）

(2) 履修上限

履修する個々の授業科目について十分な学習が行われることを確保するため、各年次について、履修登録可能な授業科目数（単位数）の制限を設けています。

1年次 36単位

2年次 36単位

3年次 44単位

したがって、法学未修者として入学を認められた者は、3年間で116単位まで、法学既修者として入学を認められた者は、2年間で80単位まで修得することが可能ということになります。これは上限です。

なお、サマースクール（Appendix3参照）で修得できる単位も、3年次については、この履修単位数制限の対象となる単位数には算入されます（1年次および2年次の制限単位数には算入されません）。

また、2年次への進級は認められたものの、1年次において必修とされている単位数の一部を修得していないため、進級後にこれを再履修する場合については、4単位までは、上記の履修登録可能単位数には算入されません。ただし、3年次への進級は認められたものの、2年次または1年次において必修とされている単位数の一部を修得していないため、進級後にこれを再履修する場合については、履修上限である、44単位内で履修することとなります。

さらに、3年次の学生が3年次在学期間を1年で修了せずに留年した場合、留年後の在

学期間の履修上限単位数は、44 単位から最初の 3 年次在学期間 1 年に修得した単位数を控除した数とします。ただし、未修得の必修科目（選択必修科目を含む。）の単位数はこの上限単位数には参入されません。なお、留年者の履修状況等から、法科大学院がとくに必要と認めた場合、10 単位を上限に、留年後の履修上限単位数を超えて単位を修得することが許されることがあります。しかしながら、これらいずれの場合であっても、44 単位を超えて履修登録することはできません。

（出典：2008 年度東京大学法科大学院便覧）

本法科大学院では、3 年を超える標準修業年限を定めていない。該当なし。【解釈指針 3－3－1－4】

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院においては、授業担当教員が創意工夫をこらし、それぞれの授業科目の特色を反映した教材を作成している。商業出版社から、法科大学院向け教材として市販しているもののほか、講義用に特別に教材を印刷製本して、製作された教材を活用するなど、その多様さと、質の高さは誇ることができる。また、必修科目、とりわけ法律基本科目においては、教員のウェブサイトから教材等を学生にダウンロードさせ、レジュメ等を配付することを通じて、双方向・多方向の授業展開を成功させるために必須となる適切な予習や復習を可能にする工夫をこらしている。さらに、授業科目の内容に応じた多様な授業方法を採用しているほか、実効的な双方向的・多方向的授業を確実に履行している。双方向的授業も、決して「正解」を求めるものではなく、多様な、批判的な思考方法を育成するような手法を用いることにより、学生の基礎的な能力を培い、応用力を確実に伸ばすことにかかなりの程度まで成功している。こうした教育手法を教員間において共有するため、他の教員による授業参観を実施し、さらには授業に関する情報交換会を開催して、情報の交換・共有を徹底して図っている。

本法科大学院における特色ある取組みとして特筆に値するのは、授業科目の組立て自体に工夫が見られることであり、基礎法学・隣接科目についても、単に、伝統的な学問分類に由来する個別授業科目を展開するのではなく、法のパースペクティブ並びに現代法の基本問題という、現実との接点を大事にしつつ、比較法、歴史、哲学・思想、経済学・社会学などからの実定法へのアプローチに焦点を当てた授業科目を展開していることである。また、国際的な法処理能力を養うことを目的とした、アメリカ法プログラム、さらには国際契約交渉といった授業科目の設置も教育方法に関する一つの新たな試みといえることができる。そのほか、トランスナショナル・ロー・プログラムズによるサマースクールや内外の第一線の専門家を招聘して実施しているトランスナショナル・ロー・セミナーも特色ある教育の取組みとして特筆に値するものであろう。

本法科大学院における課題としては、1クラスで同時に授業を行う学生数をより少人数に抑えることが挙げられる。これまでも措置をとってきたところであるが、今後も、選択必修科目の受講者数の状況などを見ながら、カリキュラム・時間割の編成および科目分類の見直し、クラス数の増加、履修制限などの措置の検討を継続することが必要と考えられる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

成績は、原則として、筆記試験及び平常点によって評価する。成績評価の考慮要素の内容は、授業担当教員が、科目の性格、授業の目的、進め方等を勘案して適切に決め、それを事前にシラバス等により学生に周知している。シラバスには、筆記試験によるか、レポートによるか、口述試験によるか（またはその組み合わせか）、また、平常点の加味を行うか否かなど具体的に明記されている。評価割合の実際は、各教員の判断に委ねているが、平常点などの評価の割合が大きいときには、事前に学生にその旨を伝えるようにしている。たとえば、2008年度夏学期「法のパースペクティブ（Japanese Law as Viewed from Abroad）」においては、「口頭報告・教室での議論への参加（20%）、5 頁程度のレポート（20%）、15 から 20 頁のレポート（60%）」とされ、学生に明示されている《資料 401（第 3 条）、402 及び 403 参照》。成績評価は、A+（90 点以上：当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。）、A（80 点以上：当該科目について優秀な学習達成度を示している。）、B（70 点以上：当該科目について一応の学習達成度を示している。）、C（60 点以上：当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。）及び F（60 点未満：当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。）に区分され、C 以上が合格である。成績評価の分布については、A+は各科目の評価対象者総数の概ね 5%、AはA+を含めて概ね 30%という制限が決められている。ただし、この制限は、受講生が 15 名以下の授業には適用されない《資料 401（第 2 条）参照》。A+及びA以外については、各段階の比率を制限しないが、同一科目で異なる教員が担当する場合には情報を交換のうえ評価するものとし、評価に当たっては過去の各科目における成績分布データを参照するものとしている《資料 402 及び別添資料 7「2007 年度冬学期成績分布」参照》。成績評価の意義は、各年度の「東京大学法科大学院便覧」に記載することによって、学生に周知されている《資料 403 及び 404 参照》。さらに、具体的な成績評価分布は、その一覧表を交付す

ることによって、学生に情報を伝達している。【解釈指針4－1－1－1】

資料 401 「法曹養成専攻成績評価規則」(抜粋)

(成績の区分)

第1条 学生の成績は、A＋、A、B、C、Fの5段階として、C以上を合格とする。
ただし特別の理由があるときは、合格・不合格の2段階評価とすることができる。

(成績区分の標準)

第2条 A＋、A、B、C、Fの基準は、下記の通りとする。A＋は総数の概ね5%、AはA＋を含めて概ね30%とする。ただし、5%、30%という制限は、受講生が15名以下の授業には適用しない。

A＋	90点以上
A	80点以上
B	70点以上
C	60点以上
F	不合格(60点未満)

(成績評価)

第3条 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講生の少ない科目では、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。

- 2 各教員は、成績評価に際してどのような要素がどの程度考慮されるかにつき、学生が履修する前に公表しておくものとする。
- 3 教員による採点は、原則として素点によって行う。ただし、学生には素点ではなく、5段階で通知する。

(出典：法曹養成専攻規則集)

資料 402 「法曹養成専攻における成績評価のガイドライン」(抜粋)

1 総合点

(ア) 5段階方式の場合

(i) 各段階の意義

- A＋：当該科目について極めて優秀な学習達成度を示している。
- A：当該科目について優秀な学習達成度を示している。
- B：当該科目について一応の学習達成度を示している。
- C：当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。
- D：当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。

(ii) 各段階の比率

- A＋およびA以外については各段階の比率を制限しない。
- 同一科目で異なる教員が担当する場合には情報を交換のうえ評価するものとする。
- 評価に当たっては過去の各科目における成績分布データを参照するものと

する。

(イ) 2段階方式の場合

不合格とするのは、当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある場合とする。

2 平常点

筆記試験と平常点の配分及び平常点の評価については、各科目の担当教員が当該科目の性格、授業の目的、進め方等を勘案して適切に決めるものとする。

同一科目で異なる教員が担当する場合には平常点への配分については共通の配分であることが望ましい。

平常点への配分が大きい場合には、シラバス又は授業開始時に学生に周知するものとする。

(出典：法曹養成専攻規則集)

資料 403 2008 年度授業科目シラバス集（各科目末尾部分例）

成績評価の方法	筆記試験を <u>行う</u> ・行わない 1. <u>A 方式</u> (2 時間) 2. B 方式 (3 時間) 3. C 方式 (授業最終回) 4. D 方式 (その他の方法) 次の方法による ()
	平常点を <u>考慮する</u> ・考慮しない
	レポートを <u>課す</u> ・ <u>課さない</u>
	成績を <u>A+・A・B・C・F</u> 合格・不合格 で評価する

(出典：2008 年度授業科目シラバス集)

資料 404 「V 授業の履修・試験・成績」(抜粋)

5 成績の評価

学生の成績をどう評価するかは、基本的には、授業への出欠や授業での質疑への応答、レポート等の提出が求められる場合にはそのレポート等の評価などの平常点と、学期末の筆記試験によって判定されます。ただし、授業科目や担当教員によっては、レポート等の提出をもって筆記試験に代えることもあります。

「プロセスとしての教育」を理念とする法科大学院においては、授業への出席は必須のことですから、欠席が度重なり、履修の実体を欠くと認められる場合には、当該科目の単位の修得を認めませんので、特に注意してください（その程度に至らない回数の欠席であっても、平常点の評価に当たって考慮されることがあるのはもちろんです。）。また、甚だしい遅刻は、欠席に等しいものとみなされることがありますので、遅刻しないように心

がけてください。

授業の開始に先だって、各授業を担当する教員は、その授業について筆記試験を実施するか否かや、成績評価に当たってどのような要素をどの程度考慮するかについて、シラバス等で公示することになっています。

6 成績の区分

成績は、A+、A、B、CおよびFの5段階で示されます。C以上が合格で、Fは不合格となります。ただし、グループで行動することを内容とするなど授業の性格によっては、合格・不合格の2段階で評価することもあります。

各段階の成績評価の意義は、それぞれ次のとおりです。

- A+ : 当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。
- A : 当該科目について優秀な学習達成度を示している。
- B : 当該科目について一応の学習達成度を示している。
- C : 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。
- F : 当該科目についての学習達成度が著しく低く再履修させる必要がある。

A+は受験した者の総数の概ね5%、AはA+と合わせて総数の概ね30%というのが基準です。ただし、受講生が15名以内の授業には、この基準は適用されません。

(出典：2008年度東京大学法科大学院便覧)

成績評価が成績評価基準に従って客観的かつ厳正に行われることを確保するため、以下の措置が執られている。まず、筆記試験の採点のために答案を各教員に渡す際、成績分布に関する申し合わせを記した書面を毎回添付し、注意を喚起している。採点に当たっては、試験答案は匿名化され、答案に付された整理番号で成績評価がされた上、集計されている。また、学生は、自己の成績について、成績の通知を受けてから2週間以内に所定の方式に従い、授業担当教員に対して説明を求めることができる《資料405（第4条）参照》。さらに、成績評価の分布データは学期ごとに集計の上、授業に関する情報交換会及び法曹養成専攻教育会議において各教員に配布され、成績評価基準についての共通の理解が教員間において得られるよう、成績評価基準の意味、成績評価のあり方等について意見交換が行われている。【解釈指針4-1-1-2】

成績評価は学生に通知される。また、成績分布データも学生に対して告知される。学生に対しては、同学年次生の中での成績席次も通知されている。さらに、多くの科目において、試験後に講評会が開催され、そこにおいて、試験問題に即して成績評価基準が明らかにされている《資料406及び407参照》。それに加え、成績不振の学生に対する指導のために、C又はFの評価を受けた学生は、成績の通知を受けてから2週間以内に成績評価説明願いを提出することにより、書面により説明を受けることができる《資料407及び408参照》。平成19年度においては、夏学期配当科目について98名より147件、冬学期配当科目について103名より203件の説明願いが提出され、各教員より回答がなされている《資料409及び410参照》。【解釈指針4-1-1-3】

定期試験は、夏学期の授業科目については9月上旬から中旬まで、冬学期の授業科目については2月上旬から下旬まで実施される《資料411、412及び413参照》。筆記試験において合格点に達しなかった者に対する再試験は実施していない（翌年度において、当該科目の履修を求めている。）。これに対し、病気・事故その他のやむを得ない事由により所定の履修科目の試験を受験することができなかった学生に対しては、通常の期末試験と同等の条件の下で、追試験を実施している《資料405、414及び415参照》。【解釈指針4-1-1-4】

資料405 「法曹養成専攻成績評価規則」（抜粋）

（成績に関する説明）

第4条 学生は、自己の成績について、成績の通知をうけてから2週間以内に限り所定の方式に従い、授業担当教員に対して説明を求めることができる。

（追試験）

第5条 筆記試験の追試験は、病気・事故その他やむを得ない事由により、その年度の所定の履修科目の試験を受験することができなかった学生に対して実施する。

（筆記試験の実施）

第6条 筆記試験実施の細目は、別に定める。

（成績席次の通知）

第7条 学生に対して、同学年次生の中での自己の成績席次を通知する。

（出典：法曹養成専攻規則集）

資料406 「2007年度夏学期法科大学院試験講評会日程」

9月19日（水）	2限	基本科目刑法（西田）	101号室
		上級民事訴訟法（高橋（宏））	201号室
		上級民事訴訟法（高田）	102号室
	3限	基本科目民法1（道垣内）	201号室
		上級民事訴訟法（松下）	101号室
		上級憲法（長谷部）	31番教室
		租税と諸法（寺本）	203号室
	4限	基本科目民法2（廣瀬）	201号室
		少年非行と法（加藤）	102号室
		公法総合（公法訴訟システム）（宇賀・長谷部）	31番教室
9月20日（木）	3限	法のパースペクティブ	201号室
9月21日（金）	2限	民事法総合（環境法）（交告・児矢野・大塚）	101号室
	4限	民事弁護研究（相原）	101号室
9月25日（火）	2限	公法総合（財政法）（碓井）	305号室
9月26日（水）	2限	基本科目民法2（内田）	204号室
		上級商法2（企業取引法総合）（藤田（友））	102号室
		上級商法2（企業取引法総合）（神作）	201号室
		上級商法2（物流・情報）（山下・藤田（潔））	301号室

9月27日(木)	1限	基本科目憲法(石川)	101号室
	2限	民事系判例研究(森田(修))	301号室
		民事系判例研究(野崎)	305号室
		民事系判例研究(高橋(玲))	101号室
		民事系判例研究(小林)	203号室
		民事系判例研究(森脇)	201号室
		労働法(荒木)	102号室
9月28日(金)	3限	上級商法2(企業取引法総合)(岩原)	101号室
	4限	民事法総合(信託法)(能見・樋口・神田)	101号室
	1限	上級憲法(石川)	101号室
	2限	リサーチ、ライティング & ドラフティング(野崎)	201号室
		リサーチ、ライティング & ドラフティング(高橋(玲))	301号室
		リサーチ、ライティング & ドラフティング(寺本)	305号室
		リサーチ、ライティング & ドラフティング(金子)	101号室
		リサーチ、ライティング & ドラフティング(行方)	102号室
		比較法1(大江)	203号室
		国際経済法(岩澤)	201号室
		民事事実認定論(野崎・森)	31番教室

(出典:専攻長室保管資料)

資料 407 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」(抜粋)

7 成績表の配布および成績に関する説明

(中略)

学生は、自己の成績について、成績の通知を受けてから2週間以内に限り、事務室に置かれている書式を用いる等所定の手続によって、授業担当教員に書面による説明を求めることができます(ただし、成績評価CおよびFにかぎります。)。この手続以外の方法により説明を求めることは認められていません。自己の成績について、個々の教員のところに直接尋ねていくことはできません。また、成績通知を受け取る前に、個々の教員のところに相談等をしにいくことが許されないのは当然です。成績は、厳正に評価されるのです。

各授業担当教員が、試験結果について講評会を行うことがありますので、その際は積極的に参加してください。

(出典:「2008 年度東京大学法科大学院便覧」)

資料 408 「成績評価の説明願（法科大学院学生用）」

			年 月 日 提出
学生証番号		(フリガナ)	
クラス (説明を求める科目のクラス)	組	氏 名	

授業科目名	
担 当 教 員	
成績表の成績	C・F ※成績評価CおよびFの場合に限り、特に説明を求めることができる。

説明願を提出するにあたっての理由を詳しく記入すること

※以下、学生は記入しないこと。

<教員説明欄>

学生への説明事項	整理番号

教 員 氏 名		年 月 日 回答
---------	--	----------

(出典:専攻長室保管資料)

資料 409 「成績評価の説明願」(具体例・「説明願を提出するにあたっての理由を詳しく記入すること」の欄の抜粋)

「特に成績に不服があるというわけではないのですが、自分に何が足りなかったのかということについて今悩んでおりまして、理由説明の場をお借りして、ご教示願いたいと思います。

例えば、最終レポートでは、確かに〇〇の手段については触れていませんし、〇〇のことに触れていませんが、その他の点はきちんと調べて概ね書いていたと思いますし、書き方についても中間レポートでご指摘を受けたとおりに直したつもりです。その認識で間違いないのでしょうか。

なお、講評会には出席しておりますので、そこで言及された点は、重ねて言及される必要はありません。」

(出典:専攻長室保管資料)

資料 410 「成績評価の説明願い・回答例」

「1. 最終レポートの出来は悪いわけではありません。相対的に最も悪かったのは、2 番目のレポートです。しかし、このレポートについては、すでに返却しましたので、再びコメントを付すことはしません。

2. ただし、最終レポートも、とくによいわけではありません。

まず、1 頁目の「1」ですが、〇〇の根拠は、〇〇法〇条〇項でしょうか。同項は、一定の権利の消滅について語っているものであり、〇〇については語っていません。〇〇のときには、〇〇しないことは、実体法上の問題ではないでしょうか。

少なくとも、「〇〇権利」に〇〇権が当てはまるかどうかなどは、論点になり得ません。同項は消滅についてのみ語っているものであり、〇〇さんの論理を最大限尊重するとしても、消滅する権利に該当しないなら、〇〇になるわけですね。そうすると、〇〇権が、「〇〇権利」ではないとしたならば、消滅しないのだから〇〇になるはずですね。

つまり、何を論じているのか、出だしからよくわからないのです。

3. そして、全体として、B 社およびC 社の立場から書く、という意識が足りません。講義中にも申し上げたように、私は、外野から評論家としてではなく、紛争当事者として主体的に論じてくれ、と指示しました。

さらにいえば、もう少し小見出しを付けて、全体構成をわかりやすくしてください。

4. ただ、繰り返しになりますが、最終レポートが悪いわけではありません。」

(出典:専攻長室保管資料)

資料 411 「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(抜粋)

(定期試験)

第 43 条 試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により、採点することを妨げない。

(出典:東京大学大学院便覧)

資料 412 「2008 年度試験時間割」

(夏学期)

	9:30～11:30	12:00～14:00	14:30～16:30 (※17:30)
9 月 1 日	基本科目刑法	上級商法 2 (金融, 物流・情報)	上級憲法
2 日	公法総合 (公法訴訟システム)	法のパースペクティブ	労働法 法医学
3 日	基本科目憲法	上級商法 2 (企業取引法総合)	※リサーチ、ライティング & ドラフティング
4 日	民事法総合 (環境法)	法のパースペクティブ	金融商品取引法
5 日	知的財産法 現代法哲学	民事法総合 (債権回収法)	上級民事訴訟法
8 日	民事法総合 (信託法)	国際経済法	上級刑事訴訟法
9 日	基本科目民法 2	国際人権法	※民事系判例研究
10 日	少年非行と法	民事弁護研究	経済法 法制史 2
11 日	基本科目民法 1	金融取引課税法 国際民事訴訟法	英米法総論

(冬学期)

2 月 5 日	基本科目行政法	現代法の基本問題	国際法
6 日	倒産法	民事法総合 (社会保障法)	※刑事実務基礎
9 日	基本科目民法 3	コンピュータ法	法曹倫理
10 日	民事法総合 (消費者法)	会社労使関係法	※民事実務基礎
12 日	基本科目刑事訴訟法		租税法
13 日	基本科目商法	現代フランス法	上級刑法
16 日	基本科目民事訴訟法	国際取引法	上級行政法
17 日	民事法総合 (民事執行・保全法)	上級金融商品取引法	上級商法 1 (会社法総合)
18 日	法と経済学	上級商法 1 (M&A, 閉鎖会社)	

(出典: 専攻長室保管資料)

資料 413 「受験者心得」

法科大学院では、下記の受験者心得が定められています。よく読んで、各事項を厳守してください。

1. 受験者は、試験開始の定刻 20 分前までに試験場に到着し、5 分前には必ず入場していなければならない。
2. 試験場内の座席は、監督者が指示するところに着席しなければならない。
3. 受験者は、入場の際、学生証を必ず監督者に提示して入室しなければならない。学生証は、着席後、ケース等から取り出し、机上の監督者が見やすい場所に置かなければならない。
4. 答案用紙は、入場の際、監督者から受け取り入室しなければならない。
5. 答案用紙は、専攻所定のものを使用しなければならない。ただし、授業担当教員が別に指示した場合は、それに従う。
6. 受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの類を机上に置いてはならない。六法等のケースも机上に置いてはならない。
7. 答案の作成は、ペンまたは万年筆を使用しなければならない。
8. 問題用紙は切り離してはならない。カンニングペーパーと見誤られ不正行為と認定されるおそれがある。
9. 受験者は、試験開始定刻後 30 分経過するまでは、退場することができない。
試験を放棄する場合には、答案用紙および整理票に必要事項を記入の上、大きく「放棄」と明記し、その答案用紙を直接監督者に渡して退場しなければならない。
試験開始定刻後は、遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、定刻後 30 分以内までに限り、その入場を認めることがある。
10. 受験者は、入室後または試験中、監督者の許可を得ないで、試験場外に出てはならない。なお、試験終了 5 分前から試験終了までの間は、退場することができない。
11. 試験終了の合図によって、直ちに筆を擱いて、答案を指定の答案回収箱等に提出しなければならない。なお、整理票に、氏名、学生証番号がないときは、その答案は無効となる。答案用紙には、受験者の氏名・学生証番号や「自分は再履修者である。」等、解答に関係なく受験者を特定できる事項を記載してはならない。そのような記載のある答案は無効となる。
12. 試験場内においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
13. 試験は公正に行なわれなければならない、不正な行為は絶対に行ってはならない(試験における不正行為は東京大学学生懲戒処分規程により懲戒処分の対象となりうる行為である。)。このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本専攻の試験に際してはこの点を特に注意してほしい。六法等の持ち込みを許可された場合も、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。

(出典：2008 年度東京大学法科大学院便覧)

資料 414 「追試験の実施要領について」

法科大学院の定期試験にかかる追試験の実施要領は下記のとおりとする。

1 追試験を受験することができる者

病気、事故その他やむをえない事由により、当該学期の履修科目の筆記試験を受験できなかった者に限り受験することができる。

＊筆記試験において不合格となったことを理由とする受験は認められない。

＊病気、事故その他やむをえない事由があることについては、受験できなかった科目の筆記試験実施日から1週間以内に、医師の診断書等、事由を証明するものを提出して、大学院係で確認を受けなければならない。

2 追試験の実施科目

当該学期の必修科目または選択必修科目で筆記試験実施科目はすべて追試験対象とする。

3 追試験の受験科目数

一人あたり3科目を上限とする。

4 追試験の期日

夏学期科目については、11月上旬の木曜日午後または土曜日、冬学期科目については、2月下旬～3月上旬の木曜日午後または土曜日とする。

(出典：法曹養成専攻規則集)

資料 415 「2007 年度冬学期追試験実施実績」

○基本科目商法 1名受験

○基本科目行政法 1名受験

○上級刑法 1名受験

○現代法の基本問題 1名受験

○民事実務基礎 1名受験

○基本科目民事訴訟法 1名受験

○上級行政法 3名受験

○刑事実務基礎 1名受験

※ 2名が2科目受験。他の者は1科目受験

(出典：専攻長室保管資料)

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

学生は、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を、選択科目の履修に代えて履修し、修了要件である単位数に算入することができるが、それは 12 単位以内に限られ、また、そのためには予め法曹養成専攻長の許可を得ることが必要である《資料 416 及び 418 参照》。なお、法学既修者として入学を認められた者については、最大 12 単位まで選択科目として単位を修得することができるが、その単位数は修了要件である 93 単位には算入されない《資料 417（第 22 条第 3 項）参照》。

資料 416 「東京大学大学院法学政治学研究科規則」（抜粋）

（他の研究科及び専攻の科目）

第 38 条 学生は、選択科目の履修に代えて、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を 12 単位以内において履修することができる。ただし、この科目を履修する場合は、あらかじめ、法曹養成専攻長の許可を受けなければならない。

（出典：東京大学大学院便覧）

資料 417 「東京大学大学院専門職学位課程規則」（抜粋）

（標準修業年限）

第 20 条 法科大学院の課程の標準修業年限は、第 4 条の規定にかかわらず、3 年とする。

（修了要件）

第 21 条 法科大学院の課程の修了の要件は、第 5 条の規定にかかわらず、3 年以上在学し、法学政治学研究科で定めるところにより、所要の科目を履修して、93 単位以上の所定の単位を修得しなければならない。

（法学既修者）

第 22 条 本学の法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、法学政治学研究科で定めるところにより、前条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で同研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で同研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学しものとみなすことのできる期間は、第 6 条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。

3 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数

は、次条及び第24条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(次条ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第23条 法学政治学研究科は、教育上有益と認めるときは、本学の法科大学院の課程に在籍する学生(以下「法科大学院学生」という。)が法学政治学研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第1項の規程にかかわらず、30単位を超えない範囲で本学の法科大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法科大学院の課程において、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 法科大学院学生が、本学の法科大学院の課程に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目に関し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、第14条第2項の規定にかかわらず、転学等の場合を除き、本学の法科大学院の課程において修得した単位以外ものについては、前条の規定により法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(前条ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(出典：東京大学大学院便覧)

資料 418 「2007 年度他研究科等科目履修実績」(ただし、学生の個人名は省略)

・夏学期 1 年次生 (法学未修者)

学生氏名	部局名	科目名	単位数
A	公共政策教育部	民法法の基層と現代的課題	2
B	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
	情報理工学系研究科	ヒューマンインターフェイス	2
C	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
D	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
E	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
F	人文社会系研究科	ユダヤ系メシア運動論	2
F	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
G	工学系研究科	都市の維持再生学A	2
H	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
I	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2

・夏学期 2 年次生 (法学未修者)

学生氏名	部局名	科目名	単位数
J	工学系研究科	科学技術・産業政策論	2
K	公共政策教育部	知的財産政策	2
L	公共政策教育部	公共管理論 I	2
M	公共政策教育部	知的財産政策	2
N	工学系研究科	科学技術・産業政策論	2
O	公共政策教育部	知的財産政策	2
P	薬学系研究科	ファーマコビジネス・イノベーション特論	2
Q	公共政策教育部	知的財産政策	2
S	工学系研究科	科学技術・産業政策論	2
T	公共政策教育部	知的財産政策	2
	工学系研究科	精密機械工学特別講義Ⅳ	2
U	工学系研究科	科学技術・産業政策論	2

・夏学期 3 年次生 (法学未修者)

学生氏名	部局名	科目名	単位数
V	総合文化研究所	広域システム科学特別講義 I	2
W	公共政策教育部	経済学基礎	4
X	農学生命科学研究科	バイオビジネスと特許戦略	1
	工学系研究科	臨床バイオメカニクス	2
Y	農学生命科学研究科	バイオビジネスと特許戦略	1
Z	農学生命科学研究科	バイオビジネスと特許戦略	1
AA	農学生命科学研究科	バイオビジネスと特許戦略	1

A B	農学生命科学研究科	バイオビジネスと特許戦略	1
	工学系研究科	臨床バイオメカニックス	2
A C	公共政策教育部	知的財産政策	2
A D	公共政策教育部	知的財産政策	2
A E	公共政策教育部	知的財産政策	2

・冬学期1年次生（法学未修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
A F	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
		企業戦略論	2
A G	工学系研究科	企業戦略論	2
A H	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A I	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A J	工学系研究科	企業戦略論	2
		企業価値と知的財産	2
A K	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A L	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A M	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A N	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A O	工学系研究科	都市工学特別輪講第2A	2
A P	工学系研究科	イノベーションと知的財産	2
		企業価値と知的財産	2
A Q	工学系研究科	企業戦略論	2
A R	工学系研究科	企業価値と知的財産	2
A S	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
		企業戦略論	2
A T	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A U	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
		企業戦略論	2
A V	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
		イノベーションと知的財産	2
A W	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
		企業戦略論	2
A X	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A Y	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
A Z	工学系研究科	企業戦略論	2
B A	工学系研究科	企業戦略論	2
B B	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
B C	公共政策教育部	社会保障法政策	2
B D	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2

B E	工学系研究科	企業戦略論	2
B F	薬学系研究科	医薬政策学特論	2
B G	工学系研究科	技術戦略史／未来社会論	2
B H	公共政策教育部	企業戦略論	2
B I	工学系研究科	ポリティカル・メソドロギー	2
		イノベーションと知的財産	2
		企業価値と知的財産	2
		企業戦略論	2
		企業価値と知的財産	2

・冬学期2年次生（法学未修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
B J	人文社会系研究科	アジアの中の日本史	2
B K	人文社会系研究科	生命倫理特殊講義	2
	医学系研究科	医療倫理学特論Ⅱ	2

・冬学期3年次生（法学未修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
B L	学際情報学府	比較情報制度論Ⅱ	2

・冬学期2年次生（法学未修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
P	教育学研究科	教育臨床社会学	2

・冬学期2年次生（法学既修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
Q	公共政策教育部	地域政治B（東南アジアの政治）	2

・冬学期3年次生（法学既修者）

学生氏名	部局名	科目名	単位数
R	公共政策教育部	事例研究Ⅰ（国際法Ⅰ）	2

（出典：専攻長室保管資料）

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3 に係る状況）

客観的かつ厳格な成績評価がなされることを前提として、十分な学習の成果を挙げていない学生については、次の年次に進級しそこで履修すべき科目を受講することを認めない、進級制限の制度（進級制）を、1 年次及び 2 年次学生について設けている。すなわち、1 年次又は 2 年次に在籍する学生が、その年次に必修とされている単位数の 3 分の 2（1 年次については 22 単位、2 年次については 18 単位）を修得しない場合は、次の年次に進級することができず、その場合においては、進級できなかった学生のその年度の履修単位はすべて無効となる。また、2 年連続して進級できなかった学生は、学業達成に見込みのない者として在籍資格を失うこととなる《資料 419 及び 420 参照》。このことについては、規則に規定するだけでなく、新入生オリエンテーションや法科大学院便覧等を通じてわかりやすいかたちで学生に周知されている《資料 421 参照》。【解釈指針 4－1－3－1， 解釈指針 4－1－3－2】

資料 419 「東京大学大学院法学政治学研究科規則」（抜粋）

（進級制）

第 40 条 1 年次又は 2 年次に在籍する学生がその年次に必修とされている単位数の 3 分の 2 を修得しない場合は、次の年次に進級することができない。その場合において、進級できなかった学生のその年度の履修単位はすべて無効とする。

2 2 年連続して進級することができなかった学生は学生の身分を失う。

（出典：東京大学大学院便覧）

資料 420 進級状況

○2004 年度

1 年次 106 名中休学者 1 名・退学者 1 名を除く 104 名が 2 年次に進級
（進級不可 0 名）

2 年次 203 名中休学者 3 名・退学者 12 名を除く 185 名が 3 年次に進級
（進級不可 3 名）

○2005 年度

1 年次 105 名中休学者 5 名を除く 97 名が 2 年次に進級（進級不可 3 名）

2 年次 310 名中休学者 8 名・退学者 15 名を除く 286 名が 3 年次に進級
（進級不可 1 名）

○2006 年度

1 年次 102 名中休学者 6 名・退学者 2 名を除く 90 名が 2 年次に進級
(進級不可 4 名)

2 年次 311 名中休学者 5 名・退学者 14 名を除く 287 名が 3 年次に進級
(進級不可 5 名)

○2007 年度

1 年次 106 名中休学者 7 名・退学者 1 名を除く 95 名が 2 年次に進級
(進級不可 3 名)

2 年次 298 名中休学者 5 名・退学者 5 名を除く 281 名が 3 年次に進級
(進級不可 7 名)

(出典:専攻長室保管資料)

資料 421 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」 (抜粋)

3 法科大学院における授業科目の履修について

法科大学院において授業科目を履修する際に注意すべき事項について、ここで説明します。

(1) 進級制

後に述べるような厳格で客観的な成績評価がなされることを前提として、十分な学習の成果を挙げていない学生については、次の年次に進級し、そこで履修すべき科目を受講することを認めない、いわゆる進級制限の制度を設けています。

各年次において必ず履修しなければならないものとされている必修科目の総単位数の 3 分の 2 (1 年次 22 単位, 2 年次 18 単位) を修得しない学生は、次の年次に進級することはできません。進級することができなかった学生については、その年次の履修単位はすべて無効となります。したがって、次の年度にもう一度、その学年で履修すべきすべての科目を履修し直し、単位を修得しなければなりません。

また、2 年連続して進級することのできなかった学生は、学業達成の見込みのない者として、在籍資格を失うこととなりますので、十分注意してください。

(出典:「2008 年度東京大学法科大学院便覧」)

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修

得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の課程を修了するためには、標準修業年限である3年以上在学し、所要の科目を履修して、93単位以上の所定の単位を修得することが必要である《資料417(第20条, 第21条)参照》。なお、本法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年在学し、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する30単位(基本科目法学入門を除く1年次配当の必修科目すべての単位がこれにあたる。)を取得したものとみなされる《資料417(第22条)及び資料422(第36条)参照》。他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を、あらかじめ法曹養成専攻長の許可を受けたうえで履修した場合には、それによって修得した単位は12単位以内に限り修了要件となる単位数に算入することができる。ただし、法学既修者については、修了要件には算入されない《資料417(第22条, 第23条)及び422(第38条)参照》。また、本法科大学院入学前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の研究科、教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目について修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で、法科大学院における授業科目により修得したものとみなすことができるが《資料417(第24条)参照》、その場合には厳格な審査を行うこととしている。なお、本法科大学院入学前に取得した単位の認定を求める申請の例はいまだ存在しない。【解釈指針4-2-1-1】

修了するために修得すべき単位数の内訳は、

- ①公法系科目 10 単位以上(「基本科目憲法」(2 単位), 「基本科目行政法」(2 単位), 「上級憲法」(2 単位), 「上級行政法」(2 単位), 及び, 「公法総合」諸科目(2 単位以上)),
 - ②民事系科目 32 単位以上(「基本科目民法1」(4 単位), 「基本科目民法2」(4 単位), 「基本科目民法3」(4 単位), 「基本科目商法」(4 単位), 「基本科目民事訴訟法」(4 単位), 「上級民法」(2 単位), 「民事系判例研究」(2 単位), 「上級商法1」(2 単位), 「上級商法2」(2 単位), 「上級民事訴訟法」(2 単位), 及び, 「民事法総合」諸科目(2 単位以上)),
 - ③刑事系科目 12 単位(「基本科目刑法」(4 単位), 「基本科目刑事訴訟法」(2 単位), 「上級刑法」(2 単位), 「上級刑事訴訟法」(4 単位)),
 - ④法律実務基礎科目 10 単位以上(「リサーチ、ライティング&ドラフティング」(2 単位), 「民事実務基礎」(2 単位), 「刑事実務基礎」(2 単位), 「法曹倫理」(2 単位), 及び, 選択必修の「模擬裁判」等から2 単位以上),
 - ⑤基礎法学・隣接科目 4 単位以上(「法のパースペクティブ」(2 単位), 「現代法の基本問題」(2 単位)),
 - ⑥展開・先端科目 12 単位以上
- である。

なお、法学既修者については、①公法系科目 6 単位以上、②民事系科目 12 単位以上、③刑事系科目 6 単位、④法律実務基礎科目 10 単位以上、⑤基礎法学・隣接科目 4 単位以上、⑥展開・先端科目 12 単位以上の単位の修得が修了要件となっている。

また、法律基本科目は、必修のうち、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」(2 単位)、「民事実務基礎」(2 単位)、「刑事実務基礎」(2 単位)、「法曹倫理」(2 単位)、「法のパースペクティブ」(2 単位)、「現代法の基本問題」(2 単位)を除く諸科目である。また、「公法総合」の諸科目(各 2 単位)、「民事法総合」の諸科目(各 2 単位)は法律基本科目とされている。したがって、「公法総合」と「民事法総合」を除く、法律基本科目の合計単位数は、法学未修者 54 単位、法学既修者 52 単位となる。そして、「公法総合」、「民事法総合」の諸科目は、各 1 科目(4 単位)が必修とされ、それを超えるものは選択科目となるが、選択科目として 2 科目(4 単位)を超えて履修した場合、超える部分は、修了要件として要求される単位数には参入されないこととなっているため、修了要件に参入される法律基本科目の合計単位数は、法学未修者 62 単位、法学既修者 60 単位となる《別添資料 2「2008 年度東京大学法科大学院便覧(P44～45：法曹養成専攻授業科目表参照)》。【解釈指針 4－2－1－2】

資料 422 「東京大学大学院法学政治学研究科規則」(抜粋)

(法学既修者)

第 36 条 法学既修者として入学を認められた者は、1 年在学し、1 年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する 30 単位を取得したものとみなす。

2 (略)

(他の研究科及び専攻の科目)

第 38 条 学生は、選択科目の履修に代えて、他の研究科、学際情報学府、公共政策学教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を 12 単位以内において履修することができる。ただし、この科目を履修する場合は、あらかじめ、本研究科委員会委員長の許可を受けなければならない。

(修了要件単位)

第 39 条 専門職学位課程規則第 21 条の定めるところにより、本専攻を修了して法務博士(専門職)の学位を得るためには、別表 2 履修要件の項に定める単位を修得しなければならない。

(出典：東京大学大学院便覧)

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者（法学既修者）として認めるに当たっては、入学試験において、法律科目試験を課すこととしている。法律科目試験としては、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の4系統から各1題、合計3題を出題するが、どの系統から出題するかは、毎年、入学者選抜委員会が決定する《資料423（第7条第2項）及び424（第10条）参照》。法律科目試験は、獲得された基礎学力の程度を的確に評価・判断するためのものであり、いずれの領域から出題されるか入学志願者にとって不明であるため、幅広い着実な日常的学習が要求されるものであって、3系統3題の出題によって法学の基礎的な学識の程度を十分に判定しうる内容のものである。このような内容の法律科目試験を課することによって、法科大学院受験のための表面的な、暗記に偏重した詰め込み学習により生じうる弊害を回避することが期待される。法律科目試験の出題内容は、当該試験の趣旨に即し、複合的な内容の幅広い分野をカバーするものであり、本法科大学院において必要となる基礎的な学識を多面的かつ的確に判定するよう工夫されたものである《別添資料8「平成20（2008）年度入学試験法律科目問題」参照》。したがって、特定の教育内容を前提とした試験ではなく、特定の大学・学部出身者に有利になるような出題内容ではない。法律科目試験の採点は、匿名化された答案について行われており、出題及び採点において、受験者間の公平性は担保されている。【解釈指針4-3-1-1，解釈指針4-3-1-2】

法律科目試験の内容は複合的なものであって、多分野の理解が多面的に問われるものであり、全体的な能力の判定に資するものとなっている。こうした内容の試験において直接出題対象とならなかった科目に係る基礎的な学識の程度については、学業成績の具体的な内容、職業経験などを検討する詳細な総合審査において、吟味・評価の対象となる。なお、入学者の選抜において、法律科目に関する知識は、基本的に入学試験によって判断できていると考えており、大学での学業成績等の審査は、個々の科目の履修度合いではなく、全体としての学力を判断するためのものである。したがって、学部授業科目を実質的に法科大学院の授業科目として評価することは行っていない。《資料423（第8条第2項）及び424（第11条）参照》。【解釈指針4-3-1-3】

入学試験においては、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果により法学既修者として認定することは行っていない（総合審査における参考資料として、その成績を提出することを妨げないが、あくまでも他の資料と共に審査の対象となる付随的参考

資料にすぎない。）。【解釈指針4－3－1－4】

法学既修者として入学した者については、1年在学し、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の指定する30単位（基本科目法学入門以外の、1年次の必修科目すべての単位）を取得したものとみなされる《資料422（第36条第1項）参照》。【解釈指針4－3－1－5】

資料423 「法曹養成専攻入学者選抜規則」（抜粋）

（筆記試験）

第7条 法科大学院適性試験の成績、外国語の能力及び学業成績を審査して選抜された者に、筆記試験を課す。

2 法学未修者（3年コース）としての入学志願者に対しては、総合問題2題を課す。法学既修者（2年コース）としての入学志願者に対しては、法律科目試験を課す。法律科目試験としては、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の4系統から、3題出題する。

（総合審査）

第8条 入学志願者は、自己が法曹養成専攻に入学するのにふさわしいと思料する事項を入学願書に特記し、それを証する推薦状その他の書類（資格証明書等）を添付することができる。

2 学業成績及び筆記試験の結果の上位者について、入学志願者が提出した入学願書等及び筆記試験の成績を総合判定して合格者候補を選抜する。総合判定に際しては、履修した学業の内容、入学願書に特記された事項、学業以外の経験、社会人に関しては社会人経験等を考慮するものとする。

（出典：法曹養成専攻規則集）

資料 424 「入学者選抜手続規程」(抜粋)

(筆記試験)

第 10 条 第 8 条の規定に従い選抜された上位者概ね 600 名に対して、法学の履修を確認するための法律科目試験を課す。法律科目試験としては、公法系、民事系、刑事系、法学一般系の 4 系統から、3 題を出題する。どの系統から出題するかは、毎年、入学者選抜委員会が決定する。

(総合審査)

第 11 条 学業成績と法律科目試験の成績の上位者概ね 80 名と次順位者概ね 300 名を選抜する。学業成績を 60%、法律科目試験の成績を 40%の比率で合算して、上位者、次順位者を決定する。この選抜に洩れた者は、不合格とする。

2 上位者概ね 80 名については、総合審査委員 3 名が、特記事項その他についての書類審査を行い、特段の事情がない場合には、合格者候補とする。

3 次順位者概ね 300 名については、総合審査委員 3 名が、出願書類(学業の内容、特記事項等を含む。)を審査し、5 段階の評価を行う。各総合審査委員の 5 段階評価を集計して、合格者候補概ね 120 名を選抜する。法学以外の分野も履修し優秀な成績を修めている者は高く評価するものとする。

(出典：法曹養成専攻規則集)

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院における授業の水準は総じて極めて高く、それに応じ、成績評価も厳格である。このため、学生は相当に厳しい学習を求められることになるが、それは、本法科大学院が養成しようとする法曹としての基幹能力を身につけさせるためには必要なことである。また、本法科大学院では、厳格な意味での進級制が採られており、進級できなかった学生は、当該年度に履修した授業科目の単位がすべて無効となり、再度の学習が求められることになっている。進級できなかった学生は、学習において基本的な問題を抱えていることが多く、再度改めて学習を求める必要性が高いと認められるといえよう。

本法科大学院の特色の一つとして、入学志願者のうち、法学既修者に課している法律科目試験の内容を挙げることができる。法学既修者として入学が認められた場合、単位を取得したものと見なされる科目について個別の試験を実施している法科大学院が多いと思われる中で、4系統中3系統各1問を出題するという方式を採用することは、旧司法試験準備のための詰め込み式の学習の弊害が指摘されている中で、そうした弊害と同様のことが法科大学院既修者認定のための法律科目試験準備のために生じることを避ける意味があるといえる。すなわち、各科目別に旧来型の試験を行っていたのでは、入学志願者は、その試験の準備のために、論点ごとに解答パターンを暗記し、試験においては、それを自らの思考・分析を介することなくはき出すということになりかねない。これでは、旧司法試験受験の弊害がいわば前倒しされることになってしまう。

新司法試験の理念に照らすとき、法科大学院の既修者入学試験においては、効率的な試験準備のためにパターン化された学習ではなく、日頃からの充実した学習によって得られるはずの成果を確認し、総合的に見て法学既修者としての思考能力・分析能力が備わっていることを確認するための複合的・多面的な内容の試験が望まれるというべきである。もっとも、このような趣旨がどれくらい実現されているかについては、さらに今後検証を要するところであり、適切な試験方法考案の努力は今後とも必要であると理解している。平成18年6月に実施された法科大学院認証評価（予備評価）においては、「試験の出題内容が他学部出身者を含めて十分な基礎的学力が確認できる内容となるよう、さらに検討することが望ましい。」との指摘を受けたが、現在、法曹養成専攻入学者選抜委員会（【基準 6-1-1】参照）において、入学試験の成績と入学後の成績との関係を分析している。法科大学院発足後まだ4年程度であり、十分なデータがあるとはいえないが、こうした分析に基づいて、入学試験が他学部出身者を含めて十分な基礎的学力を確認できる内容となるよう、努力しているところである。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院における授業の内容及び方法（成績評価の方法を含む。）の質をより一層向上させるため、専攻長、副専攻長及び若干名の教員からなる教育方法助言委員会を設置している《資料501（第1条）参照》。同委員会は、各教員の授業参観を行うほか、研究会、研究その他のプログラムを企画及び実施し、関連する資料の収集を行うこととされている。この規則に基づき、教育方法助言委員会は、授業の内容・進め方等に関する情報交換会を開催して教員間で意見交換を行い、さらに法曹養成専攻教育会議においても、教育のあり方に関する意見交換を行っている。《資料502 参照》【解釈指針5-1-1-1， 解釈指針5-1-1-2】

授業参観では、教育方法助言委員会が指名する教員が、他の教員の授業を参観し、その授業に関する報告書を同委員会に提出することとされている（報告書は、参観された授業の担当教員にも回付される。）《資料503 参照》。それによって、授業の内容及び方法について、優れた点を相互に学び、改善すべき点を指摘して、教育のなお一層の向上を期している《資料501（第3条）参照》。

また、教育方法助言委員会は、授業に関する情報交換会を開催し、授業で取り上げる内容や、学生への発問の仕方などを含む授業の進め方について意見交換を行っている《資料504 参照》。

情報交換会では、①授業で配付したレジュメ・資料を配付して、それについての意見交換を行う、②授業をビデオ撮影して、それについての意見交換を行う、③外国の法科大学院の教員による授業方法についてのレクチャーを聞き、意見交換を行う、④学生による授業評価アンケートの結果についての分析等を行う、⑤成績評価の分布データを配布して、成績評価のあり方について意見交換を行う等、教育内容・方法の改善方策について協議し、必要な改善策は法曹養成専攻教育会議に上程して審議・決定することとしている。

本法科大学院では、学生による授業評価アンケート（履修者数が10名以内の授業を除く。）の実施を義務づけており、アンケートの結果は、各設問項目につき、パーセンテージ化して各教員に伝えとともに、自由記載欄については、そのコピーを各教員に配付しており、各教員が個別に検討、対応している。また、アンケートの結果を情報交換会で分析・検討し、授業で改善すべき点等について意見交換を行っている。なお、授業評価アンケートは、教育方法助言委員会が定めた様式を用いて実施している。《資料501（第4条、第5条）及び別添資料9「2007年度冬学期授業アンケート資料」参照》。

さらに、毎年、専攻長及び他の学務委員が分担して、1年次・2年次の学生のうち希望者

及びクラス代表者と懇談し、学生から多様な意見を聴取して、その内容の記録を整理、保存し、教育内容・方法の改善方策を検討する上での重要な参考資料としている。《別添資料 10 新入生との昼食懇談会記録参照》。学生からの意見の概要については、法曹養成専攻学務委員会、法曹養成専攻教育会議、及び授業に関する情報交換会に提示して、意見交換を行っており、必要に応じて対応する体制となっている。

また、専攻長宛メールアドレスを設け、学生から電子メールによって意見・要望を募集し、学生の声を教育・運営の改善・向上に役立てている《資料 505 参照》。【解釈指針 5-1-1-3】

資料 501 「法曹養成専攻教育向上体制規則」

(教育方法助言委員会)

第1条 法曹養成専攻における授業の内容及び方法（成績評価の方法を含む）の質をより一層向上させるため、同専攻に教育方法助言委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、法曹養成専攻長、同副専攻長及び若干名の教員をもって構成する。

(教育方法助言委員会の任務)

第2条 委員会は、第3条において定めるほか、研究会、研究その他のプログラムを企画及び実施し、関連する資料の収集を行う。

(授業参観)

第3条 委員会は、各教員の授業参観を行う。

2 各教員は、他の教員の授業を参観し報告書を提出するものとする。授業参観教員の割当て等は、委員会が担当する。

3 前2項の規定にかかわらず、当分の間、各教員は下記の3方式の中から自己に適用される方式を選択することができる。

イ 自己の授業につきビデオ撮影を行い、その録画を自己点検し、委員会に報告書を提出する。

ロ 委員会の指名した教員が授業参観をすることを認める。参観した教員は、報告書を委員会に提出する。

ハ 委員会が授業参観をすることを認める。

(授業評価)

第4条 法曹養成専攻の授業は、履修した学生からの評価を受けなければならない。ただし、履修者数が10名以内の授業は、この限りでない。

2 評価アンケートの様式は、委員会が定める。

3 個々の授業に関する学生授業評価の結果につき、委員会は閲覧謄写をすることができる。

4 学生による授業評価の結果に対して、授業担当教員はコメントを付すことができる。委員会は、授業担当教員にコメントを求めることができる。

(授業評価の公表)

第5条 法曹養成専攻全体での学生授業評価の概要は、公表する。

2 個々の授業に関する学生授業評価の結果は、評価した学生にも公表しない。

(出典：法曹養成専攻規則集)

資料 502 「教育方法助言委員会の開催記録」

- ・ 2004 年度（4 回開催）
4 月 9 日，5 月 28 日，7 月 9 日，9 月 28 日
- ・ 2005 年度（3 回開催）
5 月 19 日，9 月 29 日，1 月 12 日
- ・ 2006 年度（2 回開催）
6 月 22 日，11 月 30 日
- ・ 2007 年度（2 回開催）
5 月 31 日，1 月 24 日

（出典：専攻長室保管資料）

資料 503 「参観報告書例」

2007 年度冬学期

2007 年 12 月 17 日

行方國雄客員教授＝高橋玲路准教授「模擬裁判（民事）」参観記録

参観者：畑瑞穂

日時・教室：2007 年 12 月 17 日（月）4 限，203 号室

【授業の対象】

3 年生を対象とした「模擬裁判（民事）」の第 11 回目の授業を参観した。
被告側証人の尋問が行われる回である。

【具体的な講義の内容・方法】

1. 学生を、裁判官役 3 名、原告側 10 名（9 名が弁護士役、1 名が原告本人役）、被告側 6 名（5 名が弁護士役、1 名が被告会社従業員＝被告側証人役）に分けて、模擬裁判を行うものである。
2. 事件の内容は、大規模な会議場＝レストランに勤務する者に海産物を騙し取られた海産物卸売業者が、会議場＝レストラン運営会社の責任を追及するものである。
3. 当日は、被告側証人＝被告会社従業員について、被告側弁護士 1 名による主尋問、原告側弁護士 4 名による反対尋問、再主尋問、裁判官による補充尋問が行われ、弁論が終結される回であった。

【感想等】

総じて、学生が熱心に準備していることが何われ、学生の動機付けがうまく行われてい

るように見受けられた。

練達の実務家である教員からの講評も学生の腑に落ちているようであった。

反対尋問をした学生（原告側弁護士役）が苦戦しており、参観者の個人的な興味としても、練達の実務家である教員からの「自分ならこうする」という話をもう少し具体的に聞きたいようにも感じた。ただし、教員は、あまり事件の内容に踏み込んだ話をして裁判官役の学生の判断に事前に影響を与えることがないようにかなり留意しているようであり、やむを得ない面があるようであった。

上記のように、原告側と被告側で学生の人数がかなり異なるので、各学生の実質的な参加度合いに差が出ないか、やや気になったが、この点は、事件の内容や一学期間を通しての進行方法等にもよるところであり、また、学生の動機付けの観点からはやりたい役をやらせる方がよいという面もあるかと推測される。

(以上)

(出典: 専攻長室保管資料)

資料504 「授業に関する情報交換会実施記録」

平成16年度

第1回（7月1日）

- ・「基本科目憲法」（長谷部教授）及び「基本科目民法2」（道垣内教授）の授業撮影ビデオの上映
- ・ウルフ教授（オーストラリア国立大学）及びレフラー教授（アーカンソー大学教授）による双方向式授業の進め方に関するレクチャー
- ・以上に基づく意見交換

第2回（10月28日）

- ・夏学期定期試験結果の紹介と意見交換
- ・学習支援室担当講師の業務状況報告

第3回（3月24日）

- ・「上級民法」「上級商法1」の授業撮影ビデオの上映と意見交換
- ・冬学期定期試験結果の紹介と意見交換

平成17年度

第1回（6月30日）

- ・「民事実務基礎」「刑事実務基礎」の授業の担当教員による紹介と意見交換

第2回（10月27日）

- ・夏学期定期試験結果の紹介と意見交換
- ・新司法試験プレテスト答案の分析と今後の指導のあり方についての意見交換

第3回（3月16日）

- ・冬学期定期試験結果の紹介
- ・京都大学とのFD活動等に関する情報交換の紹介

・法科大学院設立2年経過に際しての総括とカリキュラムのあり方に関する意見交換
平成18年度

第1回（6月22日）

- ・新司法試験問題と法科大学院教育についての意見交換

第2回（11月30日）

- ・新司法試験の結果の紹介と意見交換
- ・夏学期定期試験結果の紹介と意見交換
- ・F(不可)の在り方(目安を設けるか等)についての意見交換
- ・3年次学生の冬学期履修状況の報告と意見交換

平成19年度

第1回（5月31日）

- ・冬学期定期試験結果の紹介と意見交換
- ・授業参観についての意見交換
- ・TKCシステムの利用方法についての情報提供と意見交換
- ・TKC短答式模試についての報告と意見交換
- ・成績評価の説明願いの在り方についての意見交換

第2回（1月24日）

- ・夏学期授業アンケートの結果（特に予習と復習のバランスの問題）の紹介と意見交換
- ・夏学期定期試験結果の紹介と意見交換
- ・第2回新司法試験の問題・結果・教育方法の結びつきについての意見交換
- ・TKCのシステムについての情報提供

（出典：法曹養成専攻記録集）

資料 505 「法曹養成専攻長宛学生専用メールアドレスのお知らせ」

法曹養成専攻長宛学生専用メールアドレス deanslst@j.u-tokyo.ac.jp

この「専攻長宛学生専用メールアドレス」は、法科大学院学生のみなさんから、授業その他本法科大学院に関する様々なご意見、ご要望をお寄せいただき、本法科大学院の教育や運営の改善・向上に役立てることを目的とするものです。

お寄せ下さったご意見、ご要望等に個々的にお答えすることはできないかもしれませんが、ご意見やご要望等を踏まえて何らかの措置を講じるときは、ホームページ等を通じてその旨お知らせいたしますし、ご質問のあった主要な点についても、適宜、ホームページ等でご説明しようと考えています。

（法曹養成専攻長）

（出典：東京大学法学部・大学院法学政治学研究科ホームページ
<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/index.html>）

基準 5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5-1-2 に係る状況)

法曹養成専攻に所属する実務家教員については、何らかの意味において教育上の経験を有する者が少なくない《資料 506 参照》。また、研究者教員についても、かねて実務家との共同研究を行い、また、法制審議会をはじめとする各種の審議会において実務家とともに議論をすることを通じて、専門領域に関する実務上の知見を有する者が多い。それに加え、経験・知見のなお一層の充実を期するため、教育方法助言委員会が開催する情報交換会においては、実務家教員及び研究者教員双方の参加を得て、相互に知見を交換している。さらに、授業の相互参観により、実務家教員及び研究者教員がそれぞれ不足している経験・知見を補充するよう努めており、成果があがっているといえよう。なお、情報交換会の出席率は高く、毎回、40 名以上の教員が参加している。以上の点は、基準 5-1-1 に関連して、すでに指摘した。なお、実務家教員及び研究者教員が共同で授業を担当する場合には、授業の企画・準備・実施の過程で相互に有益な知見・経験を獲得することができている。その成果として、例えば、上級商法 1 の授業の教材を実務家教員と研究者教員が共同して作成し、商事法務から「上級商法シリーズ」として公刊したことが挙げられる。《資料 507 参照》。【解釈指針 5-1-2-1】

資料 506 実務家教員の教育経験一覧（順不同）

- ・ 山室恵
昭和 63 年～平成元年、平成 5 年～9 年 司法研修所刑事裁判教官
- ・ 古江頼隆
平成 8 年～平成 11 年 法務省法務総合研究所研修第 3 部教官
- ・ 寺本振透
平成 18 年～平成 19 年 東京大学法学政治学研究科特任教授
- ・ 末吉互
平成 16 年～平成 19 年 早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師
平成 18 年～平成 19 年 東京大学法学政治学研究科非常勤講師
- ・ 草野耕一
平成 17 年～平成 19 年 京都大学法学研究科講師
- ・ 森脇純夫
平成 11 年～平成 14 年 司法研修所教官
- ・ 岡慎一
平成 16 年～平成 17 年 関西大学法科大学院特任教授
平成 17 年～平成 19 年 東京大学法学政治学研究科非常勤講師

- ・大崎貞和
平成14年～平成16年 東京大学大学院法学研究科附属比較法政国際センター・教授
平成15年～平成18年 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際経営学専攻(ビジネススクール) 客員助教授・教授
平成18年～ 早稲田大学大学院商学研究科ビジネス専攻・客員教授
- ・藤田泰弘
昭和60年～平成6年 USCロー・スクール非常勤講師
平成7年～11年 ワシントン大学ロー・スクール関連教授

(出典:専攻長室保管資料)

資料 507 実務家教員と研究者教員が共同で担当する授業の例（なお、実務家教員には下線を付した。さらに、宮廻美明教授は、2003年3月まで、住友商事株式会社の法務部・文書部に勤務していた。）。

2006年度夏学期

上級商法2(物流・情報)	山下友信・ <u>藤田潔</u>
ビジネスプランニング	神作裕之・ <u>松井秀樹</u>

2006年度冬学期

国際取引法	江頭憲治郎・松下淳一・増井良啓・宮廻美明・岩澤雄司・ <u>藤田潔</u>
経済法	白石忠志・ <u>山木康孝</u> ・ <u>川合弘造</u> ・ <u>矢吹公敏</u>
倒産処理研究	松下淳一・ <u>岡正晶</u>
国際租税法	増井良啓・ <u>宮崎裕子</u>
上級商法1(M&A)	江頭憲治郎・ <u>三笥裕</u>
上級商法1(ファイナンス)	神田秀樹・ <u>大崎貞和</u>
上級商法1(閉鎖会社)	江頭憲治郎・ <u>武井一浩</u>
会社労使関係法	岩村正彦・神作裕之・ <u>宮里邦雄</u> ・ <u>中山滋夫</u>

2007年度夏学期

上級商法2(物流・情報)	山下友信・ <u>藤田潔</u>
国際租税法	中里 実・ <u>草野耕一</u>

2007年度冬学期

現代法の基本問題	樋口範雄・ <u>児玉安司</u>
国際契約交渉	ダニエル・フット・ <u>朝倉秀俊</u>
倒産処理研究	松下淳一・ <u>岡正晶</u>
会社労使関係法	岩村正彦・神作裕之・ <u>徳住堅治</u> ・ <u>中町 誠</u>
国際取引法	山下友信・松下淳一・増井良啓・宮廻美明・岩澤雄司・ <u>藤田潔</u>

2008 年度夏学期

上級商法 2 (物流・情報) 山下友信・藤田潔

2008 年度冬学期

会社労使関係法 岩村正彦・神作裕之・徳住堅治・中町誠

国際取引法 山下友信・松下淳一・増井良啓・宮廻美明・岩澤雄司・藤田潔

国際租税法 増井良啓・草野耕一

(出典: 専攻長室保管資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院においては、教育内容・方法の改善のため、その一環として、教員による相互授業参観を実施している。これは、参観された授業の担当者にとっては、優れた点の指摘とともに、問題点の自覚を迫るものであり、改善のための契機となるものであるが、参観する教員にとっても、他の教員の授業を目の当たりにすることによって、優れた点を学ぶ機会となり、極めて有益である。本法科大学院では、3年に一度はすべての教員が授業参観を受けることを目標とすることが、法曹養成専攻教育会議で決定され、授業参観を進めているが、この点についての努力は今後さらに強化することが必要であると考えている。

また、1年次・2年次学生と専攻長及び副専攻長が懇談する機会をもち、学生の意見は、積極的に吸い上げる努力を行っている。さらに、専攻長宛メールアドレスを設け、随時、電子メールによる意見提出を可能としている。こうしたことから、教員側からは気付きにくい問題を把握し、必要な改善策を的確かつ迅速に講じることが可能となっており、実際に、可能な改善策は講じているところである。さらに、授業評価アンケートの義務化によって、すべての教員が、学生の率直な意見を得ることができており、これも、教育内容・方法の改善に大きく資している。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、入学者選抜にかかる種々の業務を管掌するための組織として、「法曹養成専攻入学者選抜委員会」を設置している。本委員会は、研究科長、法曹養成専攻長、同副専攻長1名及び必要な数（現在3名）の教授・准教授で構成されており、入学者選抜の日程、募集要項の作成、筆記試験問題作題の基本方針（法学既修者の認定に関するものを含む）の決定、筆記試験問題採点業務の基本方針の決定、入学者選抜の基本的な実施体制の決定等を行うとともに、法曹養成専攻教育会議に提出する合格者決定の原案を作成している《別添資料11「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第1条第1項～第3項）参照》。【解釈指針6-1-1-1】

本法科大学院の目標は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を養成することである。そして法曹養成専攻のアドミッション・ポリシーは、この目標に沿った法曹養成教育を受けるのにふさわしい優れた資質及び強い意欲を備えた者を、公平性・開放性・多様性に配慮して選抜するために、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績及び入学願書等の審査対象資料に基づいて、総合的な判定を行うというものである。この方針に沿い、他大学の卒業生、理系をはじめとする多様な勉学経験や社会人としての貴重な経験を持つ者など、様々なバックグラウンドを持つ学生が入学することを期待して、受入予定定員300人のうち概ね100人を法学未修者に割り当てるとともに（法学未修者と法学既修者との併願は認めていない）、受入予定定員300人の概ね3割は、社会人経験のある者及び理系その他他学部出身者が占めることを目安としている。

以上の当法曹養成専攻の目標は、「東京大学法科大学院パンフレット」（法科大学院のウェブサイトからも閲覧可能）、「平成20（2008）年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）学生募集要項」（以下「学生募集要項」という。）及び「入学試験ガイダンス配付資料」で、またアドミッション・ポリシーは、「入学試験ガイダンス配付資料」で公表し、事前に周知を図っている《資料601、602及び別添資料12「学生募集要項」（2.（2））参照》。【解釈指針6-1-1-2】

資料601 「東京大学法科大学院」パンフレット（抜粋）

目標

東京大学の法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としています。単に新司法試験に合格することを目指すのではなく、むしろ法実務の遂行や法律家のキャリアの発展において、東京大学の法科大学院での学習が血となり肉となって役立つような、長期的視野からの教育を行うことを目指しています。さらに、博士課程に進学し、日本の法学研究の将来を担う人材も育てます。

学生

法科大学院の入学者選抜は、公平性・開放性・多様性に配慮して行いますので、様々なバックグラウンドをもつ学生が入学するものと期待されます。毎年、法学既修者が概ね200名、法学未修者が概ね100名、入学します。これらのなかには、理科系をはじめとする多様な勉学経験をもつ人、社会人としての貴重な経験を持つ人、ユニークな課外活動経験をもつ人などが含まれます。

（出典：法科大学院パンフレット）

資料602 「東京大学法科大学院入学試験ガイダンス」配付資料（抜粋）

1. 法科大学院の目標

東京大学の法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としています。単に新司法試験に合格することを目指すのではなく、むしろ法実務の遂行や法律家のキャリアの発展において、東京大学の法科大学院での学習が血となり肉となって役立つような、長期的視野からの教育を行うことを目指しています。さらに、博士課程に進学し、日本の法学研究の将来を担う人材も育てます。

（中略）

6. 入学者選抜に関する基本的考え方

入学者選抜は、募集要項に記載の方法で行います。

選抜は、公平性・開放性・多様性に配慮して行いますので、本学法学部卒業者のみでなく、他大学の卒業生、理科系をはじめとする多様な勉学経験や社会人としての貴重な経験を持つ人など様々なバックグラウンドを持つ学生が入学することを期待しています。

（出典：法曹養成専攻学務関係資料）

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

法曹養成専攻の1学年の受入予定人員約300人のうち、法学既修者として入学する者に約200人を割り当て、残る約100人は法学未修者として入学する者に割り当て、多様な人材に対して入学の門戸を開いている。そして、法曹養成専攻が育成しようとする高い水準の法律家たりうる素養ないし能力を持つ者を選抜できるように、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績及び入学願書を審査して選抜する方法を採用している。そのため、入学志願者に対して、出願時に、法科大学院適性試験（平成18(2006)年度入学者選抜までは大学入試センターが実施するものを使用、平成19(2007)年度からは日弁連法務研究財団が実施するものの選択も認めている）、外国語（英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、中国語又は韓国朝鮮語のうちのいずれか一つを選択する）の能力を証明する書類、大学の学部での学業成績を示す成績証明書の提出を求め、入学願書に自己が法曹養成専攻に入学するのにふさわしいと思料する事項を特記し、それを証する推薦状等の書類を添付することを認めている。

入学者選抜は、第1段階選抜、及び第1段階選抜の合格者に対して行う第2段階選抜で構成される。第1段階選抜は、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力及び学業成績を用いて選抜する。第2段階選抜では、筆記試験を課した上で、学業成績及び筆記試験の結果の上位者を対象に総合審査によって合格者候補を選抜する。筆記試験は、法学未修者として入学しようとする者には総合問題2題を、法学既修者として入学しようとする者には法律科目試験3題を出題する。総合審査は、入学志願者が提出した法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績及び入学願書等を総合考慮することによって判定をする。この際には、履修した学業の内容、入学願書に特記された事項、学業以外の経験、社会人に関しては社会人経験等を考慮することとしている。さらに、法学未修者として入学する者について、3年以上の社会人経験を有する者を対象とする社会人特別選抜枠概ね5人と、理系の学部出身者を対象とする理系特別選抜枠概ね10人を設けている。

《別添資料11「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第2条～第9条）、別添資料12「学生募集要項」（2.(1)(2) 3.(1)(2)及び6.(2)）及び別添資料13「入学願書」参照》

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

本法科大学院は、アドミッション・ポリシーとして「開放性」を掲げており、これに忠実に、法曹養成専攻の入学者選抜への出願資格を、大学を卒業した者及び入学予定年度の前年度末に卒業見込みの者並びに関係法令等によって、それと同等の資格を有すると認められる者、すべてに認めている。入学者選抜にあたって、東京大学法学部の在学生や卒業生に対し、優先的な合格者の人数枠を設定するということを行っていない。平成20(2008)年度入学者選抜結果を見ると、法学未修者合格者 105 名中、自校出身者は 39 名、法学既修者 200 名中、自校出身者は 148 名である。いずれも、出願者の成績等を公正に総合評価した結果である《別添資料 11 「法曹養成専攻入学者選抜規則」及び別添資料 12 「学生募集要項」参照》。【解釈指針 6－1－3－1】

法曹養成専攻では、入学者への寄付等の募集は行っていない。該当なし。【解釈指針 6－1－3－2】

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本法科大学院の入学者選抜は、第1段階選抜、及び第1段階選抜の合格者に対して行う第2段階選抜で構成される。第1段階選抜では、法科大学院適性試験（平成18(2006)年度入学者選抜までは大学入試センターが実施するものを使用、平成19(2007)年度からは日弁連法務研究財団が実施するものの選択も認めている）の成績、外国語の能力及び学業成績を用いて選抜している。第2段階選抜では、筆記試験を課した上で、学業成績及び筆記試験の結果の上位者を対象に、入学志願者が提出した法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績及び入学願書等を総合考慮することにより判定する総合審査によって合格者候補を選抜している《別添資料11「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第7条～第8条）、別添資料12「学生募集要項」（2.(2)）参照》。

こうした選抜手続は、出題、採点、総合審査に携わる委員を、多様な専門分野から偏りなく選任した上で、筆記試験の答案を匿名化して採点するのはもちろんのこと、委員相互が、加えて6－1－1で述べた入学者選抜委員会が、何度もチェックを行いながら厳正に進めている。以上のように、本法科大学院の入学者選抜では、法科大学院適性試験の結果及び入学願書等を総合考慮して、法曹養成専攻における履修の前提として必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価している。【解釈指針 6－1－4－1】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

大学等の在学者で本法科大学院への入学を志願する者については、出願時に、入学願書に高校卒業時からの学歴を記入させるとともに、大学の学部での学業成績を示す成績証明書の提出を求め（成績証明書は、教養課程又はこれに準ずる課程を含めて大学在学時のすべての成績証明書の提出を求めている）、また入学願書の履歴に記入している複数の大学に在学した場合又は外国の大学に在学していた場合も、在学していた期間分の成績証明書の提出を求めている）、さらに入学願書に自己が本法科大学院に入学するのにふさわしいと思料する事項を特記し、それを証する推薦状等の書類を添付することを認めている《別添資料 12 「学生募集要項」 6. (2)、及び「専門職学位過程(法科大学院)出願書類の作成について」、別添資料 13 「入学願書」》。入学者選抜は、第 1 段階選抜、及び第 1 段階選抜の合格者に対して行う第 2 段階選抜から構成されており（基準 6－1－4 参照）、大学等の在学者については、第 1 段階選抜及び第 2 段階選抜において、出願直前に卒業又は卒業見込みの学部での学業成績のほか、複数の学部や大学(外国大学を含む)に在学していた場合にはその学業成績も評価の対象とし、また第 2 段階選抜では、総合審査において、履修した学業の内容、入学願書に特記された事項、学業以外の経験を考慮することとしている。したがって、入学願書に記載した特記事項によって学部在学中の課外活動等の実績も評価の対象となりうる。また、研究生としての成績や大学院の成績を特記事項として記載することも妨げない。さらに、多様な学識を持つ者へ入学の門戸を開くために、法学未修者として入学する者について、理系の学部出身者を対象とする理系特別選抜枠概ね 10 人を設けている。こうした選抜方法によって、大学等の在学者については、多様な学識及び課外活動等の実績が適切に評価できるようにしている。【解釈指針 6－1－5－1】

社会人等で本法科大学院への入学を志願する者については、出願時に、入学願書に履歴を記入させるとともに、入学願書に自己が本法科大学院に入学するのにふさわしいと思料する事項を特記し、それを証する推薦状等の書類を添付することを認めている《別添資料 13 「入学願書」、資料 603 参照》。したがって、社会人等は、例えば自己の実務経験を特記事項として記載し、上司等の推薦状(英文でも良い)を添付することができる《資料 603 参照》。そして、第 2 段階選抜において行う総合審査では、社会人に関しては社会人経験等を考慮することとしている。さらに、法学未修者として入学する者について、3 年以上の社会人経験を有する者を対象とする社会人特別選抜枠概ね 5 人を設けている。こうした選抜方法によって、社会人等について、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるようにしている。【解釈指針 6－1－5－2】

《別添資料 11 「法曹養成専攻入学者選抜規則」（第 6 条～第 9 条及び了解事項 3）、別添資料 12 「学生募集要項」参照》

本法科大学院では、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者(以

下「他学部出身者」という。)又は実務等の経験を有する者(以下「社会人等」という。)の占める割合が3割以上になるよう努めている。ただし、実際の比率は、その年度の入学志願者中の他学部出身者又は社会人等の比率や、それらの者の法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、筆記試験の成績等に左右される。これまでの実績は、下表のとおりであり、2割を上回っている。本法科大学院としては、他学部出身者・社会人等を多く受け入れられるよう、前述の特別選抜枠を設けているほか、入学試験ガイダンスの折に、他学部出身者・社会人等に本法科大学院の魅力を積極的にアピールするように努めている。《資料604参照》【解釈指針6-1-5-3, 解釈指針6-1-5-4】

資料603 ホームページ 「法科大学院入学試験に関するQ & A」

●特記事項

Q：特記事項の欄は必ず何か書かなければならないのでしょうか。また、どのような記載をすればよいのでしょうか。

A：出願書類の特記事項欄には志望動機等をご自由に記載してください。なお、記載しなくても差し支えありません。

Q：特記事項を証明する書類として上司の推薦状を提出しようと思いますが、上司が外国人です。英文の推薦状でも受理されるのでしょうか。

A：英文等の推薦状でも受理されます。

Q：推薦状は上司の推薦状でなくてもよいですか。

A：募集要項の記載は、推薦状を上司のものに限定する趣旨ではありません。

(出典：東京大学法科大学院ホームページ)

資料604 他学部出身者・社会人の受入実績

	合格者人数 (入学者人数)	他学部出身者・社会人等 (入学者人数)	他学部出身者・社会人等の占める割合(%)
平成16(2004)年度入学者選抜	325 (308)	146 (130)	44.9 (42.2)
平成17(2005)年度入学者選抜	318 (306)	107 (101)	33.6 (33.0)
平成18(2006)年度入学者選抜	315 (299)	89 (80)	28.3 (26.8)
平成19(2007)年度入学者選抜	307 (296)	80 (78)	26.1 (26.3)
平成20(2008)年度入学者選抜	305 (296)	87 (82)	28.5 (27.7)

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6-2-1 に係る状況）

本法科大学院の収容定員は 900 人（入学定員 300 人×3）であるところ、平成 20（2008）年 4 月 1 日現在の在籍者数は 713 人であり、収容定員を上回る状況となっていない《資料 605 参照》。【解釈指針 6-2-1-1】。

資料 605 法科大学院在籍者数（2008 年 4 月 1 日現在）

	H16	H17	H18	H19	H20	合計
未修	4	23	90	96	99	312
既修	0	1	8	195	197	401
合計	4	24	98	291	296	713

（出典：法曹養成専攻学務関係資料）

したがって、在籍者数が収容定員を上回った場合の措置は講じていない。該当なし。
【解釈指針 6-2-1-2】

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本法科大学院の入学者選抜の第2段階選抜の合格者数の決定にあたっては、入学辞退者数の過去の実績を考慮して、入学定員（300人）を若干上回る数としている。

入学者数の実績を見ると、平成16年度及び17年度についてはやや入学定員を上回っており、平成18年度以降においては、入学定員を僅かに下回る結果となったが、入学者が入学定員と著しく乖離するような状況とはなっていない。《資料 606 参照》

資料 606 各年度における入学者数

	合格者人数 (入学者人数)	他学部出身者・社会人等 (入学者人数)	他学部出身者・社会人等の占める割合(%)
平成 16(2004)年度入学者選抜	325 (308)	146 (130)	44.9 (42.2)
平成 17 (2005)年度入学者選抜	318 (306)	107 (101)	33.6 (33.0)
平成 18 (2006)年度入学者選抜	315 (299)	89 (80)	28.3 (26.8)
平成 19 (2007)年度入学者選抜	307 (296)	80 (78)	26.1 (26.3)
平成 20 (2008)年度入学者選抜	305 (296)	87 (82)	28.5 (27.7)

今後、社会的ニーズや入学者の確保等の将来的見通しを踏まえ、在籍者数等を検討しつつ、必要があれば、適宜、入学者選抜委員会で入学定員の見直しの可否を検討する。

【解釈指針 6－2－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

入学者選抜において、①法科大学院適性試験の成績によって、法曹養成専攻における履修の前提として必要とされる判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価し、②外国語の能力を証明する書類によって、法曹養成専攻が目指す国際的に活躍できる法律実務家に必須の外国語の能力を評価し、③大学での学部の学業成績を審査の対象とすることで、学部での一定期間にわたる勉学の状況と内容を考慮し、④筆記試験の成績によって、法学未修者として入学しようとする者については、法曹養成専攻における教育を受ける上で不可欠の長文読解力、論理的思考力、論理的作文能力、多角的な思考力を判定し、法学既修者として入学しようとする者については、法律学を履修した者であれば当然身につけているべき学力を判定し、⑤入学願書の特記事項等を審査対象とすることにより、入学志願者の学部での諸活動、社会経験、職業経験、諸資格等を考慮することとしている。客観的な点数等で成績や評価が示される法科大学院適性試験と外国語の能力を証明する書類、及び厳格な管理体制の下で匿名性を厳密に維持して行う筆記試験の採点によって、公平性を確保し、総合審査において、上記の各要素を考慮することで多様性を実現している。さらに、多様性の実現をより確実にするために、法学未修者として入学する者について、社会人特別選抜枠概ね5人と理系特別選抜枠概ね10人を設けている。

今後の課題としては、入学者の入学後の学業成績の追跡調査と分析によって、入学者選抜の精度のより一層の向上を図ることを挙げることができる。法曹養成専攻入学者選抜委員会において調査と分析を開始しているが、法科大学院発足後まだ4年程度であり、統計的に十分なデータがあるとはいえないため、調査と分析をなお継続する。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準7-1-1に係る状況）

まず、入学当初の段階で、全学での入学式に続いて、本法科大学院独自の入学式・新入生オリエンテーションを行っている。ここでは、大学全体の便覧だけでなく、その内容を、本法科大学院に即して、より丁寧に解説するとともに、個々の施設の利用方法・科目履修や学習のあり方まで説明した「東京大学法科大学院便覧」が配付され、それに基づきながら、本専攻の目標・理念・特色を説明するとともに、研究室・図書館の利用方法、ハラスメント相談・心身の健康管理、ネット環境などについて丁寧な説明を行っている《資料701、別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」参照》。

また、クラス顧問制度を置き、履修相談を含め、学生からの相談には対処できるようにしており、クラス顧問教員及び教員支援室に配置されている専任講師である弁護士により、履修指導ができる体制が整備されている。さらに、オリエンテーション期間中には、クラスごとに、クラス集会が催される。ここには、各クラスの顧問教員が参加し、学習についての概括的説明をするとともに、学生にクラスの代表委員や、科目ごとの幹事を選任させ、その後の学習の利便を図る準備を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

資料 701 「平成 20 年度・法科大学院入学式・新入生オリエンテーション日程」

(出典：専攻長室保管資料)

4月3日 (木)	10:00 ～ 11:45		
	<学生証交付 9:00～> ・入学歓迎式・全体ガイダンス (於：法文1号館第25番教室) ① 法学政治学研究科長挨拶 ⑥ 「なんでも相談コーナー」紹介 ② 法曹養成専攻長挨拶 ⑦ ハラスメント相談所について ③ 教員の紹介 ⑧ 学生相談所について ④ 研究室の利用について ⑨ 心身の健康管理について ⑤ 教務関係事項について ⑩ 質疑・応答		
4月3日 (木)	13:00 ～ 14:20	14:30 ～ 17:00【途中休憩有り】	
	・ECCS講習・ID登録 ・TKCアカウント配付 未修【全員】 既修【学生証番号： 088501～088550】 101号室 既修【学生証番号： 088551～088700】 102号室	・LPネット説明 ・学術情報関係 ・図書の利用について 未修【全員】 既修【学生証番号： 088501～088550】 101号室	・学術情報関係 ・図書の利用について ・LPネット説明 既修【学生証番号： 088551～088700】 102号室
4月4日 (金)	10:00 (30) ～ 12:00 [予定]		13:30 ～ 14:10
	・クラス集会・教材配付 【開始時間が異なります】		・研究室等施設案内 (1年A組、1年B組) 101号室 <集合>
	10:00～ <1年生>	10:30～ <2年生>	14:20 ～ 15:00
	A組 (203号室) B組 (204号室)	1組 (101号室) 2組 (102号室) 3組 (201号室) 4組 (301号室) 5組 (305号室)	・研究室等施設案内 (2年1組、2年2組) 101号室 <集合> 15:00 ～ 15:50 ・研究室等施設案内 (2年3組、2年4組、2年5組) 101号室 <集合>

法学未修者については、法学の基礎を1年というきわめて短期間のうちに習得する必要から、必修科目が多いカリキュラムを組んでおり、それを履修するだけで履修可能単位数の上限にほとんど達する。したがって、必修科目の履修を堅実にこなし、法学の基礎を固めることを重視し、欲張りすぎず集中的な学習を行うことを指導している《資料702 参照》。また特に、法学未修者の本法科大学院におけるその後の学修が成果をあげられるように、入学直後に「基本科目法学入門」を履修することを義務づけている。同科目は、通常の科目とは異なり、週3回開講され、5月半ばまでに集中して行われる。こうして、判例・文献などの検索方法や読み方、そして基本的な法的思考方法を訓練し、その後の学修の前提となる土台が固められる。さらに、法学未修者は、法律に関する文章を書いた経験がまったくないことが想定され、文章の書き方についても大きな不安を抱いていることが多い。そこで、自らが理解した内容を、正確に、論理的に、そして説得的に示す文章を書く基本的な方法を身につけて行く過程を補助することを目的として、1年目の夏休み前の段階で、文書作成講評会を行っている。これは、憲法、刑法、民法について、予め事例問題を担当教員から学生に対し出題し、学生に答案を作成し提出させた上で、それをもとに法律に関する文章の書き方の基本について講義を行うものである。こうして、学生は、その後の本法科大学院での学修において、さまざまな文書を作成するための基礎を習得することができる《資料703, 704 参照》。【解釈指針7-1-1-2】

資料702 「2008年度東京大学法科大学院便覧」（抜粋）

（a）1年次（法学未修者）

必修科目だけで32単位分あります。履修可能単位数の上限は36単位ですし、進級制があることも軽視してはいけません。法学を基礎から学び、きっちりと習得することが何よりも大切ですので、あまり欲張りすぎず、必修科目に集中して学習するということがよいのではないのでしょうか。

（出典：2006年度東京大学法科大学院便覧 Appendix 3 履修の手引き）

資料703 文書作成講評会の実施状況

- ・ 平成16年度 7月22日（憲法、民法）
- ・ 平成17年度 6月16日（憲法、民法、刑法）
- ・ 平成18年度 6月22日（憲法、民法、刑法）
- ・ 平成19年度 6月28日（憲法、民法、刑法）
- ・ 平成20年度 6月19日（憲法、民法、刑法）

（出典：専攻長室保管資料）

資料704 文書作成講評会出題例

- ・ 平成20年度・民法

Aは、甲土地とその上の建物を所有しており、Bは、甲土地の付近で土地と建物を物色していたところ、Aから、「この土地の近くに鉄道が敷設される予定であり、そうすると土地が値上がりするから今のうちに買った方が得ですよ」と持ちかけられ、Aから、甲土地とその上の建物を購入した。そして、即時にCに建物を賃貸した。

ところが、半年を経過したところで、実は、鉄道敷設計画はなかったことが判明し

た。

このときの、A B間の法律関係について説明せよ（CとAまたはBとの間の法律関係については触れなくてよい。）。

（出典：専攻長室保管資料）

法学既修者に対しては、2年次と3年次に分けて履修指導を行っている。2年次、とりわけ夏学期は、1年次同様、法律基本科目を万遍なく習得させるために、必修科目が多数配置されているため、必修科目を履修の中心とすることを指導している。

また、理論教育と実務教育を架橋するために、2年次の夏学期の必修科目として、「リサーチ、ライティング&ドラフティング」において法律に関するリサーチや法的文書の作成方法を、「民事系判例研究」において判例の厳密な読み方を、それぞれ指導している《資料705, 706参照》。さらに、2年次の冬学期の必修科目として、夏学期に構築された基礎学力を前提に、「民事実務基礎」「刑事実務基礎」を配当している。これらの必修科目によって、理論教育と、主に3年次に選択必修ないし選択科目として配置されている実務教育との架橋を図っている《資料707, 708, 別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P50～55：履修の手引き)参照》。

【解釈指針7-1-1-3】

資料705 「2008年度リサーチ、ライティング&ドラフティング」シラバス（「講義の目的・ねらい・進め方」の項の抜粋）

「法律実務家として必須の技術である法令・判例調査の方法及び法文書作成の基礎、並びに各種法文書の体裁・内容・その背景にある法的意味を学ぶ。

予め設問（契約書等の資料を含む）を配布し導入的な講義を行ったうえ、自習後の授業において設問の講評を行う。配布した設問のうち学生自身による法文書作成を要提出課題として3件課す。」

（出典：「2008年度授業科目シラバス集」）

資料706 「2008年度民事系判例研究」シラバス（「講義の目的・ねらい・進め方」の項の抜粋）

「民法各分野から重要な裁判例を素材として取り上げ、重要な判例法理の理解を確認しつつ、同時に裁判例の検索方法、判決文の読み方、最高裁判決例の先例的意義の確定等、判例研究の基本技法を身につける。講義は、受講者が予め資料を設問に従って精読してくることを前提として、双方向の討論形式で進める。」

（出典：「2008年度授業科目シラバス集」）

資料707 「2008年度民事実務基礎」シラバス（「講義の目的・ねらい・進め方」の項の抜粋）

「民事実体法・手続法で学んだ理論を具体的な紛争解決過程に活用するための技法の基礎を学ぶ。具体的には、(1)当事者本人の主張する錯綜する事実関係から、実体法の要件として必要な事実を抽出し、訴訟における攻撃防御の構造を明らかにする要件事実論、(2)裁判所と当事者との間で早期に争点を整理する争点中心型の民事訴訟の在り方等を内容とする訴訟運営論、(3)争点についての事実認定の手法を内容とする事実認定論を扱い、これらについて基礎的な技能の習得を目指す。

授業は、受講者があらかじめ教科書として指定した書籍の必要箇所を読み、TKCにアップする設問を分析していることを前提として進めることとする。

受講者は、開講時までに、司法研修所「4訂 民事訴訟第一審手続の解説一別冊記録に基づいて」(一審解説)の第1、第2、同「改訂 問題研究要件事実」の第1章、第2章を予習しておくことが望ましい。」

(出典：「2008年度授業科目シラバス集」)

資料 708 「2008年度刑事実務基礎」シラバス(「講義の目的・ねらい・進め方」の項の抜粋)

「刑事実体法及び刑事訴訟法の理論的な知識を前提に、これを刑事実務の中でどのように適用・活用していくかについて、実際の捜査記録・訴訟記録を元にした記録教材等を通して学ぶことにより、刑事実務に対する基礎的な理解を深め、刑事実務への導入の基礎を習得することを目的とする。実務家教員が協力して、刑事手続の流れに沿って、それぞれの場面で要求される訴訟活動について、双方向型の授業を実施する。

(出典：「2008年度授業科目シラバス集」)

3年次においては、2年次までに習得した基礎的学力を前提に、民事法総合、公法総合といったより発展的な学習を可能にする必修科目を設置すると同時に、各人の興味関心に応じた履修を可能にすべく、民事事実認定論、模擬裁判、法律相談クリニックなどの法律実務基礎科目、さらに、知的財産法、労働法、経済法、会社労使関係法といった発展的な科目を提供し多彩な授業を用意している。【解釈指針7-1-1-3】

また、単なる法学知識の習得にとどまらず、法学の深い理解に基づいて現実の諸問題に対する理論的バックボーンを形成するという本学における特色・理念を反映すべく、リサーチペーパー・研究論文を科目化し、テーマの設定、資料収集の方法、論文の構成、具体的な文章表現などについて、指導教員から研究指導を受ける機会を与えている。なお、その具体的方法については各教員に委ねており、口頭による場合や草稿についての添削等さまざまな指導がなされている。また、リサーチペーパー・研究論文は、「東京大学法科大学院ローレビュー」に投稿することができる《資料709,別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」(P50～55:履修の手引き)参照》。

以上のように、1年次から3年次まで、堅実な基礎固めから、学生各自の知的関心に応じた応用へと段階的な履修が可能となるように、また、理論教育と実務教育とを架橋する科目を2年次に必修科目として配置するように、カリキュラムを組むことによって、法の制度・規律を深く理解し分析した上で、現実の諸問題を自分なりの発想で解決するための創造的な思考力を育てるという、本法科大学院の教育目的の実現を目指している。

【解釈指針7-1-1-4】

資料 709 2007年度リサーチペーパー・研究論文一覧

・ 研究論文(末尾括弧内は指導教員)

「団体における責任の社会学的考察」(太田勝造)

「著作権法における翻案概念について」(大淵哲也)

「日本における公証人の責任論の二重構造化への提言—フランス法とルイジアナ法を考察の契機として—」(大村敦志)

「団体訴訟の法的性格—保護利益と訴権帰属の正統化の観点から—」(山本隆司)

・ リサーチペーパー(末尾括弧内は指導教員)

「自治基本条例における議会条項に見られる二元代表制の意義」(斎藤誠)
「化学物質政策の新展開—EU, REACHと日本, 化学物質審査規制法」(交告尚史)
「生殖補助医療の法規制と親子法—代理母をめぐる—」(大村敦志)
「強姦罪の解釈及び事実認定に対する批判的検討」(寺尾美子)
「保険金請求訴訟における事故の立証—最高裁平成19年4月23日判決をもとに—」
(山下友信)
「証明責任とその周辺概念の論理プログラミングによる定式化」(太田勝造)
「財産権制約立法の正体」(石川健治)
「根抵当権と被担保債権の譲渡—セキュリティ・トラスト論議を機縁として—」(森田修)
「第9条—とりわけ平和的生存権の現代的意義—」(石川健治)
「憲法9条論考」(石黒一憲)
「訴訟上の相殺の判決効と不利益変更禁止の原則」(高田裕成)
「不可抗力と瑕疵担保責任」(大村敦志)
「裁判員制度に関する一考察—Tocquevilleを通じて—」(石川健治)
「新信託法税制の批判的検討—受益者等課税信託における損失の取扱いを中心に—」(増井良啓)
「科学技術研究成果への法的規律—「遺伝子スパイ事件」を題材にして—」(大村敦志)
「最判平成19年2月27日(民集61巻1号291頁)評釈」(石川健治)
「経営判断原則と取締役の対会社責任に関する諸問題」(神田秀樹)
「会社法における営利性の要件の意味」(岩原紳作)
「代理母における母の決定」(道垣内弘人)
「単一性と一事不再理の効力」(川出敏裕)
「内部告発の法と経済学：公益通報者保護法の検討」(太田勝造)
「不能犯」(佐伯仁志)
「担保保存義務免除特約の効力基準」(森田修)
「「弁済の任意性」と「債絡の存在の認識」との区別について—みなし弁済に関する
平成18年1月13日判決を契機として—」(森田宏樹)
「実行の着手に関する判例分析」(佐伯仁志)
「量刑判断における黙秘権の効用」(川出敏裕)
「国立マンション訴訟」(石川健治)
「限定承認の留保つき判決の意義」(高田裕成)
「旧刑法施行後の「妾」」(佐伯仁志)
「「法益」概念の再構成と被害者の同意」(山口厚)

(出典：専攻長室保管資料)

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準 7-1-2 に係る状況）

学習相談、助言のために時間割に組み込まれている機会としては、定期試験前に「質問タイム」を設け、試験準備を始めている学生が疑問に思ったところなどに答えることとしている《資料 710 参照》。定期試験後には定期試験講評会により、学生が履修した科目において求められる到達水準を示し、個々の学生が自らの学習到達レベルを把握できるようにするなど、教員と学生の双方向的なコミュニケーションに基づいた学習相談を行っている《資料 711 参照》。また、個別の学習相談、助言のための機会として、各教員は、それぞれの授業の後、積極的に質問に応じ、学生が履修する科目に関する個別の疑問を解消することに努めている。また、教員は、自らのメールアドレス・電話番号を学生に公開し、別に時間をとって、個別的に質問に答えることを行っている《資料 712 参照》。【解釈指針 7-1-2-1】

資料 710 「2007 年度夏学期質問タイム日程」

8 月 20 日（月）	2 限・4 限	上級刑事訴訟法（大澤）	301 号室
8 月 21 日（火）	3 限	上級刑事訴訟法（古江）	102 号室
8 月 22 日（水）	2 限	基本科目刑法（西田）	101 号室
		上級商法 2（企業取引法総合）（神作）	201 号室
	4 限	上級商法 2（企業取引法総合）（岩原）	101 号室
8 月 23 日（木）	2 限	民事系判例研究（高橋（玲））	101 号室
8 月 24 日（金）	2 限	リサーチ、ライティング&トランプティング（高橋（玲））	301 号室
		リサーチ、ライティング&トランプティング（寺本）	305 号室
		民事法総合（環境法）（交告、児矢野、大塚）	101 号室
	3 限	英米法総論（浅香）	102 号室
8 月 27 日（月）	2 限	上級刑事訴訟法（川出）	201 号室
		民事系判例研究（野崎）	305 号室
	3 限・5 限	基本科目憲法（石川）	204・203 号
	3 限	法のパースペクティブ（海老原）	201 号室
	4 限	上級刑事訴訟法（川出）	201 号室
8 月 28 日（火）	2 限	公法総合（財政法）（碓井）	305 号室
8 月 29 日（水）	1 限・3 限	上級憲法（石川）	201・102 号
	2 限	上級商法 2（企業取引法総合）（藤田（友））	102 号室
		上級商法 2（物流・情報）（山下・藤田（潔））	301 号室
	3 限・4 限	上級民事訴訟法（松下）	201・301 号
	3 限	上級憲法（石川）	102 号室
		上級民事訴訟法（高橋（宏））	101 号室
	4 限	民事法総合（信託法）（能見・樋口・神田）	102 号室
8 月 30 日（木）	2 限	民事系判例研究（森田（修））	301 号室
		労働法（荒木）	201 号室
	3 限・4 限	上級民事訴訟法（高田）	101 号室
8 月 31 日（金）	2 限	基本科目民法 1（森田（宏））	204 号室
		基本科目民法 1（道垣内）	203 号室
	3 限	基本科目民法 2（内田）	204 号室
		基本科目民法 2（廣瀬）	203 号室
		国際経済法（岩澤）	201 号室

資料 711 「2007 年度夏学期法科大学院試験講評会日程」

9 月 19 日 (水)	2 限	基本科目刑法 (西田)	101 号室
		上級民事訴訟法 (高橋 (宏))	201 号室
		上級民事訴訟法 (高田)	102 号室
	3 限	基本科目民法 1 (道垣内)	201 号室
		上級民事訴訟法 (松下)	101 号室
		上級憲法 (長谷部)	31 番教室
		租税と諸法 (寺本)	203 号室
	4 限	基本科目民法 2 (廣瀬)	201 号室
		少年非行と法 (加藤)	102 号室
		公法総合 (公法訴訟システム) (宇賀・長谷部)	31 番教室
9 月 20 日 (木)	3 限	法のパースペクティブ (海老原)	201 号室
9 月 21 日 (金)	2 限	民事法総合 (環境法) (交告・児矢野・大塚)	101 号室
	3 限	上級刑事訴訟法 (川出・大澤・古江)	31 番教室
	4 限	民事弁護研究 (相原)	101 号室
9 月 25 日 (火)	2 限	公法総合 (財政法) (碓井)	305 号室
9 月 26 日 (水)	2 限	基本科目民法 2 (内田)	204 号室
		上級商法 2 (企業取引法総合) (藤田 (友))	102 号室
		上級商法 2 (企業取引法総合) (神作)	201 号室
		上級商法 2 (物流・情報) (山下・藤田 (潔))	301 号室
9 月 27 日 (木)	1 限	基本科目憲法 (石川)	101 号室
	2 限	民事系判例研究 (森田 (修))	301 号室
		民事系判例研究 (野崎)	305 号室
		民事系判例研究 (高橋 (玲))	101 号室
		民事系判例研究 (小林)	203 号室
		民事系判例研究 (森脇)	201 号室
		労働法 (荒木)	102 号室
	3 限	基本科目民法 1 (森田 (宏))	204 号室
		上級商法 2 (企業取引法総合) (岩原)	101 号室
	4 限	民事法総合 (信託法) (能見・樋口・神田)	101 号室
9 月 28 日 (金)	1 限	上級憲法 (石川)	101 号室
	2 限	リサーチ、ライティング & トレーディング (野崎)	201 号室
		リサーチ、ライティング & トレーディング (高橋 (玲))	301 号室
		リサーチ、ライティング & トレーディング (寺本)	305 号室
		リサーチ、ライティング & トレーディング (金子)	101 号室
		リサーチ、ライティング & トレーディング (行方)	102 号室
		比較法 1 (大江)	203 号室
	3 限	国際経済法 (岩澤)	201 号室
	4 限	民事事実認定論 (野崎・森)	31 番教室

資料 712 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」(抜粋)

IV 学習環境

(中略)

8 学習支援体制

(中略)

(4) 法科大学院教員とのコンタクト

(a) コンタクトの取り方

法科大学院の教員と面談するためには、まず何らかの方法でコンタクトをとり、アポイントメントをとる必要があります。各教員は、一般に、学内外の公務により極めて多忙ですので、研究室に常時在室してはおりませんし、在室しているときも、面談することができるとは限りません。

アポイントメントをとるには、授業の終了時などに直接コンタクトする方法のほか、一般的には、電子メールや電話によってコンタクトをとる方法があります。大学院便覧や法学部ホームページには、原則として、各教員の電子メールアドレスまたは研究室の電話番号(ダイヤルイン)が掲載されていますので、それを参照してください。

(出典:「2008 年度東京大学法科大学院便覧」)

更に、本法科大学院では、専任講師である弁護士 3 名を教育支援室に勤務させ、学生からの質問、相談に答える仕組みをとっている《資料 713, 714 参照》。また、学生が相互に競争しつつも助け合いながら学習を行う環境を作るために、学年ごとにクラス分けがなされ、さらに各クラスにクラス顧問教員を配置し、コンパなどのインフォーマルな場も含めた機会において、学生から様々な要望や相談を受けている《資料 715 参照》。

この他、学生による授業評価アンケートの実施が義務づけられており、学生は、各科目について項目ごとの評価を下すだけでなく、その自由記載欄において、様々な意見を各教員に対して伝えることができるようになっている。教員は、その結果を情報交換会で分析・検討し、授業で改善すべき点等について意見交換を行っている。更に、毎年、専攻長、副専攻長及び法科大学院学務委員が、分担して、1 年次・2 年次の学生のうち希望者及びクラス代表者と懇談し、学生の多様な意見を聴取して、教育内容・方法の改善方策を検討する上での重要な参考資料としている(その意見の概要については、法曹養成専攻学務委員会及び法曹養成専攻教育会議に提示して、意見交換を行っている。)。また、学生から専攻長に対して電子メールによる意見・要望を募集し、学生の声を教育・運営の改善・向上に役立てている《第 5 章参照》。【解釈指針 7-1-2-2】

資料 713 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」(抜粋)

IV 学習環境

(中略)

8 学習支援体制

法科大学院学生が学習を進める過程では、さまざまな困難に出会うことも考えられます。そのようなときに、各自が抱える学習上の問題の解決に役立てるためにとりうる方法には、次のものがあります。

(1) 法科大学院教育支援室

本郷総合棟 2 階の 202 号室に法科大学院教育支援室が置かれています。そこに勤務

する弁護士資格を有する専任講師が、法科大学院学生の学習上の相談に当たっています。このほか、随時、学習に関する各種の講習会などを開催することになっていますので、各自の必要ないし関心に応じて参加してください。各講師の在室時間などについては掲示されています。

(出典：「2008年度東京大学法科大学院便覧」)

資料 714 「2008年5月教育支援室日程」

教育支援室 5月予定表

平成20年5月1日

教育支援室

以下のとおり講師が在室する予定です。

予定は、場合によって変更されます。最新版の予定表は、ぜひ、支援室で確認してください(変更がある場合は支援室前のボードで示します。)

それ以外の時間および空きコマでも講師在室時に対応いたします。

5月	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
				1日	2日
13時～17時				脇谷	脇谷
18時～21時				加藤	
	5日	6日	7日	8日	9日
13時～17時			加藤	脇谷	脇谷
18時～21時			岸本		
	12日	13日	14日	15日	16日
13時～17時	岸本	脇谷		加藤	脇谷
18時～21時		加藤	岸本		
	19日	20日	21日	22日	23日
13時～17時	脇谷	加藤		脇谷	岸本
18時～21時	岸本				
	26日	27日	28日	29日	30日
13時～17時	岸本	脇谷	岸本		脇谷
18時～21時	加藤				加藤

資料 715 「2008年度クラス顧問一覧」

(未修1年)

A組 廣瀬久和, 高田裕成

B組 川出敏裕, 長谷部恭男

(既修1年・未修2年)

1組 山室恵, 山口厚

2組 大村敦志, 井上達夫

3組 太田匡彦, 高橋玲路

4組 藤田友敬, 荒木尚志

5組 畑瑞穂, 寺谷広司

(出典：専攻長室保管資料)

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-1-3 に係る状況）

まず、ティーチング・アシスタントの制度が設けられ、いくつかの科目において用いられている。とりわけ、外国語による資料等を用いる「現代アメリカ法 2」、シミュレーションや調査等の実習を行う「法社会学」「法と交渉」などにおいては、ティーチング・アシスタントによる学生への助言などの支援が効率的な教育にとって必要であり、実際にその効果が上がっている《資料 716 参照》。

次に、専門の学習支援部門として「教育支援室」を設置している《資料 713 参照》。教育支援室には、教育支援のための専門スタッフとして 3 名の弁護士（専任講師）が所属し、学生からの学習相談に応じている。その職務は大きく 2 つに分かれる。1 つは、「文書作成講評会」であり、これは、とりわけ法学未修者が法律に関する文章の書き方について大きな不安を抱いていることが多いことに鑑み、自らが理解した内容を、具体的に文章にする方法を身に付けて行く過程を補助することを目的として、1 年目の夏休み前の段階で行われるものであり、憲法、刑法、民法について、予め事例問題を担当教員から学生に対し出題し、学生に答案を作成し提出させたうえで、それをもとに答案を含めた法律に関する文章の書き方について講義を行うものである《資料 703, 704 参照》。もう 1 つは、教育支援室において、随時、学生からの個別の質問・相談に応じることである。その質問・相談は、特定の教科書における特定の叙述について、その意味がわからない、というものから、ある特定の事項における理解の確認、答案の書き方、参考文献の推薦、勉強の仕方等、広範囲に及んでいる。若手の弁護士を当てていることにより、学生にとっても「兄貴分・姉貴分」として、気楽に相談できる相手となっている。なお、教育支援室に勤務する事務補佐員により、学生に対する資料の配付が効率的に行われている《資料 714, 715 参照》。

加えて、法学部・大学院に共通の組織として、「学習相談室」が設置されている。ここには、心理カウンセラーとともに、法学部・大学院出身の学習相談員も勤務している。法科大学院生については、学習指導は、上記の教育支援室が中心となり、学習相談室は、心理的なケアに重点を置いているが、学習指導と心理ケアとは必ずしも分離できるものではなく、心理面からの学習指導の面も有している《資料 717 参照》。

資料 716 「ティーチング・アシスタントの利用実績」（抜粋）

・ 2007 年度夏学期

労働法（荒木尚志）

博士課程に所属する大学院生が、授業で配布すべき資料についての調査、および、ケースブックに挙げられている参考判例についての下調べを行った。

国際経済法（岩澤雄司）

博士課程に所属する大学院生が、講義準備のための文献コピー、教材の作成・確認、出欠の記録・集計、平常点の記録・集計を行った。

現代アメリカ法 2（浅香吉幹・宮廻美明・寺尾美子）

博士課程に所属する大学院生が、アメリカから招聘した教員の講義の支援（教員・学生間の意思疎通の援助、教材配布、プロジェクタ・セッティング、英語座席表の作成、出欠調べ等）を行った。

・ 2007 年度冬学期

国際法（中谷和弘）

博士課程に所属する大学院生が、毎回の出欠のチェック・集計、およびコピーの作成・配布を行った。

法社会学（太田勝造）

博士課程に所属する大学院生が、テーマ設定に関しての個々の学生に対するアドバイス、リサーチ・デザインについての社会科学的観点からのアドバイスと社会調査の観点からの実施可能性の検討、学生の作成した質問票についての問題点の指摘と改善の示唆、PC 用統計処理パッケージ (SPSS) の使い方についての簡単なティーチングを行った。

法と交渉（太田勝造）

博士課程に所属する大学院生が、事例作成上のアドバイス、交渉シュミレーションへの参加、交渉シュミレーションの改善のためのアドバイス、学生に対するレポート作成上のアドバイスを行った。

演習（労働法）（荒木尚志）

博士課程に所属する大学院生が、事前にゼミ生に配布すべき参考論文の調査、および、各回のテーマ事項についてレジュメ作成の作業の手伝いを行った。

（出典：専攻長室保管資料）

資料 717 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」 IV 8（抜粋）

8 学習支援体制

（中略）

（2）学習相談室

学習相談室は、法学部・大学院出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、法学部学生の学習面の相談から将来の進路や日常生活上の悩みまで、幅広く相談に応じようとするものです。

法科大学院学生については、心理的な悩みに関する相談のみ受け付けています。学習に関する相談は、上記教育支援室の方までお問い合わせください。

学習相談室について詳しくは、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sodan/> を参照してください。

（出典：「2008 年度東京大学法科大学院便覧」）

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

学生の経済的支援のための制度としては、まず、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金制度が挙げられる《資料 718 参照》。また、東京大学全体に共通する制度として、入学料や授業料についての免除制度がある《資料 718, 719, 720 参照》。

資料 718 日本学生支援機構奨学金、入学料免除、授業料免除適用者数

< 日本学生支援機構奨学金 >

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
第 1 種（無利子）	69	67	61	67
第 2 種（有利子）	34	57	103	46

< 入学料免除 >

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
半額免除	9	16	18	24
全額免除	0	0	0	0

< 授業料免除 >

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
半額免除	12	9	31	24	36	29	57	53
全額免除	11	13	19	22	22	25	0	0

これに加え、本法科大学院固有の奨学金制度として、東京大学法科大学院奨学金制度が設けられている。これは法律事務所による基金拠出に基づく奨学金制度であり、長島・大野・常松奨学金、森・濱田松本奨学金、アンダーソン・毛利・友常奨学金、柳田野村奨学金がある。給与制であり、月額10万円が給付される（平成20年度現在）《資料721参照》。受給奨学生の平成20年度現在の実績は、計20名（各年度の入学者当たり8名）である。

また、本法科大学院固有のローン制度として、金融機関による法科大学院学生本人に対するローンがある。法律家となった後に返還が予定されており、提携先は、三井住友銀行と第一勧業信用組合である。《資料 722, 723 参照》【解釈指針 7-2-1-1】

資料 719 東京大学大学院学則（抜粋）

（入学料の納付等）

第 37 条 学生の入学料の納付、徴収猶予及び未納者に対する措置については、学部通則の規定を準用する。

2 学生の入学料の免除については、第 38 条に定めるもののほか、学部通則の規定を準用する。

3 大学院科目等履修生の入学料の納付については、学部通則に定める聴講生の入学料の納付に関する規定を準用する。

第 38 条 次の各号の 1 に該当する場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前 1 年以内において、研究科等に入学を認められた者の学資を主として負担している者が死亡し、又は研究科等に入学を認められた者若しくはその者の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。

(3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由があるとき。

(4) 学部通則第 49 条の 2 第 3 号又は第 4 号に相当する場合

（授業料の納付等）

第 39 条 学生の授業料の納付、免除及び徴収猶予については、学部通則の規定を準用する。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の納付については、学部通則に定める聴講生及び研究生の授業料に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生について、その在学する期間の月数が 6 か月未満であるときは、額にその在学する期間の月数を乗じて得た額を、当該期間における当初の月に納めなければならない。

3 大学院科目等履修生の授業料の納付については、学部通則に定める聴講生の授業料の納付に関する規定を準用する。

（出典：東京大学規則集）

資料 720 東京大学学部通則（抜粋）

（入学料の免除）

第 49 条の 2 次の各号の 1 に該当する場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 入学前 1 年以内において、入学を認められた者（研究生又は聴講生として入学を認められた者を除く。以下同じ。）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を認められた者若しくはその者の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。

(2) 前号に準ずる場合であつて総長が相当と認める事由があるとき。

(3) 前条第 7 項の規定により学生の身分を失つたとき。

(4) 前条第 3 項及び第 49 条の 3 第 1 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(入学料の徴収猶予)

第49条の3 第49条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める期間入学料の徴収を猶予する。

- (1) 入学料の免除を申請した場合 免除の許可又は不許可が決定されるまでの間
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した場合 徴収猶予の許可又は不許可が決定されるまでの間及び許可された徴収猶予の期間
- (3) 入学料の免除と入学料の徴収猶予を併せて申請した場合 入学料の免除の許可又は不許可が決定されるまでの間と許可された徴収猶予の期間とのいずれか長い期間

2 入学料の徴収猶予の申請は、次の各号の1に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 入学前1年以内において、大学に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。
- (3) 前号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

3 入学料の徴収猶予の期限は、4月入学者にあつては8月末日、10月入学者にあつては翌年2月末日までとする。

(入学料の免除等手続)

第49条の4 入学料の免除及び徴収猶予の手続については、第57条の規定を準用する。

(中略)

(授業料の免除)

第55条 次の各号の1に該当する場合には、授業料を免除することができる。

- (1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。
- (3) 学生が第24条第2号により退学を命ぜられたとき。
- (4) 学生が死亡した場合又は第24条第3号により退学を命ぜられた場合で、未納の授業料があるとき。
- (5) 第49条第7項の規定により学生の身分を失った場合で、未納の授業料があるとき。

2 授業料の徴収猶予を許可している学生に対して、願出による退学を許可したときは、退学後の授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第56条 次の各号の1に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する場合
- (2) 学生が行方不明のとき。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

2 徴収猶予は、延納又は月割分納とする。

3 延納の期限は、当該年度末までとする。

4 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とし、各月ごとに徴収する。

(授業料免除等の手続)

第57条 学部長は、前2条に該当する者を選考し、総長に申請する。

(授業料免除等の取消)

第58条 授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、これを取り消すものとする。

2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者から徴収する授業料の額等については、第51条の規定を準用する。

3 第1項の規定により授業料の徴収猶予を取り消された者は、当該期分までの授業料を、取消があつた月に納めなければならない。

(出典：東京大学規則集)

資料 721 各奨学金契約書

法曹養成専攻奨学金契約書

東京大学大学院法学政治学研究科と〔氏 名〕は、法曹養成専攻奨学金について、以下のように契約する。

(奨学金の目的)

第1条 本奨学金は、学業成績が優秀で強い向学心を有しながら、経済的理由により法曹養成専攻における修学が困難な者を支援し、将来社会に貢献する優れた法律実務家に育ってもらうことを目的とする。

2 本奨学金は〔奨 学 金 名〕奨学金に基づくものであり、被給与者は、〔奨 学 金 名〕奨学生と称する。

(奨学金の期間、額及び支給方法)

第2条 奨学金の期間は、2007年4月1日から2008年3月31日までの1年間とする。再度奨学生に応募することは妨げられない。

2 奨学生の額は、月10万円とする。

3 奨学金は、毎月あらかじめ届け出た本人名義の銀行口座に振り込む。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は、奨学金の目的に従い、法曹養成専攻の教育課程に沿って、勉学に励まなければならない。

2 奨学生は、給与を受けた奨学金を返還する義務を負わない。

3 奨学生は、将来の進路については何らの義務を負わない。

4 奨学生は、〔奨 学 金 名〕法律事務所に対して、年1回、別途指示する方法に従って、自己の学業の状況を報告しなければならない。

5 奨学生は、経済的状況の変化等によって、奨学金を必要としなくなった場合には、直ちにこれを大学院係まで届け出なければならない。

(奨学金給与の廃止・停止)

第4条 奨学生が退学したときは、奨学金の給与を廃止する。

2 奨学生が懲戒処分を受けたとき又は前条第1項の義務に著しく違反したときは、

奨学金の給与を廃止又は停止することができる。

3 奨学生が休学したときは、奨学金の給与を停止する。

4 奨学生が他に十分な収入があり奨学金を必要としなくなった場合には、奨学金の給与を廃止又は停止する。

2007年5月17日

東京大学大学院法学政治学研究科長 井上正仁

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 [氏 名]

(出典：専攻長室保管資料)

資料 722 「第一勧業信用組合・東京大学法科大学院生専用ローン商品概要」(抜粋)

	学費等専用型	生活費対応型
1. ご利用いただける方	法科大学院に進学，入学，在学する大学院生ご本人 満20歳以上 年収は特に定めません	
2. ご利用金額	600万円以下（注1）	1,300万円以下（注1）
3. ご利用期間	10年以内（注2）	
4. お使いみち	入学金，授業料等	入学金，授業料，在学中の生活費等
5. 保証料	保証会社をご利用の場合は必要となります（保証料は金利に含みます）	
6. ご返済方法	・司法試験合格までは極度額ローンさらに毎年極度額の見直しをします ※ 極度ローン＝一定の金額の範囲内でいつでもお借入，ご返済が可能なローンです ・司法試験合格後は証書貸付型に切り替え，返済期限までの約定返済を設定します	
7. 担保	原則不要ですが，所有不動産，預貯金等担保提供があるときは金利を優遇させていただきます	
8. 連帯保証人	原則1名または保証会社の保証が必要です	
9. ご確認資料		
本人	・運転免許証または健康保険証の写し・印鑑証明書	
連帯保証人	上記の本人確認資料 所得のある方は源泉徴収票，確定申告書の控え等，所得が確認できる書類	
資金使途	合格通知，入学金納付書，授業料納付書，施設利用料等	合格通知，入学金納付書，授業料納付書，賃貸契約書等写し

10. 特記事項	・ 入学金納付及び授業料納付は、当組合からの振込を原則とします ・ 司法試験合格前に進路変更や退学した場合は一括返済をお願いする場合がございます ・ 団体信用生命保険の加入を原則とします（健康死んだ韻書が必要な場合もございます） ・ 東京都内にお住まいの方とさせていただきます
----------	---

（注1）ご利用金額について

- ・ 学費等専用型は法科大学院に係る入学金、授業料等の学費（年間 200 万円まで）とします。
- ・ 生活費対応型は、学費等に加え生活費（年間 60 万円まで）とします。

（注2）ご融資期間について

- ・ 原則は 10 年ですが、本人の収入状況にあわせて見直しをいたします。
- ・ 入学時から司法修習生終了時まででは、極度型対応とし本人の収入確定時に証書貸付方式に移行いたします。

（出典：「東京大学法科大学院・法科大学院生専用ローン」パンフレット）

資料 723 「2008 年度東京大学法科大学院便覧」（抜粋）

VII 奨学金・学生ローンについて

1 入学料・授業料免除

入学料及び授業料については、免除の制度があります。東京大学大学院学則第 35 条以下に規定があり、東京大学学部通則第 47 条以下の規定が準用されています。希望者は、申請書に丁寧かつ誠実に必要事項を記入して提出してください。

2008 年 4 月入学者の入学料免除・徴収猶予、及び、前期分授業料免除・徴収猶予の出願について詳しくは、http://www.u-tokyo.ac.jp/index/h01_i.html を参照してください。

2 本学法科大学院専用奨学金（給与制）

本学の法科大学院学生を対象にした給与制の奨学金として、長島・大野・常松奨学金、森・濱田松本奨学金、アンダーソン・毛利・友常奨学金、柳田野村奨学金が用意されています。

3 他の奨学金

独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）その他の公私の奨学金制度があります。

詳しくは、http://www.u-tokyo.ac.jp/index/h02_i.html を参照してください。

4 ローン

金融機関による法科大学院学生本人に対するローンもあります。法律家となった後に返還していくものです。本法科大学院が提携しているのは、三井住友銀行と第一勧業信用組合です。

これらは、いつでも申込みを受け付けてもらえます。大学院係に、パンフレットがありますので、関心がある方は、それをご覧ください。

（出典：「2008 年度東京大学法科大学院便覧」）

学生の生活相談を行う機関としては、法学部学習相談室が設置されている。法学部・大学院出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、将来の進路や日常生活上

の悩みなど、幅広く相談に応じている。法科大学院学生の同相談所への来訪は、学習面での相談が教育支援室で行われているため、相対的には少ないが（実際、学習面での相談に来た学生を教育支援室に紹介した例もある。）、法学の学習になじめず、また、強度のプレッシャーを感じている学生を中心に、月2回程度の相談に応じている《資料717参照》。

加えて、法科大学院にハラスメント予防担当者を配置し、学生からのハラスメントに関する相談・苦情申立てに対して、全学のハラスメント相談所と連携して適切に対応にあたる体制を整備している《資料724参照》。学生は、直接に全学のハラスメント相談所に相談することもできる。

なお、東京大学には、全学的に学生の修学や学生生活に関する相談・助言、支援する体制として、次のような機関が設置されている。《資料724, 725, 726参照》

学生の健康をサポートする機関として、保健センター本郷支所が設置されており、定期健康診断、各種特別健康診断、健康管理、健康教育、健康相談、各科診療、救護活動、健康診断証明書及び健康診断書の発行を行っている。

学生の生活相談を行う機関として、学習相談所が設置されており、学業意欲・対人関係・進路その他様々な問題について、一人一人の克服への道を専門カウンセラーと共に模索していくことが可能となっている。

セクシュアル・ハラスメント防止や被害救済のための機関として、ハラスメント相談所が設置されており、全学に配置されているハラスメント予防担当者と連携し、相談・苦情申立てへの対応、セクシュアル・ハラスメントの防止活動を実施している。

さらに、学生が抱える悩みや問題をどこに相談したらよいか適切に案内する「なんでも相談コーナー」が平成20年4月に開設され、教務・学生系業務の経験を持つ大学職員が相談に対応している。【解釈指針7-2-1-2】

資料724 「2008年度東京大学法科大学院便覧」IX（抜粋）

IX キャンパスライフ

（中略）

2 相談

○保健センター（本郷）

東京大学の学生の健康診断や健康相談・各種診療などを行う保健センターは、大講堂下にあります。各診療科の診療日程などについては、下記のHPをご覧ください。<http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/health/hhomeflame.htm>

○学生相談所

東京大学の学生の悩み事全般の相談などに応じる学生相談所も設けられています。場所は大講堂下です。詳しくは、下記のHPをご覧ください。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h11_01_i.html

○ハラスメント相談

もしハラスメントを受けた場合には、大学全体の相談窓口があります。下記のHPをご覧ください。また、研究科全体と法科大学院にも、それぞれハラスメント予防担当者が置かれています。2008年度の法科大学院ハラスメント予防担当者は、高田裕成教授（内線23297）であり、研究科全体のハラスメント予防相談者は山下友信教授（内線23223）です。

http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/d06_02_01_01_i.html

（出典：「2008年度東京大学法科大学院便覧」）

資料 725 「東京大学保健センターの紹介」

東京大学保健センターは、東京大学の学生・教職員の大学生活・教育研究活動が健康で実り多いものになるよう、みなさんの健康管理のお手伝いすることを役目としています。そのために、保健センターは駒場、本郷、柏地区にそれぞれの支所を持ち、みなさんの健康管理と診療にあたっています。診療や健康相談、応急処置などのサービスは所属と関係なく、みなさんどの支所でも受けることができます。一方、健康診断、各種診断書の発行などのサービスは、各自の所属学部・大学院、部署のあるキャンパスの支所をご利用いただくことになります。

保健センターには、大きく分けて健康管理部門（健康管理室）と診療部門があります。健康管理室では健康診断の実施と、その結果に基づく精密検査、健康指導、健康相談、栄養指導など行っており、病気にならないための健康づくりのお手伝いをするところです。東京大学の学生、教職員は毎年行われる定期の健康診断を受診する必要があります。学生の定期健診は例年4～6月に、職員の定期健診は9～11月に実施されます。この他にも、放射線取扱者や様々な特殊業務（有機溶剤取扱い等）に従事する人は、法律で決められた健診の受診が必要です。当保健センターホームページや掲示板、文書やメールによる通知には十分注意して、受け忘れないよう各自注意しましょう。学生の場合、奨学金や大学院受験、就職などの際に健康診断書が必要となりますが、保健センターで健康診断書発行のサービスを受けられるのは、その年度の定期健診を受診した人だけです。他施設での健康診断書作成は大変手間も費用もかかるものです。必ず健康診断を受けるようにしましょう。また、健康診断で注意すべき点がみられた場合には、健康管理室から健康指導等の連絡をします。その指示に従うとともに、心配な点は遠慮せずに相談するようにしましょう。

診療部門は、駒場支所には内科、精神神経科、整形外科、歯科、皮膚科があります。本郷支所には、内科、精神神経科、耳鼻科、歯科があります。また、柏支所には内科と精神神経科があります。それぞれの診療科で診療の曜日や時間に若干の違いがあります。また、予約が必要な科もあります。受診する前に、当保健センターホームページに掲載される診療科のお知らせを確認しておきましょう。また、「何科にかかったら良いか分からない」、「病気かどうか分からない」、という方も、どの科でも、また健康管理室でも結構ですのでお気軽にご相談ください。診療時間外も9:00から17:00までは各診療科では緊急時への対応ができるようになっています。特に大学内に病院を持たない駒場地区では、緊急時にはセンターに連絡をとり、指示を受けるようにしましょう。

センターの業務内容や最新の連絡事項は、主に当ホームページ

(<http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/>) を通して連絡されます。定期的にアクセスしてサービスを逸しないように注意しましょう。

(出典：<http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/hhomeflame.htm>)

資料 726 「東京大学学生相談所」案内

開室時間 月～金曜日 10:00～17:00

場所 大講堂(安田講堂)の2階, 生協プレイガイドの上にあります。

学生相談所は, 学業意欲・対人関係・進路その他様々な問題について、一人一人の克服への道を専門のカウンセラーと共に模索していくところです。

学生相談所は, またエンカウンターグループなど種々の催しも企画しています。ここで話した個人の秘密は遵守されますので, ちょっとした質問や気にかかる事でもどうぞお気軽にご利用ください。

なお, 電子メールでの相談は応じていません。相談希望の人は電話予約をするか, 直接来所してください。

所 長 亀口 憲治(大学院教育学研究科教授)

カウンセラー 倉光 修(大学院教育学研究科教授)

カウンセラー 山下 (三戸) 親子

カウンセラー 中島 正雄

カウンセラー 吉村 麻奈美

カウンセラー 山田 恵美子

カウンセラー 高瀬 義幸

カウンセラー 堀越 あゆみ

受 付 石原 ツヤノ

(出典: http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h11_01_i.html)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

東京大学では、平成 13 年に「バリアフリーの東京大学」を実現するためのワーキンググループを立ち上げ、積極的に、全学のバリアフリー化を進めてきた。全学的なバリアフリー対策により、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備が行われてきている。その指針として、平成 15 年 8 月には「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」が制定され、平成 16 年 4 月 1 日には、障害者の支援についての専門的なスキルを持つスタッフが常駐する「東京大学バリアフリー支援室」が設置され、身体に障害のある学生が、学習や生活上の支援を受けられる体制が整備されている。《資料 727, 728 参照》【解釈指針 7-3-1-1, 7-3-1-2, 7-3-1-3】

全学的なバリアフリー対策の一環として、本法科大学院教育棟には、身障者仕様エレベーター及び身障者仕様トイレが設置されている《別添資料 20 「バリアフリーマップ 本郷地区キャンパス」参照》。障害のある学生は、東京大学バリアフリー支援室に支援の申し込みを行うことで、相談・カウンセリング・移動時のアクセシビリティの配慮・教職員が行う支援のバックアップ・教室以外での授業における必要に応じた支援・支援に必要な物品の貸与・履修登録時の配慮・教室での座席の配慮・支援物品や障害学生支援に関する情報提供・日本語の点訳・英語の点訳・コンピューターで読み書きするための電子データ化・対面朗読・録音図書の作成・印刷物の拡大文字化・資料検索・点字印刷・代筆、代読・移動介助・学内の歩行指導・点字ブロックを使って移動を行う際の配慮・手話通訳・音声の文字化(パソコン速記)・音声の文字化(コンピューターによる音声認識)・ノートテイク(手書き)・ビデオ字幕作成・移動介助・トイレ介助・デジタルファインディング(印刷情報のデジタル化)・駐車場の配慮・ノート書き取り・スロープなどを使って安全に移動する際の配慮といった形で、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由など多様な障害のあり方に対応した学習上、生活上の具体的支援を受けることができる。バリアフリー支援室に常駐する専門スタッフが、障害の程度・内容に応じて必要な配慮・支援内容を本人と協議し決定し、クオリティの高い支援を行うことで、身体に障害のある学生の個々のニーズが満たされている。【解釈指針 7-3-1-2】

平成 18 年度より、重度の難聴の学生を受け入れた。入学試験においては、板書や他の受験者の様子がよくわかるように、中央後部に受験者席を設け、また、監督者が口頭とする発言については、事前に文書化しておき、その文書を、その都度、受験者に示した。授業においては、そのすべてを録音すること、その録音を元にして講義録を作成すること、また、ノートテイクが授業に同席することを認めるなど、当該学生の学習を支援するための整備を行った。なお、これらの費用は、東京大学において負担することとした《資料 727 (第 6 条) 参照》。【解釈指針 7-3-1-3】

資料 727 東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項（抜粋）

（目的）

第1条 この要項は、障害者基本法その他の法令に定めのあるもののほか、東京大学憲章に則り、東京大学における障害をもった学生のための支援に関し、総長、理事及び教職員の責務を明らかにするとともに、障害をもった学生がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、障害をもった学生のための修学等支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

（支援実施体制）

第5条 東京大学バリアフリー支援室においては、東京大学学生生活委員会と連携をとりつつ、障害をもった学生のための修学等支援方策に係る実施計画を策定する。

2 東京大学バリアフリー支援室においては、前項の実施計画にしたがって障害をもった学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 部局長は、障害をもった学生のための修学等支援事業の実施担当者を選任し、東京大学バリアフリー支援室と連携・協力して当該事業を実施する。

（規程類の整備及び予算上の措置）

第6条 総長、理事及び部局長は、この要項の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算上の措置を講じるよう努めなければならない。

（出典：東京大学規則集）

資料 728 「東京大学バリアフリー支援室について」（抜粋）

東京大学バリアフリー支援室は、東京大学に在籍する障害のある教職員や学生への支援を行う窓口として設置されています。障害者の支援についての専門的なスキルを持つスタッフが常駐しています。

○東京大学バリアフリー支援室の業務：

東京大学バリアフリー支援室は、以下に掲げた業務を行います。

障害者支援を必要とする教職員と学生の相談に関すること

障害者支援を必要とする教職員と学生への情報提供に関すること

障害者支援を必要とする教職員と学生の補助に関すること

障害者支援のためのモニター会議に関すること

障害者支援に関する地域の福祉事務所等関係諸機関との連絡調整

障害者支援に関するその他必要な業務

○東京大学バリアフリー支援室の設備

バリアフリー支援室では、点訳設備、音訳設備、ビデオ字幕制作設備、スキャナー等の情報保障機器があります。また、支援室内では、磁気ループの設備もあります。

（出典：<http://adm.u-tokyo.ac.jp/office/ds>）

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院では教育支援室を設置し、そこに勤務する専門の弁護士スタッフは、学生に対し、将来の進路選択を考える中で生じた実務家に対する質問（たとえば、弁護士は日常、具体的にどのような業務を行っているのかといった質問）に答えている。

また、平成 16 年度～平成 18 年度の 3 年間にわたり、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に基づく教育高度化推進プロジェクトが実施された。平成 19 年度以降もこのプロジェクトを継続し、より拡充して行うために、文部科学省の「専門職大学院等教育推進プログラム」に応募し、平成 19 年度・平成 20 年度について、補助金を受けることとなった。本プロジェクトにおいては、国際的法分野で活躍することのできる法曹の養成という東京大学の掲げる教育理念を具体化するために、トランスナショナルな法教育を開拓し、実施することを目的として、「トランスナショナル・ロー・プログラムズ（Transnational Law Programs）」と総称されるプログラムを実施している。アメリカ、ヨーロッパ及びアジア諸国から法学者や実務法曹を招き、法科大学院授業・演習、サマースクール、ゲストスピーカー・セッション、国際シンポジウム、講演会・セミナー等を実施している。その内容は、法律実務の広い範囲に及ぶものであり、学生は、将来の進路を主体的に選択するために必要な情報を得ることができる。本法科大学院学生に積極的な参加を呼びかけている《別添資料 14 「トランスナショナル・ロー・プログラムズ開催一覧」参照》。

さらに、ビジネスロー（business law）についての研究を行う機関である法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターも、学生が身近にビジネスローと接する機会を増やすため、セミナー、公開講座、シンポジウムを実施している。これも、将来の進路設計に重要な情報を提供するものであり、本法科大学院学生に積極的な参加を呼びかけている《資料 729、別添資料 15 「東京大学 BLC 公開講座一覧」参照》。

ただし、進路相談窓口や、司法試験不合格者に対する支援措置などの具体的な就職支援体制の整備はなされていない。本法科大学院は、長期的な視野にたって法的思考能力を陶冶することを目標に掲げているため、試験・就職対策に過剰に傾斜するような措置を行うことはこのような理念に反するものと考えている。【解釈指針 7-4-1-1】

資料 729 東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター規則（抜粋）

第 1 条 東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業及びそれに必要な事業を行うことを目的とする。

（1）ビジネスロー全般の理論的及び実務的研究並びに法律実務家の養成のために必要な教育方法等の総合的研究

(2) 法学及び政治学における国際的な研究及び教育の推進

(3) 外国法の調査に関する情報の提供

(出典：東京大学規則集)

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、まず、学生に対して、欲張らない履修を勧め、着実な理解をもたらそうとしていることである。そして、この着実な理解のためには、学生が教員に対してコンタクトを取りやすくアクセスしやすい状況にあること、及び、個別的な質問や指導に応じてくれる教育補助者の制度が重要となるが、いずれもかなりの程度で達成されている。また、ハラスメント対策、バリアフリー対策については、全学的な取り組みが進んでおり、全国の大学の中でも、かなり高いレベルに達している。保健センター、学生相談室なども、規模の大きな大学としてのメリットを利用し、専門家を多数擁した充実した体制となっている。

特色ある取り組みとしては、深い法学の理解に基づいて実際の諸問題に対処する理論的バックボーンを形成するという本学の理念から、リサーチペーパー並びに研究論文の執筆を通じて、学生が指導教員による研究指導を受けることが可能であることが挙げられる。そして、このようなリサーチペーパー等については、その公表媒体として「法科大学院ローレビュー」が刊行されている。さらに、トランスナショナル・ロー・プログラムズによるサマースクール、セミナーなどの様々な催し、及び、ビジネスロー・比較法政研究センターの供給する様々な講演会は、最先端かつ国際的な法曹の養成のために、質の高い教育を提供している。

各教員についてオフィス・アワーを設けるかどうかは、今後の課題であるが《第3章参照》、現時点でも、教員は、講義後や別個時間を定め、学生からの個別の質問に積極的に答えることを行っている。定期試験前の「質問タイム」、試験後の「定期試験講評会」の開催も、教員と学生の双方向的なコミュニケーションに基づいた丁寧な教育を可能としている。

さらには、教育支援室に、3名の弁護士スタッフを置き、個別の学習相談を行っている点も優れている点と評価できる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

以下、各区分ごとに、教員の現員を掲げ、括弧内に、入学定員 300 人（必置専任教員数を算定する母数とされる学生収容定員は $300 \times 3 = 900$ 人）である場合の設置基準の条件を掲げる。《別紙様式3「教員一覧」参照》

専任教員	67 人（60 人以上）
そのうち学部・他専攻（博士前期課程）の専任教員に算入されない者	49 人（40 人以上）
そのうち実務家専任教員	19 人（12 人以上）
そのうち常勤専任実務家教員	6 人（4 人以上）

常勤専任教員及び兼任教員のうち、法学政治学研究科基幹講座の教員は、昭和 46 年以来 2 年ごとに刊行されている「東京大学法学部研究・教育年報」において、研究活動及び業績、教育活動、学外活動を、自己点検・自己評価の結果として公表しているほか、ウェブサイトにおいて、職歴・著作・社会的活動等に関する情報を公表している。「年報」に掲載のない、その他の専任教員、兼任教員、みなし専任実務家教員、及び兼任教員についても、ウェブサイトでの情報開示を同様に行っている。《別添資料 16 「東京大学法学部研究・教育年報 19 号」及び別添資料 17 「法科大学院担当教員に関するウェブサイト (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/professors.htm>)」参照》【解釈指針 8-1-1】

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

各大講座の専任教員の現員は、以下の通りである。《別紙様式 3 「教員一覧」参照》

私法系（担当領域＝民事系科目，展開・先端科目）	28 人
公法系（担当領域＝公法系科目，刑事系科目，展開・先端科目）	11 人
法理論系（担当領域＝基礎法学・隣接科目）	13 人
法実務系（担当領域＝法律実務基礎科目）	15 人
法と社会科学（協力講座。担当領域は各種）	4 人

常勤専任教員及び兼任教員のうち、法学政治学研究科基幹講座の教員は、昭和 46 年以来 2 年ごとに刊行されている「東京大学法学部研究・教育年報」において、研究活動及び業績、教育活動、そして専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を、自己点検・自己評価の結果として公表しているほか、ウェブサイトにおいて、職歴・著作・社会的活動等に関する情報を公表している。「年報」に掲載のない、その他の専任教員、兼任教員、みなし専任実務家教員、及び兼任教員についても、ウェブサイトでの情報開示を同様に行っている。《別添資料 16 「東京大学法学部研究・教育年報 19 号」、及び別添資料 17 「法科大学院担当教員に関するウェブサイト

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/professors.htm>)」参照》【解釈指針 8-1-2-1，解釈指針 8-1-2-2】

本法曹養成専攻に置くものとされる専任教員 60 名のうち 3 分の 1 に当たる 20 名までは、他専攻博士前期課程を担当する専任教員の数に算入できるところ、本法曹養成専攻専任教員 67 名のうち、18 名は、他専攻である総合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員でもある。また、実務家教員を除く 48 名は、同博士後期課程を担当する専任教員でもある。《別紙様式 3 「教員一覧」参照》【解釈指針 8-1-2-3，解釈指針 8-1-2-4】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

法曹養成専攻基幹講座の専任の教授又は准教授の採用については、法曹養成専攻教授会において選考委員会を設置して選考のうえ、総合的かつ慎重な評価・判断を行っており、その際には、教育上の指導能力等も考慮要素となっている。また、准教授の教授への昇任についても、教授による教授会が審査委員会を設置して報告を受けた上で判断を行っており、その際には、准教授として担当した授業科目の一覧表を作成し、教育上の指導能力等も評価の対象としている。そして、以上のように法曹養成専攻教授会が行った採用及び昇任の決定を、運用上、法学政治学研究科教授会が承認する手続をとっている。

法曹養成専攻協力講座の専任教員及び兼任教員については、東京大学の各部局の教授会で業績等の厳正な審査を経ているので、法曹養成専攻教授会は簡略な手続で採用を決定する。兼任教員に関しては、法曹養成専攻教育会議が研究業績・教育実績・実務経験などから授業担当者として適格と判断した者について、法曹養成専攻教授会が採用を決定する。《資料 801 参照》

資料 801 東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程（抜粋）

(研究科教授会)

第3条 研究科教授会は、基幹講座の常勤の専任教授及び助教授で構成する。

2 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。ただし、第3号及び第4号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第3号ないし第6号に関しては、教授のみが決定権を有する。

(中略)

(3) 総合法政専攻基幹講座及び規則第9条に定める附属の教育研究施設（以下「センター」という。）の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項

(4) 第6条第2項第2号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項

(5) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項

(6) 第6条第2項第3号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項

(7) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項

(8) 第6条第2項第4号に関する法曹養成専攻教授会の決定（ただし、総合法政専攻博士後期課程又は修士課程のいずれも担当しない専任講師についてのものを除く。）の承認に関する事項

(9) 助手の採用に関する事項

(10) その他別に定める教員の任用に関する事項

(以下略)

(法曹養成専攻教授会)

第6条 (中略)

2 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、第2号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第2号及び第3号に関しては、教授のみが決定権を有する。

- (1) 法曹養成専攻長及び副専攻長の選任に関する事項
- (2) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
- (3) 法曹養成専攻基幹講座の専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
- (4) 法曹養成専攻基幹講座の専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
- (5) 法曹養成専攻の教授及び助教授の配置換えに関する事項

(以下略)

(法曹養成専攻教育会議)

第7条 (中略)

3 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。

- (1) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項

(以下略)

(出典 法曹養成専攻規則集)

8-2 専任教員の配置と構成

基準8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下切り捨て）は、7人であり、同告示第2号、別表第一及び別表第二は、修士課程を担当する研究指導補助教員の数を定めていない。それに対し、本法曹養成専攻の専任教員は67人である。本法曹養成専攻に置くものとされる専任教員60名のうち3分の1に当たる20名までは、他専攻博士前期課程を担当する専任教員の数に算入できるところ、本法曹養成専攻専任教員67名のうち、他専攻である綜合法政専攻博士前期課程を担当する専任教員は18名である。また、法曹養成専攻の専任教員は他専攻博士後期課程を担当する専任教員の数に算入できるところ、本法曹養成専攻専任教員のうち実務家教員を除く48名は、綜合法政専攻博士後期課程を担当する専任教員でもある。以上の点を除けば、本法曹養成専攻の専任教員は、他専攻などで専任教員とされていない。したがって、本法曹養成専攻の専任教員は基準8-2-1前段に定める基準を超えて配置されている。また、同告示別表第三の定める、修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は、15人である。それに対し、本研究科の専任教員1人当たりの現状における収容定員の数は、約13.4人である。したがって、基準8-2-1後段に定める基準を超えて配置されている。さらに、専任教員67人のうち教授の数は64人である。《別紙様式3「教員一覧」参照》【解釈指針8-2-1-1、解釈指針8-2-1-2、解釈指針8-2-1-5】

また、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。すなわち、憲法2人、行政法4人、民法6人、商法8人、民事訴訟法5人、刑法2人、刑事訴訟法5人である。換言すれば、公法系6人、刑事法系7人、民法に関する分野6人、商法に関する分野8人、民事訴訟法に関する分野5人である。《別紙様式4「科目別専任教員数一覧」参照》【解釈指針8-2-1-3、解釈指針8-2-1-4】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

基礎法学・隣接科目の専任教員数は 13 人であり、展開・先端科目の専任教員数は 20 人である。本法科大学院は、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出すことを目標としている。単に新司法試験に合格することを目指すのではなく、むしろ法実務の遂行や法律家としてのキャリアの発展において、本法科大学院での学習が血となり肉となって役立つような、長期的視野からの教育を行うことを目指している。具体的には、「法曹としての基幹能力」の育成、「国際的問題への対応能力」の育成、ビジネスローヤーや市民生活ローヤーなど「多様な人材」の育成、を目指している。そして上記の教員配置により、新司法試験科目に偏することなく、また、ビジネスロー重視という特色を現実のものとするような体制を構築している。《別紙様式 3 「教員一覧」、別紙様式 4 「科目別専任教員数一覧」参照》【解釈指針 8-2-2-1】

専任教員の年齢構成は、30 歳台 2 人、40 歳台 25 人、50 歳台 32 人、60 歳台 8 人である。教員の定年は、専任実務家教員を除き、平成 22 年 3 月までは満 63 歳である《資料 802 (第 8 条及び附則 2) 及び別紙様式 3 「教員一覧」参照》。【解釈指針 8-2-2-2】

資料 802 東京大学教員の就業に関する規程（抜粋）

(定年退職)

第 8 条 大学教員の定年は、就業規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、満 65 歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日とする。

附則

(定年の経過措置)

2 平成 16 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間における大学教員（法科大学院に所属する専任実務家教員を除く。）の定年は、第 8 条の規定にかかわらず、次表の通りとする。

平成 16 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	満 62 歳
平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	満 63 歳
平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	満 64 歳

(出典 東京大学規則集)

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-3-1に係る状況)

本法科大学院に置くものとされる専任教員の数は60人であり、その2割に当たる12人は、概ね5年以上の実務経験を有する実務家教員でなければならないところ、本法科大学院の実務家専任教員は19人である。置かなければならない実務家専任教員12人のうちの3分の2に当たる8人までは、専任教員以外の者を充てることができる、すなわち、常勤専任実務家教員は4人以上必要であるところ、本法科大学院の実務家専任教員のうち6人は、常勤専任実務家教員である。本法科大学院のみなし専任実務家教員13人は、1年あたり6単位以上の授業科目を担当しており、また、実質的に本法科大学院の運営を担う機関である法曹養成専攻教育会議のメンバーとして、教授会において審議決定される教員及び役職者の人事等を除く、教育課程の編成及び授業担当、学生の入学及び試験、学生の身分、その他教育に関する重要事項など、法科大学院の運営に関する主な事項を審議・決定している。みなし専任実務家教員は、このように法曹養成専攻教育会議の構成員として、法科大学院の組織の運営について責任を担っている。《資料 別紙様式3「教員一覧」、資料803参照》【解釈指針8-3-1-2】

資料 803 東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程（抜粋）

（法曹養成専攻教育会議）

第7条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教育会議を置く。

2 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授及び助教授
- (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）

であって法曹養成専攻を担当するもの

- (3) 法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び助教授
- (4) 法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び助教授

3 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。

- (1) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 法曹養成専攻の学生の入学及び試験に関する事項
- (3) 法曹養成専攻の学生の身分に関する事項
- (4) その他法曹養成専攻の教育に関する重要事項

4 法曹養成専攻教育会議は、法曹養成専攻長が主宰する。

（出典 法曹養成専攻規則集）

法曹の経験を有する専任実務家教員は、法曹としての実務経験に関連する科目を担当している。法曹以外の実務経験を有する専任実務家教員は、宮廻美明教授、藤田潔客員教授、大崎貞和客員教授である。このうち宮廻教授は、住友商事株式会社において35年近く国際商取引の実務に携わった。本法科大学院では、こうした経験を生かして、国際取引法、商法演習を担当している。藤田客員教授は、日本電信電話株式会社において平成3年から平成11年までの間に、法務室長、法務審査部長、法務考査部長を歴任し、平成11年からは株式会社情報通信総合研究所にて代表取締役副社長、そして現在社長の職にある。本法科大学院では、こうした情報通信市場における法務の経験を生かして、上級商法2（物流・情報）、国際取引法、商法演習を担当している。大崎客員教授は、株式会社野村総合研究所にて、平成11年以来資本市場研究室長の職にある。本法科大学院では、資本市場法の実務に関する知識を生かして、金融商品取引法、金融法演習、資本市場法演習を担当している。《別紙様式3「教員一覧」参照》【解釈指針8-3-1-1】

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

実務家専任教員 19 人のうち、法曹経験を有する者は 16 人であるから、法曹経験を有する者の割合は約 84. 2%である。《別紙様式 3 「教員一覧」参照》

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8-4-1に係る状況)

本法科大学院において教育上主要と認められる科目として、必修科目（基礎法学・隣接科目である「法のパースペクティブ」「現代法の基本問題」を含む）のほか、選択必修科目であるビジネスロー諸科目があるが、これらの科目にはいずれも専任教員が配置されている。必修科目については、開講されている授業科目のべ272単位分のうち、約90パーセントに当たる246単位分を、専任教員が担当している（残り28単位分の内訳をいえば、行政法の一部、民法の一部、民事法総合の一部、現代法の基本問題の一部を兼任教員が担当し、憲法の一部、立法学を兼任教員が担当している）。ビジネスロー選択必修科目は、すべて専任教員が担当している。《別紙様式1「開講授業科目一覧」、別紙様式3「教員一覧」参照》
【解釈指針8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準8-5-1に係る状況)

各教員の平成20年度の授業負担は、最も多い場合で20単位であり、適正な範囲にとどめられている。《別紙様式3「教員一覧」参照》なお、「リサーチペーパー」については、「リサーチペーパー規則」を定め、その第2条第4項により、「教員は、年間8件を超えて指導教官となることはできない」としている。「研究論文」については、その制限はないが、そもそも例外的なものであり、多くても年間1件にとどまっている。《資料803参照》【解釈指針8-5-1-1】

資料804 リサーチペーパー規程（抜粋）

(指導教員)

第2条

4 教員は、年間8件を超えて指導教員となることはできない。

(出典 法曹養成専攻規則集)

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

本研究科では、「特別研究期間について」（教授会決定）に基づき、専任教員に対し、在職 10 年につき 1 年（原則として 9 年終了時から開始する 1 年間）の研究専念期間を与えるよう規定している。平成 17 年度からは、1 年をすべて研究専念期間に充てることが当該科目の教育負担の特性に鑑みて困難な教員について、連続する 2 年にわたり半年ずつの研究専念期間を取得できるよう制度を柔軟化し、現に平成 17 年度から 1 人、平成 18 年度から 1 人が、それぞれ利用している。トータルでは、本法科大学院発足以後、専任教員のべ 23 人が特別研究期間を許可されている。《資料 805, 806 参照》

資料 805 特別研究期間について（教授会決定）

本研究科は、教員の責務である研究・教育・管理のうち、研究活動がその性質上高度の集中を必要とするものであることにかんがみ、特別研究期間の設定について、次のように申し合わせる。

- （１）特別研究期間は、原則として１年とする。ただし、これを６月ごとに分けることができる。
- （２）教員は、在職１０年について１回を限度として、特別研究期間の適用を申請するものとする。ただし、（１）ただし書きの場合には、在職期間５年について１回とする。
- （３）特別研究期間以外に長期の海外出張をすることを妨げない。
- （４）長期の海外出張を行った者は、帰国後おおむね５年を経過した後でなければ、特別研究期間の適用を受けることができない。
- （５）（２）の申請については、あらかじめ関係教員および研究科長と協議の上、申請書を研究科運営会議に提出し、その承認を受けるものとする。
- （６）特別研究期間中の研究テーマには、申請者の固有の研究テーマのほか、教育活動の充実を直接の目的とするものを選ぶこともできる。
- （７）研究科運営会議は、特別研究期間の取得については、教育面及び管理面での任務分担の調整を行って、制度目的の達成に配慮するものとする。特別研究期間中の者は、特別研究期間の活用に努めるとともに、この制度の趣旨にそぐわない学外の業務は慎むものとする。
- （８）研究科長の職務を終えた者は、（２）に定める特別研究期間のほか、６月を限度として、当然に特別研究期間を取得することができる。この場合には、（４）（５）は適用しない。

（出典 法曹養成専攻規則集）

資料 806 特別研究期間許可状況（法科大学院専任教員分のみ）

長谷部 恭男	2004. 8. 1～2005. 1. 31
中山 信 弘	2004. 10. 1～2005. 9. 30
中 里 実	2004. 8. 1～2005. 7. 31
内 田 貴	2004. 8. 1～2005. 1. 26
浅 香 吉 幹	2005. 4. 1～2006. 3. 31
井 上 正 仁	2005. 10. 1～2006. 3. 31 及び 2006. 10. 1～2007. 3. 31
廣 瀬 久 和	2005. 10. 1～2006. 3. 31
白 石 忠 志	2006. 4. 1～2006. 9. 30 及び 2007. 4. 1～2007. 9. 30
落 合 誠 一	2006. 4. 1～2006. 9. 30
フット ダニエル	2006. 4. 1～2006. 9. 30
伊 藤 眞	2006. 4. 1～2006. 9. 30
能 見 善 久	2006. 4. 1～2006. 9. 30
伊 藤 洋 一	2006. 9. 1～2007. 8. 31
碓 井 光 明	2006. 10. 1～2007. 3. 31
山 口 厚	2006. 10. 1～2007. 3. 31
樋 口 範 雄	2007. 4. 1～2008. 3. 31
中 谷 和 弘	2007. 4. 1～2007. 9. 30
井 上 達 夫	2007. 4. 1～2008. 3. 31
大 渕 哲 也	2007. 6. 14～2007. 9. 30
増 井 良 啓	2008. 1. 1～2008. 6. 30
寺 尾 美 子	2008. 4. 1～2009. 3. 31
齋 藤 誠	2008. 4. 1～2008. 9. 30
西 川 洋 一	2008. 10. 1～2009. 3. 31

（出典 専攻長室保管資料）

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

専任教員の教育上の職務の補助には、「法科大学院教育支援室」が当たっている。同室では、弁護士である 3 名の専任講師が、学生からの学習上の相談に応じている。また、本法科大学院の学生も、「法学部学習相談室」を利用することが可能である。同室では、法学部・法学政治学研究科出身の学習相談員と心理カウンセラーが、相談に当たっている。詳細は、基準 7-1-2，7-1-3，10-3-1 の項で説明している。

研究上の職務の補助については、法学政治学研究科図書室に、司書の資格を持つ事務職員 12 名等が配置されており、研究資料の探索・利用の補助に当たっている。また、ネットワークの運営経験が豊富なネットワーク担当助手 1 名・特任助教 2 名が、電子情報の調査を滞りなく行う環境を整備している。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、最高レベルの研究者及び実務家を、分野による偏りなく多数擁している。すなわち、すべての法律基本科目はもとより、展開・先端科目、さらには基礎法学・隣接科目にも多数の専任教員を配置し、必修科目の約9割及びすべてのビジネスロー選択必修科目を専任教員が担当しており、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる、高い水準の法律家を生み出すという本法科大学院の目標を実現するための体制が十分整っている。

なお、平成18年6月に実施された法科大学院認証評価（予備評価）の後、『東京大学法学部研究・教育年報』だけでなく、ウェブサイトでの教育・研究状況の開示も充実させた。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）である。したがって、法学政治学研究科教授会は、法曹養成専攻を含む研究科の教育・研究に関する重要な事項を審議・決定する（東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則2条、東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程3条。それぞれ以下「管理運営規則」、「管理運営規程」という）。《資料901及び資料902参照》

しかし、法曹養成専攻における運営の独立性を確保する観点から、以下のような運営の組織的仕組みがとられている。【解釈指針9-1-1-1】

〔法曹養成専攻教授会〕

本法科大学院の教育・研究に関する重要な事項を審議するため、法曹養成専攻基幹講座の専任の教授・准教授、総合法政専攻基幹講座の専任の教授・准教授であって法曹養成専攻を担当する者により構成され（専任実務家教員は含むが、いわゆるみなし専任実務家教員は含まない）、法曹養成専攻の教員人事、法曹養成専攻に係る予算事項、その他法曹養成専攻の運営に係る重要事項について審議・決定する《資料901（第3条）、資料902（第6条）参照》。このうち法曹養成専攻の教員人事については、法曹養成専攻長の提案により、選考委員会の設置を決定し、同委員会において審査を行い、法曹養成専攻教授会は、同委員会の報告に基づき、審議・決定する。これにより決定された人事案件は、その後、研究科教授会の承認を得るにとどまるものとされ、法曹養成専攻教授会の決定が尊重される。

《資料902（3条2項4号・6号・8号、6条2項2号～4号）及び別紙様式3「教員一覧」参照》なお、法曹養成専攻長も「東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程」の定めにより、法曹養成専攻教授会において選出される。選出手続について特別な定めは置かれておらず、教授会における通常の議事手続に従い選出される。《資料902（6条2項1号参照）》【解釈指針9-1-1-3】

〔法曹養成専攻教育会議〕

本法科大学院の教育に係る重要事項を審議するため、法曹養成専攻基幹講座の専任の教授・准教授（専任実務家教員及びみなし専任実務家教員を含む）、総合法政専攻の専任の教授・准教授で法曹養成専攻を担当する者、法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授・准教授、法曹養成専攻を兼担する他研究科の教授・准教授により構成され、入学試験、カリキュラム、授業担当、学位授与、学生の身分、その他法曹養成専攻の教育に関する事項につ

いて審議・決定する。このように法曹養成専攻教育会議は、教授会において審議決定される教員及び役職者の人事等を除く、法科大学院の運営に関する主な事項を審議・決定しており、みなし専任実務家教員も、法曹養成専攻教育会議の構成員として、法科大学院の組織の運営について責任を担っている。《資料 901（第7条）、資料 902（第7条）及び別紙様式 3「教員一覧」参照》【解釈指針 9－1－1－3】【解釈指針 9－1－1－4】

本法科大学院においては、法曹養成専攻に関する校務をつかさどる機関として、法曹養成専攻長を置き《資料 901（第6条第1項・第2項）》、法曹養成専攻教授会及び法曹養成専攻教育会議の主宰その他専攻の長としての業務に従事している《資料 902（第6条第3項、第7条第4項）》。【解釈指針 9－1－1－2】

資料 901 東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則（抜粋）

（研究科教授会）

第2条 研究科に、研究科教授会を置く。研究科教授会は、研究科の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教授会又は教育会議の所管に属するとされた事項を除く。

2 研究科教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（法曹養成専攻教授会）

第3条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教授会を置く。

2 法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教育会議の所管に属するとされた事項を除く。

3 法曹養成専攻教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（専攻長）

第6条 綜合法政専攻及び法曹養成専攻に、それぞれ専攻長を置く。専攻長は、副研究科長を兼ねることができる。

2 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

（教育会議）

第7条 研究科に、研究科教育会議を置く。研究科教育会議は、綜合法政専攻教育会議及び法曹養成専攻教育会議をもって構成する。各専攻の教育会議は、それぞれの専攻の教育に関する重要事項を審議決定する。各専攻の教育会議の審議決定は、研究科教育会議の審議決定とする。

2 教育会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

（専攻及び講座）

第8条 研究科に、次に掲げる専攻及び講座を置く。

綜合法政専攻（修士課程・博士後期課程）

（基幹講座） 実定法学，基礎法学，政治学

（協力講座） 学際法学，学際政治学

法曹養成専攻（専門職学位課程）

（基幹講座） 私法系，公法系，法理論系，法実務系

（協力講座） 法と社会科学

（出典 法曹養成専攻規則集）

資料 902 東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規程（抜粋）

（研究科教授会）

第3条 研究科教授会は、基幹講座の常勤の専任教授及び助教授で構成する。

2 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。ただし、第3号及び第4号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第3号ないし第6号に関しては、教授のみが決定権を有する。

- (1) 研究科長及び評議員の選任に関する事項
 - (2) 副研究科長、研究科長補佐及び総合法政専攻長の選任に関する事項
 - (3) 総合法政専攻基幹講座及び規則第9条に定める附属の教育研究施設（以下「センター」という。）の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
 - (4) 第6条第2項第2号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
 - (5) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項
 - (6) 第6条第2項第3号に関する法曹養成専攻教授会の決定の承認に関する事項
 - (7) 総合法政専攻基幹講座及びセンターの専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
 - (8) 第6条第2項第4号に関する法曹養成専攻教授会の決定（ただし、総合法政専攻博士後期課程又は修士課程のいずれも担当しない専任講師についてのものを除く。）の承認に関する事項
 - (9) 助手の採用に関する事項
 - (10) その他別に定める教員の任用に関する事項
 - (11) 研究科における教員の配置に関する事項
 - (12) 研究室主任、図書・学術情報委員長その他研究科全体に関わる役職者の人事に関する事項
 - (13) 研究科の予算案及び決算案に関する事項
 - (14) その他研究科全体の管理運営に関する重要事項
- 3 研究科教授会は、研究科長が主宰する。

（法曹養成専攻教授会）

第6条 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法曹養成専攻基幹講座の常勤の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授（第1号の者を除く。）であつて法曹養成専攻を担当するもの
- 2 法曹養成専攻教授会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。ただし、第2号に関しては、教授による教授会で審議決定する。第2号及び第3号に関しては、教授のみが決定権を有する。
- (1) 法曹養成専攻長及び副専攻長の選任に関する事項
 - (2) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授の採用及び専任教授への昇任に関する事項
 - (3) 法曹養成専攻基幹講座の専任助教授の採用及び専任助教授への昇任に関する事項

- (4) 法曹養成専攻基幹講座の専任講師の採用及び専任講師への昇任に関する事項
- (5) 法曹養成専攻の教授及び助教授の配置換えに関する事項
- (6) 法曹養成専攻に関わる役職者の人事に関する事項
- (7) その他法曹養成専攻の管理運営に関する重要事項

3 法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻長が主宰する。

(法曹養成専攻教育会議)

第7条 法曹養成専攻に、法曹養成専攻教育会議を置く。

2 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 法曹養成専攻基幹講座の専任教授及び助教授
 - (2) 総合法政専攻博士後期課程基幹講座の専任教授又は助教授(第1号の者を除く。)
- であって法曹養成専攻を担当するもの

- (3) 法曹養成専攻に置かれた協力講座の教授及び助教授
- (4) 法曹養成専攻を兼担する他部局の教授及び助教授

3 法曹養成専攻教育会議は、次の各号に掲げる事項につき審議決定する。

- (1) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 法曹養成専攻の学生の入学及び試験に関する事項
- (3) 法曹養成専攻の学生の身分に関する事項
- (4) その他法曹養成専攻の教育に関する重要事項

4 法曹養成専攻教育会議は、法曹養成専攻長が主宰する。

(出典 法曹養成専攻規則集)

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）であるため、本法科大学院の管理運営を行うための事務体制は、東京大学法学政治学研究科等事務分掌規程の定める法学政治学研究科の事務体制の中に、包含されている。とりわけ、本法科大学院の教育に関する事務については、専門員 1 名、大学院係長 1 名、大学院係主任 1 名、大学院係員 3 名及び留学生担当 2 名が従事している。《資料 903、資料 904 参照》【解釈指針 9－1－2－1】

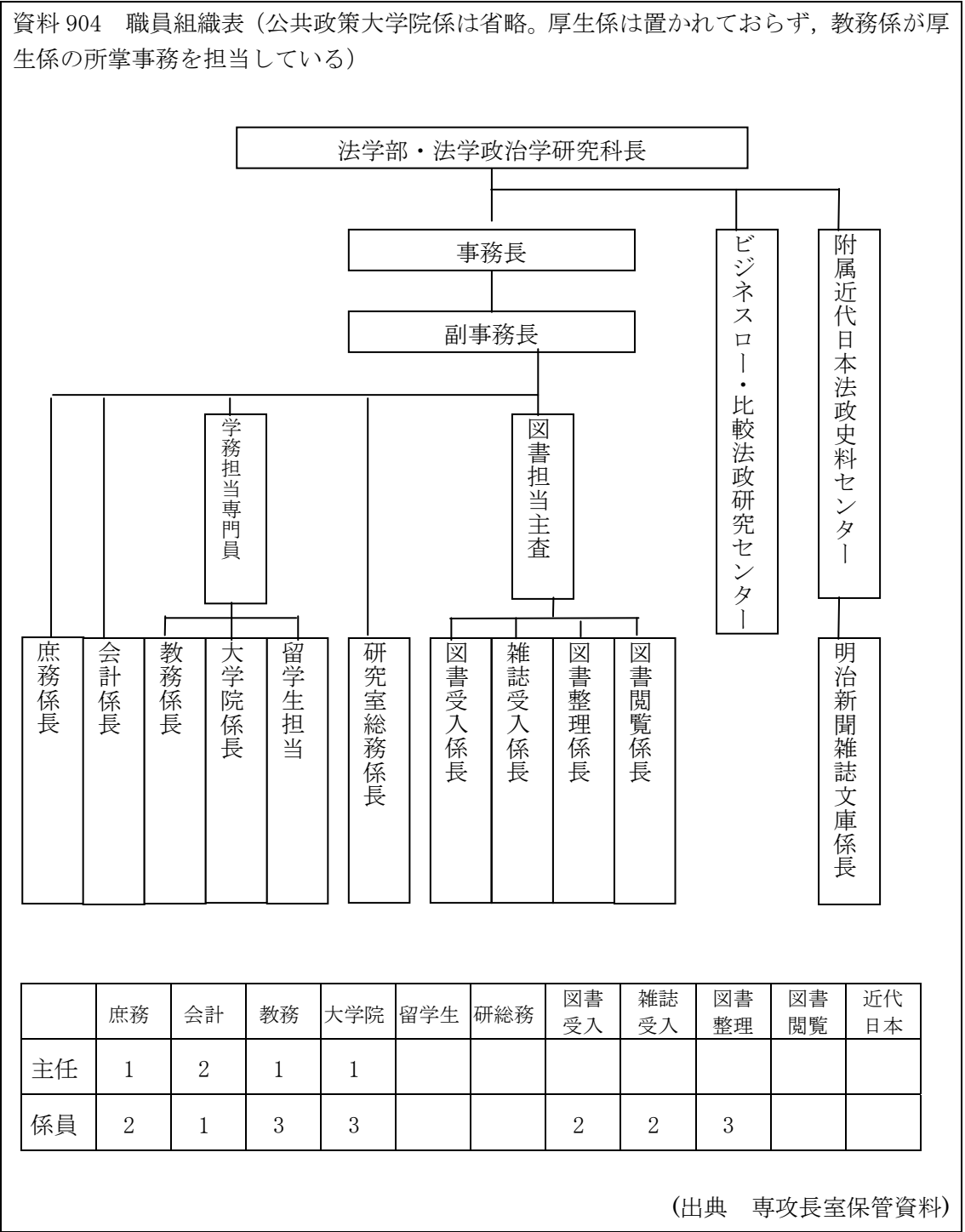
資料 903 東京大学法学政治学研究科等事務分掌規程（抜粋）

（組織）

第1条 法学政治学研究科等事務部に次の 10 係を置く。

- （1）庶務係 （2）会計係 （3）教務係 （4）大学院係 （5）公共政策大学院係 （6）研究室総務係 （7）図書受入係 （8）雑誌受入係 （9）図書整理係 （10）図書閲覧係

（出典 法曹養成専攻規則集）



また、事務職員は能力の向上を図るために、学内及び学外の多様な研修を活発に受講している。《資料 905 参照》【解釈指針 9－1－2－2】

資料 905 平成 19 年度研修等の受講状況（庶務係で受講申込をとりまとめたもの）

<学 内>

研 修 名	主 催	受講者数
平成 19 年度衛生管理者講習会	人事課	1
平成 19 年度第 1 回学生窓口業務担当者講習会	教育・学生支援系	6
平成 19 年度ホームページ講習会（部局向け）	情報化推進グループ	1
平成 19 年度パソコン活用研修（応用コース）	人事・労務系	2
平成 19 年度職員自己啓発（総合英語）	人事・労務系	1
平成 19 年度財務会計研修（簿記入門編）	人事・労務系	1
平成 19 年度係長研修（初任者）Ⅰ	人事・労務系	1
平成 19 年度東京大学メンタルヘルス研修会	人事・労務系	3
平成 19 年度係員研修（7 年経験者）Ⅰ	人事・労務系	3
平成 19 年度技術職員研修（コンピューター関係）	人事・労務系	2
平成 19 年度係員研修（3 年経験者）Ⅰ	人事・労務系	1
平成 19 年度財務会計研修（国立大学法人会計基準編）	人事・労務系	1
平成 19 年度バリアフリー支援実施担当者研修会	バリアフリー支援室	3
平成 19 年度係長研修（5 年経験者）Ⅰ	人事・労務系	1
職員のための業務改善セミナー	業務改善プロジェクト推進本部	4
計		31

<学 外>

研 修 名	主 催	受講者数
情報システム統一研修（平成 19 年度第 1/四半期）	文部科学省	2
平成 19 年度大学図書館職員短期研修	国立情報学研究所	1
第 27 回西洋社会科学古典資料講習会	一橋大学	1
平成 19 年度目録システム（地域）講習会	国立情報学研究所	1
計		5

総計 36

（出典 専攻長室保管資料）

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）であり、設置者である東京大学における予算・決算のシステムでは、法曹養成専攻に係る予算・決算を他の専攻等に係る予算・決算と区分して経理していないが、平成 20 年度に東京大学より法学政治学研究科に配分される予算額・支出計画額は、約 3 億 4,000 万円である（なお、この予算額には、常勤の教員・職員の人件費は含まれていない）。本法科大学院における教育活動等に充てられる経費は、本法科大学院が望ましいと考える水準の経費にはほど遠いといわざるを得ないが、基準 9-1-3 が求める十分な財政的基礎には達しているものとする。【解釈指針 9-1-3-1】

なお、本法科大学院における授業料は平成 16 年度以来、年額 80 万 4,000 円であり、他の大学院学生の授業料よりも年額約 26 万円高く設定されている。これは、法科大学院では、小人数クラス制による授業や多数の実務家教員の雇用のために一般の大学院以上に教育活動のための経費がかかることによるものであり、授業料は現に、上記のような法学政治学研究科に配分される予算額や実務家教員の給与等に充てられている他、国際ビデオ会議システムなどネットワークの整備、自習室に備える図書・雑誌の購入、セミナー・講演のための講師招聘旅費及び謝金、教材費、教育・研究を補助する職員の人件費などにも充てられている。このように、設置者である東京大学は、本法科大学院において生じる収入について、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮している。【解釈指針 9-1-3-2】

東京大学の予算案作成のプロセスにおいては、各研究科は大学本部に対して概算要求をする他、財政上の必要について意見を具申する機会があり、本法科大学院における教育のために必要な経費についてもこのシステムにより要望することが可能となっている。

【解釈指針 9-1-3-3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

（基準 9-2-1 に係る状況）

本法科大学院における教育水準・教育活動の状況に関する自己点検及び評価は、法曹養成専攻学務委員会が実施している。2007 年度の自己評価書は、ウェブサイト上に掲載している。また、自己点検及び評価の前提となる、本法科大学院の目標、及び制度の現状分析については、「東京大学法科大学院概要」としてとりまとめ、これをウェブサイト上に掲載している。《別添資料 18 「2007 年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻自己評価(法科大学院の現況と評価) (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/index.html>)」、別添資料 19 「東京大学法科大学院概要 (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/gaiyou/GAIYOU.htm>)」参照。》

さらに、法学政治学研究科においては、昭和 46 年以来、教員の自己規律のために「教官自己規律実施要綱」に基づき、「東京大学法学部研究・教育年報」を 2 年ごとに刊行し、関係諸方面に配布しているほか、平成 11 年の第 15 号以後は、東京大学出版会から一般販売をしており、研究科及び所属教員の研究及び教育活動に関する状況についての自己点検・評価とその結果の公表の手段としている。同年報では、本法科大学院の授業を担当する常勤教員については、2 年間の研究・教育・学内外の活動状況に関する詳細な情報が記載されている。なお、上記年報には、それ以外の授業担当教員（非常勤講師を含む）の個人的な情報が記載されていないため、ウェブサイト上に、非常勤講師を含むすべての教員の職歴・著作・社会的活動等に関する情報を掲載している《資料 906、別添資料 17 「法科大学院担当教員に関するウェブサイト (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/sl-2/professors.htm>)」、別添資料 16 「東京大学法学部研究・教育年報第 19 号」》。

資料 906 教官自己規律実施要綱

教官の「高い学問的モラル」の維持は、基本的には教官個人の問題であるが、教授会としても、これを確保するための方策を考える必要がある。しかし、教授会として教官の自己規律を制度化する場合には、それが大学の管理体制、大学研究教育組織、教官の給与体系、研究者の量及び流動性等と密接な関連があることにかんがみ、これらの諸条件の改善とともに実現していくように配慮しなければならない。したがって法学部としては、さしあたって次のような方策をとることにする。

（1）教授、助教授の任用

（2）による場合のほか、教授会に選考委員会を設け、広く本学の内外から数名の候

補者を選び、その業績識見を検討したうえで、教授会で任用候補者の決定を行う。ただし、本学部助手の任期を終え論文を提出した者又は本学大学院法学政治学研究科博士課程を修了した者の中に、とくに助教授に推薦するにふさわしい者があるときは、審査委員会を設けて審査し、その報告に基づき、教授会で昇任又は採用候補者の決定を行うことができる。

(2) 助教授から教授への昇任

助教授から教授への昇任の手続きに関しては、別に定める。

(3) 教授の業績評価

教授が就任後 12 年を経たとき及び 22 年を経たときは、それぞれ業績報告書を教授会に提出し、これを「研究教育年報」に公表する。教授会は、その活用に絶えず配慮する。

(4) 定期報告

隔年に「研究教育年報」を刊行し、教官各人の「研究活動及び業績」、「教育活動」、「学内行政事務の担当」及び「学外での活動」を公表するとともに、(3)による業績報告書を掲載する。

(出典 法曹養成専攻規則集)

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

基準 9-2-1 に関して述べたように、本法科大学院では、法曹養成専攻学務委員会が自己点検及び評価に当たっている。自己点検及び評価に当たっては、本法科大学院の教育目標である、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成すること」を実現するのに相応しい教育ができてきているかを、教育の実施体制、教育内容、教育方法、学業の成果、進路・就職の状況といった項目ごとに、点検・評価している。《別添資料 18 「2007 年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻自己評価(法科大学院の現況と評価)」参照》

また、大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受けることを前提に、法曹養成専攻学務委員会のメンバー2 名及び関係事務職員(事務長・副事務長・専門員・庶務係長・会計係長・大学院係長・大学院係員)で構成される評価対応作業班を設置し、同班と法曹養成専攻学務委員会が一体となって、大学評価・学位授与機構の認証評価基準への適合性を検討している。認証評価基準に適合しない点が判明した場合には、規則の制定・改正その他の基準に適合させるための所要の措置をとっている。評価対応作業班と学務委員会が一体として自己点検・評価を実施することにより、自己点検・評価の結果が迅速に法科大学院の教育その他の運営に反映されることになっている。

自己点検及び評価のために、教育に関する具体的な問題を発見し議論する場としては、教育方法助言委員会がある。教育方法助言委員会は、教員による授業参観を実施し、また、授業に関する情報交換会を開催している。情報交換会では、授業参観や学生による授業評価アンケートの結果の分析などを通じて、授業の教材、構成、内容、方法などの事項について、教員が相互に意見交換し、改善方策が議論される。そして情報交換会での検討結果については、さらに法曹養成専攻教育会議で報告され、全教員が議論し情報を共有することとしている(詳細は基準 5-1-1 の項を参照)。【解釈指針 9-2-2-1】

さらに、基準 9-2-1 に関して述べたように、研究科全体においては、「東京大学法学部研究・教育年報」の定期的刊行という自己点検・評価体制をとってきた。同書においては、教員各人が過去 2 年間の「研究活動及び業績」、「教育活動」、「学内行政事務の担当」及び「学外での活動」を公表し、また、教授就任から 12 年及び 22 年経過した時点での「業績報告書」を掲載することとしている。《資料 906, 別添資料 16 「東京大学法学部研究・教育年報 19 号」参照》

基準9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準9-2-3に係る状況)

基準9-2-2に関して述べたように、本法科大学院の自己評価書においては、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成すること」を教育の目標として設定し、教育の実施体制、教育内容、教育方法、学業の成果、進路・就職の状況といった項目ごとに、目標を実現するための方法及び取組の状況を示している。【解釈指針9-2-3-1】

自己点検及び評価を実施する法曹養成専攻学務委員会及び評価対応作業班は、自己点検及び評価により、評価基準への適合性、そのほか問題を発見した場合、学務委員会の権限事項については速やかに問題を解決する方策を決定・実施しており、具体的な改善事例としては、学生数の多い授業科目のクラスの増設等が挙げられる。また法曹養成専攻教育会議に対してこれを報告し、必要に応じて規則の改正その他の措置をとることができる体制となっている。

また、基準9-2-2に関して述べた、教育方法助言委員会による情報交換会は、自己点検及び評価のために問題を発見する場であるとともに、自己点検及び評価に基づいて、教育内容・方法等の改善について議論する場としても機能している。

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9－2－4 に係る状況）

自己点検・評価の結果について、法科大学院の職員以外の者による検証を行うための組織及び仕組みとして、法科大学院運営諮問会議が設置されている。同諮問会議は、平成 16 年度の法科大学院設置以来、毎年度 2 回ずつ開催され、法科大学院のその時々教育等の現状と課題等について、法科大学院側から説明し、これに対して諮問会議委員から多様な経歴と識見に基づく多面的で有益な助言を受けている。同諮問会議は、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者だけではなく、行政、教育等に関する高い識見を有する者、並びに韓国及び米国の大学関係者で構成されている。【解釈指針 9－2－4－1】《資料 907、資料 908 及び資料 909 参照》

資料 907 東京大学法科大学院運営諮問会議要項

1. 東京大学大学院法学政治学研究科に、東京大学法科大学院運営諮問会議（以下「会議」という）を置く。
2. 会議は、東京大学の法科大学院（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻）の運営に関する基本的な事項（カリキュラム、入学者選抜、教員組織、施設・設備等の基本的なあり方）について、研究科長の諮問に応じて審議し、必要により研究科長に対して意見を述べることを任務とする。
3. 委員の任期は、3 年とし、ただし再任を妨げない。再任については、原則として 1 回、2 期を限度とする。
4. 委員は、研究科長が東京大学の職員以外の者で法学教育に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから選考し、教授会の承認を得て委嘱する。
5. 会議には、議長及び議長代理を置く。議長は、委員の互選により研究科長が委嘱し、会議を主宰する。議長代理は、議長の指名に基づき研究科長が委嘱し、議長に事故ある場合に議長に代わって会議を主催する。

（出典 専攻長室保管資料）

資料 908 東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿（敬称略）

尾崎 護	矢崎総業株式会社顧問、矢崎科学技術振興記念財団理事長、 元大蔵省事務次官、前国民生活金融公庫総裁
------	---

崔 相龍	高麗大学教授，前駐日韓国大使
高木 剛	日本労働組合総連合会会長，元司法制度改革審議会委員， 司法制度改革推進本部労働検討会委員
長島安治	弁護士（長島・大野・常松法律事務所），日米法学会理事
根本二郎	日本郵船株式会社名誉会長，前中央教育審議会会長， 日本経済団体連合会名誉会長
藤田耕三	弁護士（田邊総合法律事務所），元公安審査委員会委員長，東京都労働委員会会長，元広島高等裁判所長官，元司法制度改革審議会委員
村瀬嘉代子	北翔大学大学院教授，北海道大学子ども発達臨床センター協力研究員
柳田幸男	弁護士（柳田・野村法律事務所），米国ハーバード大学ロースクール運営諮問委員
Lance Liebman	米国コロンビア大学ロースクール教授，前同ロースクール・ディーン，アメリカン・ロー・インスティテュート所長
若菜允子	弁護士（若菜法律事務所），厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会会長，元中央労働委員会公益委員

（出典 専攻長室保管資料）

資料 909 運営諮問会議開催記録（挨拶や手続に関する議事項目は省略）

第1回 2003年6月20日 山上会館特別室 出席者 委員8名，教員11名
東京大学法科大学院の概要と準備状況に関する説明，審議

第2回 2003年12月9日 大講堂会議室 出席者 委員10名，教員12名
法科大学院の準備状況に関する説明，審議

第3回 2004年5月10日 大講堂会議室 出席者 委員8名，教員9名
法科大学院施設・授業見学

法科大学院の開校状況に関する説明、審議

第4回 2004年12月13日 大講堂会議室 出席者 委員9名、教員9名

法科大学院学生代表との懇談、懇談結果について討議

法科大学院の現状報告等（夏学期定期試験の結果、サマースクール、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラム」、実務教育の現状、2005年度入学試験）、討議

第5回 2005年6月6日 大講堂会議室 出席者 委員8名、教員7名

法科大学院の現状報告等（2004年度の総括について、2005年度入学者の概要について、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について、その他）、審議

第6回 2005年12月12日 フォーレスト本郷 出席者 委員9名、教員8名

法科大学院の現状報告等（2005年度夏学期の総括について、2006年度入学出願状況について、実務教育について、認証評価について、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について、その他）、審議

第7回 2006年6月9日 法文1号館中会議室 出席者 委員10名、教員9名

法科大学院の現状報告等（2005年度の総括について、2006年度入学者の概要について、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について、ファカルティ・デベロップメント実施状況について、その他）、審議

第8回 2006年12月11日 フォーレスト本郷 出席者 委員8名、教員6名

法科大学院の現状報告等（2006年度新司法試験の結果について、大学評価・学位授与機構による予備評価について、2006年度夏学期の総括について、2007年度入試出願状況の概要について、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について、その他）、審議

第9回 2007年6月18日 法文1号館中会議室 出席者 委員9名、教員8名

法科大学院の現状報告等（2006年度の総括について、2006年度冬学期学生アンケートの結果について、2007年度入学者の概要について、法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について、法科大学院認証評価（予備評価）について、その他）、審議

第10回 2007年11月28日 フォーレスト本郷 出席者 委員8名、教員9名

法科大学院の現状報告等（2007年度新司法試験の結果について、2007年度夏学期の総括について、2008年度入試第一次段階選抜の概要について、2007年度以降の「専門職大学院教育推進プログラム」について、東京大学法科大学院ローレビューについて）、審議

第11回 2008年6月2日 法文1号館中会議室 出席者 委員9名、教員10名

法科大学院学生代表との懇談，懇談結果について討議

法科大学院の現状報告等（2008 年度入学者の概要について，法科大学院形成支援プログラム「トランスナショナル・ロー・プログラムズ」について，その他），審議

（出典 専攻長室保管資料）

なお，本法科大学院学生から教育等に関する意見・要望を聞く手段を重層的に設けており，法科大学院の教育等について最も切実な利害関係を有する学生からの意見・要望は重要な自己点検・評価の手段となっている。具体的には，①新入学生との昼食懇談会，②専攻長宛メール，③学生による授業評価がある。①は，専攻長，副専攻長及び学務委員が分担して新入生約 20 名ずつと延べ約 15 回にわたり昼食をともにしながら懇談するという方式で実施され，そこで学生から寄せられた意見や要望は，整理された上で，法曹養成専攻教育会議でも紹介され，必要な改善策が講じられている。②は，法科大学院学生がいつでも意見や要望をメールにより寄せることができることとしているものであり，教育等に関する自己点検をするために必要な情報の入手の手段としての意義を有している。③も，直接は，ファカルティ・ディベロプメント活動の一環ではあるが，学生による質問に対する回答や自由記載の意見・要望は，教育等に関する自己点検・評価のために必要な情報入手の手段としても大きな意義をもっている。（①～③の詳細は，5－1－1を参照）

9－3 情報の公表

基準9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

（基準9－3－1に係る状況）

本法科大学院における研究及び教育等の状況を公表するものとして、ホームページ上に掲載される「自己評価」「東京大学法科大学院概要」がある。本法科大学院を含む研究科全体の研究及び教育等の状況を公開する手段としては、2年ごとに刊行される「東京大学法学部研究・教育年報」がある。また、和文及び英文の法科大学院パンフレットを作成し、関係各方面及び入学者選抜に関する説明会参加者等に配布しており、和文のパンフレットはホームページ上にも掲載している。《別添資料16「東京大学法学部研究・教育年報第19号」、別添資料18「2007年度東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻自己評価(法科大学院の現況と評価)」、別添資料19「東京大学法科大学院概要」、別添資料1「東京大学法科大学院パンフレット（和文）（英文）」参照》

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

「東京大学法科大学院概要」には，解釈指針 9－3－2－1 に掲げられた事項その他の教育活動等に関する重要情報を記載しており，ウェブサイトでも公開している。「東京大学法科大学院概要」は，毎年度改訂することとしており，最新の情報を公開する手段として位置づけられている。《別添資料 19 「東京大学法科大学院概要」参照》【解釈指針 9－3－2－1】

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

評価の基礎となる情報については、評価対応作業班及び法曹養成専攻学務委員会が、自己点検・評価作業の過程において、研究科の組織体制上各々の事項を所管する教員及び事務職員から調査・収集を行い、必要に応じて収集した情報を整理・加工し、本自己評価書の作成に使用できるものとしている。これらの収集、整理・加工した情報については、それぞれファイルとして整理し、法曹養成専攻長室において保管している。これらの情報には、基準9-2-1の資料として掲げた文書及び基準9-3-2に規定する公表に係る文書又はそれらのハードコピーが含まれている。《資料910 参照》【解釈指針9-4-1-1】

評価の基礎となる文書の多くは、東京大学法人文書管理規則により、5年以上の保存期間が定められている。試験関係書類のように、5年以下の保存期間を定められているものもあるが、評価の基礎となる文書はすべて、同規則11条に基づき、部局等総括文書管理責任者である法学政治学研究科長が、評価を受けた年から5年まで保存期間を延長している。なお、評価の基礎となるこれらの文書についての文書管理者は、法学政治学研究科事務長である（東京大学行政文書管理規則第4条第3項・別表1）。実際には、評価対応作業班及び法曹養成専攻学務委員会が、必要な文書について判断し、教員及び事務職員に提供を依頼して収集し、大学院係を管理担当課として法曹養成専攻長室に保管している。評価の基礎となる情報については、以上のように、評価機関の求めがあればすみやかに提出できる状態で保管されている。《資料911 参照》【解釈指針9-4-1-2】【解釈指針9-4-1-3】

資料 910 評価関係資料一覧表

法科大学院パンフレット	別添資料 1
法科大学院便覧	別添資料 2
授業科目シラバス集	別添資料 3
法学部便覧	別添資料 4
科目等履修生規則	別添資料 5
法律相談クリニック学生用レジュメ・教員用レジュメ	別添資料 6
成績分布表	別添資料 7
法科大学院入学試験問題	別添資料 8
授業アンケート資料	別添資料 9
新入生との昼食懇談会記録	別添資料 10
入学者選抜規則	別添資料 11
法科大学院学生募集要項	別添資料 12
入学願書	別添資料 13
トランスナショナル・ロー・プログラムズ開催一覧	別添資料 14
東京大学 BLC 公開講座一覧	別添資料 15
東京大学法学部研究・教育年俵 19 号	別添資料 16
法科大学院担当教員に関するウェブサイト	別添資料 17
法曹養成専攻自己評価（法科大学院の現状と評価）	別添資料 18
法科大学院概要	別添資料 19
バリアフリーマップ本郷地区キャンパス	別添資料 20
上級シリーズのシラバス（例）	資料 201
法科大学院カレンダー	資料 202
試験講評会日程表	資料 203
補講時間割表	資料 204
シラバス（抜粋）講義の目的・ねらい・進め方	資料 301
シラバス（抜粋）成績評価基準等	資料 302
サマースクールのプログラム	資料 303
法学政治学研究科規則（抜粋）履修の上限	資料 304
履修科目登録状況	資料 305
法科大学院便覧（抜粋）履修の上限	資料 306
成績評価規則	資料 401
成績評価のガイドライン	資料 402
シラバス集（各科目末尾部分例）	資料 403
法科大学院便覧（抜粋）授業の履修・試験・成績	資料 404
成績評価規則	資料 405
試験講評会日程	資料 406
法科大学院便覧（抜粋）成績表の配布および成績に関する説明	資料 407

成績評価の説明願	資料 408
成績評価の説明願（具体例）	資料 409
成績評価の説明願（回答例）	資料 410
法学政治学研究科規則（抜粋）定期試験	資料 411
試験時間割表	資料 412
受験者心得	資料 413
追試験の実施要領	資料 414
追試験実施実績	資料 415
法学政治学研究科規則（抜粋）他の研究科及び専攻の科目	資料 416
専門職学位課程規則（抜粋）法学既修者の単位認定	資料 417
他研究科等科目履修実績	資料 418
法学政治学研究科規則（抜粋）進級制	資料 419
進級状況	資料 420
法科大学院便覧（抜粋）進級制	資料 421
法学政治学研究科規則（抜粋）他の研究科等の科目・修了要件	資料 422
入学者選抜規則（抜粋）	資料 423
入学者選抜手続規則（抜粋）	資料 424
教育向上体制規則	資料 501
教育方法助言委員会開催記録	資料 502
参観報告書例	資料 503
授業に関する情報交換会実施記録	資料 504
法曹養成専攻長宛学生専用メールアドレスのお知らせ	資料 505
実務家教員の教育経験一覧	資料 506
実務家教員と研究者教員が共同で担当する授業の例	資料 507
法科大学院パンフレット（抜粋）目標	資料 601
法科大学院入学試験ガイダンス配付資料（抜粋）目標	資料 602
ホームページ「法科大学院入学試験に関する Q&A」	資料 603
他学部出身者・社会人の受入実績	資料 604
在籍者数	資料 605
各年度における入学者数	資料 606
新入生オリエンテーション日程	資料 701
法科大学院便覧（抜粋）法学未修者の履修	資料 702
文書作成講評会の実施状況	資料 703
文書作成講評会出題例	資料 704
シラバス（リサーチ、ライティング&ドラフティング）	資料 705
シラバス（民事系判例研究）	資料 706
シラバス（民事実務基礎）	資料 707
シラバス（刑事実務基礎）	資料 708
リサーチペーパー・研究論文一覧	資料 709

質問タイム日程	資料 710
試験講評会日程	資料 711
法科大学院便覧（抜粋）法科大学院教員とのコンタクト	資料 712
法科大学院便覧（抜粋）学習支援体制	資料 713
教育支援室日程	資料 714
クラス顧問一覧	資料 715
ティーチング・アシスタントの利用実績	資料 716
法科大学院便覧（抜粋）学習相談室	資料 717
日本学生支援機構奨学金、入学料免除、授業料免除適用者数	資料 718
東京大学大学院学則（抜粋）入学料・授業料の納付	資料 719
東京大学大学院学則（抜粋）入学料・授業料の免除	資料 720
奨学金契約書	資料 721
第一勧業信用組合・東京大学法科大学院生専用ローン商品概要（抜粋）	資料 722
法科大学院便覧（抜粋）奨学金・学生ローン	資料 723
法科大学院便覧（抜粋）キャンパスライフ	資料 724
東京大学保健センターの紹介	資料 725
東京大学学生相談所案内	資料 726
東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要領（抜粋）	資料 727
東京大学バリアフリー支援室について（抜粋）	資料 728
法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター規則（抜粋）	資料 729
法学政治学研究科管理運営規則（抜粋）研究科教授会	資料 801
東京大学職員の就業に関する規程（抜粋）定年退職	資料 802
法学政治学研究科管理運営規則（抜粋）教育会議	資料 803
リサーチペーパー規則（抜粋）指導教員	資料 804
特別研究期間について	資料 805
特別研究期間許可状況	資料 806
法学政治学研究科管理運営規則（抜粋）研究科教授会	資料 901
法学政治学研究科管理運営規程（抜粋）研究科教授会	資料 902
法学政治学研究科等事務分掌規程（抜粋）組織	資料 903
職員組織表	資料 904
事務職員の研修等の受講状況	資料 905
教官自己規律実施要綱	資料 906
運営諮問会議要項	資料 907
運営諮問会議委員名簿	資料 908
運営諮問会議開催記録	資料 909
評価関係資料一覧表	資料 910
東京大学法人文書管理規則	資料 911
法科大学院便覧（抜粋）学習環境	資料 1001
自習室等の機器リスト	資料 1002

本郷総合棟視聴覚機器設置状況	資料 1003
法学部研究室規程（抜粋）	資料 1004
蔵書数一覧	資料 1005

(出典 専攻長室保管資料)

資料 911 東京大学法人文書管理規則（抜粋）

(管理体制)

第4条

3 部局総括文書管理者及び文書管理者は、別表1に定めるとおりとする。ただし、部局総括文書管理者が必要と認める場合には、別表1に定めるもののほか、文書管理者を別に定めることができる。

(保存期間)

第8条 法人文書の保存期間の基準は、別表3に定めるとおりとする。

2 保存期間の起算日は、作成又は取得した年度の翌年度の4月1日とする。ただし、法人文書の効率的な整理又は保存を考慮し、作成又は取得した日以降の特定の日を起算日とすることができる。

(保存期間の延長)

第11条 保存期間が満了した法人文書について、文書管理者が職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とする。

別表1（第4条関係）

部局名	部局総括文書管理者	文書管理者
法学政治学研究科・法学部	研究科長・学部長	法学部・法学政治学研究科事務長

別表3（第8条関係）

E教育一般	00総括	教育一般に関する通知等 生涯教育、リカレント教育、リフレッシュ教育に関するもの	5年
	01入試	入試に関する通知等 入試制度に関するもの 第一段階選抜、学部2次試験、編入学試験(学士入学試験を含む)、大学院入試、特別選考、附属学校の入学試験等の入学者の選抜及び成績考査に関するもの(合格者決定方法)	5年

	02教育課程	教育課程に関する通知等 カリキュラムに関するもので重要なもの 教育職員免許授与資格取得に係る課程認定申請に関するもの 授業に関するもの(休講に関するものを除く) 定期試験に関するもの 成績に関するもの(成績原簿を除く) 履修に関するもの 課外教育の実施に関するもので重要なもの 教科用図書配当表、学校医務執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿 担任学級、担任の教科・科目・時間表 指導要録及びその写し(入学卒業等の学籍に関する記録以外のもの) 出席簿 進学振分、修学指導、指導教官に関するもの 進路指導に関するもので重要なもの 学生の就職先に関するもので重要なもの 学位記等の英文の証明、学生証等各種証明書発行に関するもので重要なもの SCSに関するもので重要なもの	5年
J教育	00教育	定期試験問題、卒業試験問題、解答例 定期試験に代えて行うレポートの問題(課題)	5年

(出典 東京大学規則集)

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院は、法学政治学研究科の一専攻として設けられており、管理運営は研究科の組織体制の下で行われるが、その中で法科大学院としての専攻の独自性を最大限に確保することとしている。また自己点検・評価について、自己評価書、東京大学法学部研究・教育年報を公表しているほか、運営諮問会議及び学生による不断のチェックを受ける体制を整備している。平成18年6月に実施された法科大学院認証評価（予備評価）において指摘された、自己点検・評価の結果の公表も、ウェブサイトにより行っている。自己点検・評価を実施するための機関としては、法曹養成専攻学務委員会、評価対応作業班及び教育方法助言委員会を設置し、本法科大学院における教育活動等の改善を図っている。

なお、本法科大学院の目指す教育を確実に実施していくためには、教員及び事務職員並びに財政的基盤ともさらなる充実が望ましいが、国立大学法人として行財政改革の対象とならざるをえず、限られた人的・物的・財政的資源の下でいかに教育の質を高めていくかが課題となっている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院の授業は、主として法学政治学系総合教育棟（以下、「本郷総合棟」という）内にある法科大学院専用の教室・演習室で行われる。他に、補充的に使用される教室等として、第2本部棟7階の演習討論室、法学政治学研究科（以下、「研究科」という）・法学部の施設である法文1号館及び2号館の教室・演習室、弥生キャンパス内の総合研究棟（以下、「弥生総合棟」という）の研究会室・演習室がある。

本郷総合棟内には、中教室が2室（学生収容定員各153名）、小教室が5室（学生収容定員90名×3室、108名×2室）、演習室が2室（学生収容定員各36名）あり、他に、学生用のロッカー室、教育支援室がある。第2本部棟7階には、演習討論室6室（学生収容定員12名×5室、30名×1室）と学生談話室（面積20平方メートル）がある。《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」58・59頁参照》【解釈指針10-1-1-1】

全ての常勤専任教員に個室が与えられており（面積17～28平方メートル）、非常勤講師用のスペースとして、弥生総合棟に法科大学院講師室（面積46平方メートル、5席）があり、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる。【解釈指針10-1-1-2】

教員と学生の面談は、基本的に各教員個室において行うほか、講義直後や多数の学生から質問を受ける場合は、空いている法科大学院用の教室・演習室や研究科・法学部の教室等を利用することができる。非常勤教員についても、基本的に授業の前後の時間を活用し、法科大学院講師室、あるいは空いている教室・演習室を利用して学生との面談を行っている。また、電子メールで学生とやりとりする教員も多い。【解釈指針10-1-1-3】

事務職員の作業スペースは、法科大学院の事務組織が研究科の事務組織に包含されているため（基準9-1-2参照）、研究科の事務スペースとして確保されている（事務室455平方メートルなど）。【解釈指針10-1-1-4】

法科大学院学生専用の自習室として、本郷総合棟内の第1学生自習室と第2本部棟内の第2学生自習室が用意されている。第1学生自習室は本郷総合棟4階の全スペースを占めており、総面積465平方メートル、収容定員は212名であり、同自習室内には、法科大学院の学生にとって利用頻度が高いと考えられる法律関係の基本的な図書及び雑誌が開架式で備え付けられている。第2学生自習室は第2本部棟7階のほぼ半分を占め、総面積373平方メートル、収容定員は170名である。第3学生自習室は第2本部棟7階、総面積63平方メートル、収容定員は36名である。利用時間は、いずれも毎日（ただし、年末年始及び大学入試期日などを除く）午前9時から午後10時30分までである。なお、

各自習室の学生の利用状況にそれほど偏りはない。また、上記の第2本部棟演習討論室6室及び法文1号館の演習室のうち2室は、授業で使わない時間に自主的勉強会などの目的で法科大学院学生が使用可能になっている（いずれも予約制。第2本部棟演習討論室の利用時間は上記自習室と同じ。法文1号館の演習室2室は、授業期間中の平日が午前9時から午後9時まで、授業期間外の平日が午前9時から午後5時まで利用可能）。自習用スペースとしては、全学の施設である総合図書館の閲覧室も利用可能である。このように学生用のスペースは確保されているが、学生実数約700名に対する自習室の収容定員及び学生談話室の面積をなお拡充し、かつ同一建物内にまとめて配置すれば、学生の利便がさらに向上すると考えられる《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」参照》。【解釈指針10-1-1-5】

主として本法科大学院の授業が行われる本郷総合棟及び第2本部棟7階は、法科大学院専用の施設である。また、研究科の施設利用に関しても、本法科大学院は法学政治学研究科の一専攻（法曹養成専攻）であり、常にその管理・運営に関与している。たとえば、法科大学院学生は法学部研究室書庫内の図書も利用可能であるが、研究科・学部全体の図書の政策について検討を行う図書学術情報委員会においては、委員のうち法曹養成専攻の専任教員1名が法曹養成専攻担当幹事となり、法曹養成専攻学務委員会と連携しながら、法科大学院のニーズを図書室の運営に反映させる役割を果たしている。【解釈指針10-1-1-6】

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

現在、ネットワークへの接続は研究・教育上不可欠のインフラになっており、本法科大学院でもネットワークへの接続について十分配慮している。

法科大学院学生は、入学時に、東京大学情報基盤センターが本学の学生・教職員のために運用している「教育用計算機システム」(ECCS)のアカウントを取得し、このアカウントを利用してネットワークへ接続する。教員は、法学政治学研究科のネットワークであるLPnetのアカウントを取得し、これを利用してネットワークに接続する。また、常勤専任教員には一人一台ずつコンピューターが支給されている。

第1学生自習室に12台、第2学生自習室に10台、法学部研究室図書室の一般閲覧室に6台のコンピューター固定端末が設置されており、法科大学院学生は、ECCSのアカウントでこれらの端末にログインし、インターネットブラウジング、電子メールの受送信、所蔵図書検索ができるほか、法科大学院学生用のデータベースを利用することができる。利用可能なデータベースとして、以下のようなものがある。学生は、LEX/DB(判例を総合的に検索できる「総合データベース」)については、IDとパスワードがあれば、学外からでも自由にアクセスできる。他のデータベースは、学外からの利用はできないが、学内であれば、さまざまな場所からアクセスが可能である。教員についてもほぼ同様である。《資料1001、資料1002、別添資料2 2008年度東京大学法科大学院便覧(22頁)参照》。

資料1001 東京大学法科大学院便覧(抜粋)

IV 学習環境

7 オンライン・データベースおよび電子図書の利用

(1) 判例データベース

- (a) LEX/DB INTERNET (TKC ローライブラリー)
- (b) 判例体系 (第一法規法情報総合データベース D1-Law.com)
- (c) Westlaw Japan 日本法総合オンラインサービス

(2) 法令検索データベース

- (a) 法令データ提供システム
- (b) 現行法規 (第一法規法情報総合データベース)

(3) 文献検索データベース

- (a) 日本評論社・法律時報文献月報検索サービス (TKC ローライブラリー)
- (b) 法律判例文献情報 (第一法規法情報総合データベース)
- (c) FELIX (Journal Contents Database)

(4) 法律文献データベース

- (a) 主要法律雑誌 DVD(LIC)

- [1] 最高裁判所判例解説 DVD
- [2] 判例タイムズ DVD
- [3] 旬刊金融法務事情 DVD
- [4] 金融商事判例 DVD
- [5] 労働判例 DVD
- [6] ジュリスト DVD
- [7] 判例百選 DVD
- (b) 旬刊商事法務・資料版商事法務・NBL (TKC ローライブラリー)
- (5) 外国法データベース
 - (a) LEXIS-NEXIS
 - (b) Westlaw

(出典 2008年度東京大学法科大学院便覧)

資料 1002 自習室等の機器リスト

	コンピューター固定端末	プリンター	コピー機
第1学生自習室	12	2	5
第2学生自習室	10	2	1
法学部研究室図書室	6	1	5

(出典 専攻長室保管資料)

201号室及び301号室には各座席に有線LAN接続用ソケットと電源が配備されている。に加え、本郷総合棟の全域で無線LANを介してネットワークへの接続が可能になっている。第1学生自習室及び第2学生自習室では、座席に電源が配備され（一部の座席には有線LAN接続用ソケットもあり）、一定間隔で無線LANのアクセスポイントが設置されており、全域でネットワークへの接続が可能である。

本郷総合棟の各教室には視聴覚機器が備え付けられており、大型スクリーンなどにOHPやコンピューターの画像・映像を映し出せるようになっている。303号室及び304号室には遠隔ビデオ会議システムが導入されており、「国際契約交渉」の授業において、本法科大学院の教員・学生が、ワシントン大学の教員・学生と、討論（1学期に3～4回）および模擬契約交渉（1学期に6回）を行うために使用している。そのほか、本法科大学院の教員が、海外の大学の教授と研究・教育の打ち合わせを行うために、使用することもある。《資料1003参照》

資料 1003 本郷総合棟視聴覚機器設置状況

101・102号室（中教室）

プラズマディスプレイ4機、プロジェクター、DVD/VTR、書画カメラ、遠隔操作機器受信

201・203・204・301・305号室（小教室）

プロジェクター、DVD/VTR、書画カメラ

303・304号室（演習室）

プラズマディスプレイ、DVD/VTR、遠隔操作機器

(出典 専攻長室保管資料)

また、第1学生自習室に備え付けられた図書・雑誌は外部への持ち出しを禁止されているため、自習室内にコピー機5台が設置されている。また、ECCSのアカウントでログインしたコンピューター固定端末から、ネットワーク接続のプリンター2台を使って印刷を行うことが可能になっている（いずれもプリペイドカードを用いた有料サービス）《資料1002参照》。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

第1学生自習室内には、学習の上で利用頻度が高いと考えられる法律関係の基本的な図書及び雑誌が開架式で備え付けられており、これらは法科大学院学生専用の学習資料となっている。また、法科大学院学生は、世界的にみてもきわめて充実した内容の蔵書を誇る法学部研究室図書室を利用することができ、(研究室内に、ロッカー以外に個人専用スペースを持たないことによる制限を除き)教員及び総合法政専攻修士・博士課程在籍の学生と基本的に同一の条件で利用する資格を与えられている。そして、「10-1施設の整備」の末尾で述べたように、法学政治学研究科・学部全体の図書の政策について検討を行う図書学術情報委員会には、法曹養成専攻担当幹事が置かれている。《資料1004及び別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」参照》【解釈指針10-3-1-1】

上記の法学部研究室図書室には、司書の資格を持つ職員12名が配置されている《別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」参照》。【解釈指針10-3-1-2, 解釈指針10-3-1-3, 解釈指針10-3-1-6】

第1学生自習室内に備え付けられた法律関係の基本的な図書は4,864冊、雑誌は53タイトルに上り、また、法学部研究室図書室には、わが国でここにしか存在しない貴重な蔵書を多数含む「書庫」、逐次刊行物を浩瀚に所蔵する「継続資料室」、外国の法令集・判例集等の外国法に関する基礎資料を収集整備した「外国法令判例資料室」などに、併せて単行本760,084冊、逐次刊行物10,734タイトルが収蔵されており、研究・教育・学習上、十分な図書・資料が整備されている。また、第1学生自習室備え付けの図書については、随時学生及び教員からの購入希望を受け付けており、法学政治学研究科図書学術情報委員会での検討をふまえ、予算上可能な範囲で新規購入し、図書・資料の充実・整備に努めている。《資料1005参照》【解釈指針10-3-1-4】

これらの図書の利用に関しては、その適切な管理・維持を図るため、東京大学法学部研究室規程第3章「図書等の利用」が定められている《資料1004(第2条,第4条及び第18条～第34条)及び別添資料2「2008年度東京大学法科大学院便覧」参照》。【解釈指針10-3-1-5】

また、法科大学院学生は、法学部研究室図書室の他、近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)、東京大学総合図書館、本学他学部・他研究科の附属図書館を利用することができる。いずれの図書館においても、司書の資格を有する専門の職員が配置され、規則に従って適切な管理及び維持を行っている。

所蔵図書検索及び法科大学院学生用データベース利用のためのコンピューター固定端末が、第1学生自習室に12台、法学部研究室図書室の一般閲覧室に6台設置されている。また、第1学生自習室に備え付けられた図書・雑誌は外部への持ち出しが禁止されているため、自習室内にコピー機5台が設置されている。法学部研究室図書室の一般閲覧室にも、コイン式又はプリペイドカード方式のコピー機5台が設置されている。《資料1002参照》【解釈指針10-3-1-7】

資料 1004 東京大学法学部研究室規程（抜粋）

（研究室の施設）

第 2 条 研究室に、研究施設及び共同利用施設として、次の施設を置く。（中略）

（４） 書庫，継続資料室，マイクロ資料室，法制史資料室，外国法令判例資料室，一般閲覧室及び第 1 自習室（以下「図書室」と総称する）（以下略）

（図書・学術情報委員会）

第 4 条 図書室の図書及びマイクロ・フィルムその他の資料（以下「図書等」と総称する。）の購入，管理及び利用に関する事項並びに教授会が定めた事項を処理するために，図書・学術情報委員会を置く。

2 図書・学術情報委員会は，委員長，副委員長及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長，副委員長及び委員は，教授会が選任する。

4 委員長及び委員の任期は 2 年，副委員長の任期は 1 年とする。

5 研究室主任は，図書・学術情報委員会に出席し，意見を述べることができる。

第 3 章 図書等の利用（図書の利用方法に関する細則であり，法科大学院学生に関わる主な内容は法科大学院便覧 14～17 頁に記載されているので，原則として条文表題のみ掲げる）

第 18 条 （図書室の利用時間）

（図書利用資格者）

第 19 条 図書等の利用又は閲覧資格を有する者は，次の各号に掲げる者とする。

（中略）

（５） 本研究科学生及び本研究科研究生並びに公共政策学教育部の学生（以下略）

第 20 条 （一般閲覧）

第 21 条 （特別閲覧）

第 22 条 （書庫）

第 23 条 （継続資料室）

第 24 条 （マイクロ資料室）

第 25 条 （第 1 自習室）

第 26 条 （借出図書等の保管）

第 27 条 （図書等の帯出及び転貸の禁止）

第 28 条 （借出禁止図書）

第 29 条 （借出期間）

第 30 条 （借出期間中の図書等の一時利用）

第 31 条 （借出期間の満了した図書等の利用）

第 32 条 （大学院修士課程専修コース，法曹養成専攻及び公共政策学教育部の学生の図書等の利用に関する特例）

第 33 条 （借出図書等の照合）

第 34 条 （違反に対する処置等）

（出典 法曹養成専攻規則集）

資料 1005 蔵書数一覧（2008 年 3 月 31 日現在）

1. 法科大学院第1自習室図書

図書	4,864 冊	（うち洋書 345 冊）
雑誌	53 タイトル	（うち外国雑誌 2 タイトル）

2. 単行本蔵書冊数

研究室図書室	629,237 冊
旧外セ	74,403 冊
明治文庫	56,788 冊
合 計	760,428 冊

3. 逐次刊行物タイトル数

研究室図書室	3,324 タイトル
外国法令判例資料室	194 タイトル
明治文庫	7,216 タイトル
合 計	10,734 タイトル

（出典 専攻長室保管資料）

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の学生は、学生専用の学習資料のみならず、世界的にみてもきわめて充実した内容の蔵書を誇る法学部研究室図書室を利用することができ、学習・研究のための文献を利用する上で、国内で最高の環境を提供されている。研究・教育・学習のためのネットワークや、遠隔ビデオ会議システムをはじめとする視聴覚機器も、きわめて充実している。

他方、改善を要する点としては、自習室や学生談話室などの学生用スペースをさらに拡大し、かつ、同一建物内にまとめて配置することで利便性を向上させることが考えられる。また、コンピューター固定端末やコピー機、プリンターについても、必要台数は確保されているものの、現在より設置台数を増やすことで、より効率的な学習をサポートすることができるものと思われる。

目 次

番号	名 称
1	法科大学院認証評価 自己評価書
2	別紙2 (別紙様式1)開講授業科目一覧
3	別紙2 (別紙様式2)学生数の状況
4	別紙2 (別紙様式3)教員一覧
5	別紙2 (別紙様式4)科目別専任教員数一覧
6	成績評価基準(法曹養成専攻成績評価規則)
7	成績分布データ(平成19年度成績分布データ)
8	平成20(2008)年度 授業シラバス集
9	平成19(2007)年度 授業シラバス集
10	法科大学院パンフレット
11	平成20年度 法科大学院便覧
12	法学部便覧
13	法曹養成専攻 科目等履修生規則
14	法律相談クリニック学生用レジュメ・教員用レジュメ
15	法科大学院入学試験問題
16	授業アンケート資料
17	新入生との昼食懇談会記録
18	法曹養成専攻入学者選抜規則
19	平成20(2008)年度 法科大学院学生募集要項
20	平成20(2008)年度 入学願書
21	トランスナショナル・ロー・プログラムズ開催一覧
22	東京大学BLC公開講座一覧
23	東京大学法学部研究・教育年報19号
24	法科大学院担当教員に関するウェブサイト
25	法曹養成専攻自己評価(法科大学院の現状と評価)
26	法科大学院概要
27	バリアフリーマップ本郷地区キャンパス